

鹿兒島県史料集 (58)

通 昭 録 (七)

鹿兒島県立図書館

刊行のことば

鹿児島県史料集第五十八集としてここに「通昭録（七）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勸農使として務める傍ら収集した膨大な数の詩歌や文章・史料などをまとめたものです。

内容は、薩摩藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆等を含みます。

今回は、八十余巻のうち巻之四十九から巻之五十四までを刊行することといたしました。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸所蔵本、東京大学史料編纂所蔵本を参考に、鹿児島大学教授の丹羽謙治氏、鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編纂委員の堂満幸子氏、同じく編纂委員の塩満郁夫氏によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる三方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成三十一年三月

鹿児島県立図書館長

原 口 泉

目次

解題	ii
例言	vi
通昭錄卷之四十九	越昭隨筆 卷一	1
通昭錄卷之五十	越昭隨筆 卷二	19
通昭錄卷之五十一	越昭隨筆 卷三	33
通昭錄卷之五十二	越昭隨筆 卷四	53
通昭錄卷之五十三	越氏隨筆 卷五	67
通昭錄卷之五十四	越氏隨筆 卷六	88

解題

『通昭録』卷四十九から卷七十までは、「越氏随筆」ないし「越昭随筆」と題する、得能通昭が書物から抜き出したり考証を加えたりした種々雑多な知識や情報の筆録である。ジャンルとしては、いわゆる「近世随筆」に属する。

本書には『通昭録』卷四十九から五十四までの六卷分の翻刻を収録した。

「越氏随筆」「越昭随筆」と、二種類の表題が存在するが、その内訳は次のとおりである(原本と見られる東大史料編纂所本による)。

卷四十九・五十	「越昭 [※] 随筆」(卷一・二)
	※「氏」↓「昭」へ修正
卷五十一・五十二	「越昭 [※] 随筆」(卷三・四)
	※「氏」↓「昭」へ修正
卷五十三・五十四	「越氏随筆」(卷五・六)
卷五十五・五十六	「越氏随筆」(卷七・八)
卷五十七・五十八	「越氏随筆」(卷九・十)
卷五十九・六十	「越昭随筆」(卷十一・十二)
卷六十一・六十二	「越昭随筆」(卷十三・十四)
卷六十三・六十四	「越昭随筆」(卷十五・十六)
卷六十五・六十六	「越昭随筆」(卷数なし)
卷六十七・六十八	〈なし〉(卷数なし)
卷六十九・七十	「越昭随筆」(卷数なし)

最初は「越氏随筆」と命名されていたようで、現に、卷四十九にある自序の題、序の本文、および卷五十三、卷五十四の内題などには「越氏随筆」とあり、さらに東大本(得能本)の表紙の中央にも、朱で「越氏随筆 二」などと書かれている。得能の本姓が「越智」であることから、このように題をつけたものだが、卷四十九から卷五十二の目録題や内題では、たとえば「越^昭氏随筆卷之一目録」のように、「氏」を見せ消ちにして「昭」と改めている。また、卷五十九から卷七十では内題が「越昭随筆」であることから、「越氏随筆」としてある程度整理が終わり、序文を書き終り、その後増補した部分を「越昭随筆」と改めたものと推定される(卷五十三からの六卷分は修正を忘れた可能性もある)。言うまでもないが、「越昭」の「昭」は諱の「通昭」の一字をとったものである。

卷四十九は「越氏(昭)随筆」の卷一であり、冒頭に序文(自序)を掲げている。その内容は、自分は少年から成人に達するまでに見聞した物を書き留めていたものがあつたが、この随筆は今年の夏の曝書の折、反古の中から出てきた物である。読んでも益にならない物が八・九割あるうが、益になるものが一・二割あるかも知れない。屑籠に捨てるのも惜しいためすぐに謄写して夏日の眠りに代える(昼寝をしないで筆写する)、という。

『通昭録』卷四十九は「越氏(昭)随筆」の卷一である。「本邦五畿七道」から「歴代度量衡」まで十六の項目があり、その中で詳細に記載しているのが「官位相当」「宗族図」「歴代度量衡」である。

「官位相当」では位の正一位・従一位に相当する官職である太政大臣から少初位下の下国目までと無相当官の参議・舍人迄の日本の古代律令制度上の全ての官職をならべている。さらに長官(カミ)・

次官（スケ）・判官（ジヨウ）・主典（サカン）の四等官に分類し、その用字は官司によって異なることを表で示している。歴史辞典に記載してあるように分類している。

「温泉」の項では北海道を除いた、近世における全国の著名な温泉地が記載されている。国ごとに現在の有名な温泉が並んでいるが、鹿児島県では薩州に副田（入来）、湯田（市来）、見水（山川）、成川、摺浜（指宿）、市比野、大河内（出水）の七カ所、隅州は安楽と「鉾薙」のわずか二カ所である。鉾薙は『三国名勝図会』によると、桑原郡踊邑中津川村の山中とある。霧島・硫黄谷温泉は日州に含まれている。

度量衡については現在では考えられないくらい詳細に記述されている。度は長さ、量は容積、衡は質量（目方）を意味している。日本での度量衡制度の成立時期は定かでないと言われ、七世紀から八世紀にかけて度量衡の定着が図られたと思われる。単位は七世紀の中国の唐令に倣っていることが窺われる。しかし中国の最古の王朝である殷（商）さらには伝説王朝である夏に始まっているとして、商・周と続いて明へと伝えられるとしている。

宗族図に関しても非常に詳しく続柄を調べている。本宗、母党、親族等に分けて続柄を漢字で記し、その読み、内容を細かに記し現在にも十分に通じるものがある。更にその続柄での服喪の期間が定められている。喪服の内容も記され、続柄によっては無服の親族もいることが分かる。これから見ると現在の習慣は江戸時代の規則から薄れ、非常に緩やかになっているようである。

巻二では島津家の家臣、および島津家伝来の行事や武具などの由緒を始めとして四十五項目について記述してある。その中で島津家

と近衛家の関係や信輔公について触れている。島津家初代忠久が撰津の住吉社で誕生した翌日に近衛基通公が社参した時に嬰兒の泣き声をあやしんで子細を聞き、御車に乗せて帰参し養育された故に昔時から由緒があった。そして島津義久の時に近衛家御一門に加えられたということである。

薩摩暦については島津重豪の天文暦学研究所たる明時館の創建が有名であるが、薩摩は既に鎌倉時代から暦官がいて暦を作っていたとのことである。それは、忠久公が入国する時に遠国のために頼朝公から暦士一人が派遣され世々国暦を使用して構わないとのことであつた。派遣された本田与一右衛門が城下士として扱われたと記している。

苗代川焼は朝鮮人伝来の器ではないと論じている。先祖が朝鮮国の星山に住していた星山氏が帖佐に来て陶工として業をなして古帖佐焼と言ひ、次に鹿児島立野に移し、これを立野焼と称していた。朝鮮人を苗代川に移した時に産業が無かつたので陶業を星山氏に学ばして産業として、これから今に至るまで苗代川焼としている。

家康公略伝では叙位・任官が中心であるが、それ以外の出来事として、今川義元への人質、初陣、秀忠の誕生、嫡子信康と母公の浜松城での自害、遺言で久能山に葬り三年後日光山への改葬、神号を賜り東照大権現と言われるようになったことなどを記している。

巻三から巻五までは、有職故実や歴史（由緒）に関する事項が主であつた巻一・二とは趣を異にし、言語や風俗、対外関係、食物、物事の由来など多岐にわたる事柄が数多く筆録されている。巻六は、再び大名家に関する歴史的な内容にもどっている。

項目の数は巻三が百四十三項目、巻四が百一項目、巻五が

二百四十三項目、巻六が四十二項目である。

巻三は多種多様な話題になっているが、傾向としては言葉の意味や用法についての考証、中国の度量衡、本朝の律令制下の位田・職田など有職故実、あるいは漂流者や海外情報が盛り込まれているのが特徴である。漂流民や海外情報については、西川如見（求林齋）『長崎夜話草』（享保五年跋）に依っている。同書に収録されている、いわゆる「じゃがたら文」は『通昭録』四十四卷（和文之部）に写されていたので、和文以外の情報が随筆に取られていったのである。

巻四では織物や染物など服飾や髪形に関する知識が多いのが特徴である。江戸時代には交易を通じて舶来の織物や染物が輸入され、またそれを真似た国産品も多く作られた。「天鷲絨」「千弥染」「へんから島（縞）」「さんとめ島（縞）」などである。また、この他に吉田兼好の墓、「仙人絵画図略伝」と題して中国の仙人等の名とその図様について六十二項目羅列されている。

巻三から巻五にかけては、事物の起源を記したものが散見される。たとえば、次のようなものである。

一 天守ハ織田信長江州安土城を築に始まる。

一 梟首の始は黄帝蚩尤を斬て首を獄門に掛たり、是梟首のはしめなり、

一 筆は秦の蒙恬に始まり、紙ハ後漢の蔡倫に始まるといふは非なり、五雑俎・百川学海等に弁せり、

これらは貝原好古『大和事始』（天和三年序）、同『中華事始』（元禄十年刊）に載る記事を筆録したものである。二つめの例に対応する『中華事始』巻五の四十三「梟首」の内容は「むかし黄帝、蚩尤を切て、其首を軍門にかけさせ給へり。此梟首の始也」である。

巻五で目立つのは何と言っても「和墨法」「納墨法」「黒紙書字法」「衣類汚損を落とす法」といった極めて実用的な知識・情報で、これらはおおよそ二百六十条にわたって続いている。これらは実は貝原益軒の『万宝鄙事記』に基づいているものである。始まりは、巻五の二番目の条、「亀の尿を墨に入れて書けは…」の条（『鄙事記』文（字門）と、次の「古井の中に入るにハ…」（『鄙事記』宮作門）であるが、それから離れて「夏月衣のかひ（黻）」の項目から巻五の巻末まで連続して続いている。典拠の『万宝鄙事記』は宝永二年（一七〇五）四月、京都の茨城多左衛門刊行の実用書で、八巻四冊から成り、衣食住に関するさまざまな実用的な知識を、衣服・宮作・器財・硯墨筆紙・文字・刀脇指・収種法・花・香・火・紙細工・染物・去虫鼠・雑門・占天氣・月令・養氣・食禁・用菓・灸治の二十の部門に分けて記載する。以下に『万宝鄙事記』と『越氏随筆』と、対応する項目を二例挙げてみる。

（例一）

『越氏随筆』

一 書籍に雨のもりかゝり水ひたれるなど、大なる甑の内に入てむし日にほし、おもりをかけておけは損せず、

『万宝鄙事記』

書籍に雨のもりかゝり、又道中・船中などにて水に浸れるを、大きな甌の内に蒸、日に干おもりを懸て置バ損せず、王氏談録

島津家出身で敷根氏を継ぎ、のちに島津姓と「久」の偏諱を許された島津久頼のことなどが記されている。

(例二)

『越氏随筆』

一 火事には蔵の内に火を燃すへし、外の火氣入らず、蠟燭よし、油かわらけに火を三ともし下に水を置へし、

『万宝鄙事記』

火事の時くらの内に火を燃しをく事。外の火氣を内へ入まじき防ぎ也。此時はらふそくよし。或ハ油かハラけに火を三ともし。下に水を置べし。

得能通昭は『万宝鄙事記』を引用する際、原文そのままではなく、文章を一部簡略化し要点をまとめるとともに、原文の典拠を省略していることがわかる。学術的な面よりも実用的な知識の方に重点が置かれているものと思われる。

右のように貝原益軒・好古父子や西川如見の著作の他、新井白石『五事略』、『舜水文集』などを引用している。

巻六は、巻五とは一転して、島津家や織豊時代から近世初期の大名家についての由緒、あるいは領国や石高などの知識が記載される。豊臣秀吉に仕えた小西行長・石田三成・安国寺恵瓊ら、あるいは徳川御三家、親藩の他、大名の生駒一政・加藤忠廣・寺澤廣高・高力隆長ら改易・配流などに処せられた大名についての記載もある。また、筑後柳川城主であったが後に島津氏に仕えた田尻氏や、宮之城

例言

一 底本は鹿児島県立図書館所蔵本とし、都城島津邸所蔵本および東京大学史料編纂所所蔵本（得能本）と校合した。ただし、各巻の目録は、底本に従うと本文とずれが生じるため東大本を用い順序を改変した。

一 校合の結果は次のように示した。

1 異同は当該箇所傍らに記すか、当該箇所の後方、*の下に示した。都城本は○で、東大本は◎で示す。

(例) 新親 戚宮之原筑兵衛

なお、底本に読み仮名がなく、都城本、東大本に読み仮名がある場合は()で読み仮名を示す、または※を付して別これを記載した。

2 次のような漢字と仮名の相違、あるいは送り仮名の異同については省略した場合がある。

(例1) 程 ↓ ほど

(例2) 過ぎけり ↓ 過けり

一 本文の作成に当たっては次のような方針をとった。

1 漢字は、原則として常用漢字にあるものはこれを用いたが、固有名詞や一部の漢字（「藝」「附」など）の場合は原本のままとした。

2 変体かなは、通行の字体に改めたが、「ハ」「ミ」「ツ」はもとの形を残した。

3 闕字、平出がある場合はこれを反映させた。
4 挿入がある場合、指定箇所に組み入れた。その際は一々注記しない。

5 句点()および並列点(・)を加えた。

6 底本に欠落があり他本で補った場合は()でこれを示した。

7 破れや虫損等で文字の識別ができない場合は、□、あるいは□でこれを示した。

8 踊り字「と」は「々」ないし「々」に改め、「く」はそのままとした。

ただし、「国く」のような場合は「国々」とした。

9 合字「ぢ」「臣」はこれを開いた。(例)「ぢ」↓「より」

10 丁移りは煩雑になるため示さなかった。ただし、目録については空行を設けることでこれを示した。

11 本文について注記が必要な場合は、※でこれを示した。

一 本書の翻刻の分担は以下のとおりである。

卷四十九・五十 塩満郁夫

卷五十一・五十二 丹羽謙治

卷五十三・五十四 堂満幸子

通昭録卷之四十九

越氏隨筆

越氏隨筆ハ昭か成童より弱冠に至り見聞に随ひ漫書する処なり、今歳夏月書を暴らすの際、反故堆中より出つ、読むに益なき者十に八九、益ある者も亦十に一二、故に廢籠中に投せんも亦惜しまざる事あたわす、直に給^水写^〇して夏日の眠に易るといふ、得能通昭題す、

越昭隨筆卷之一目錄

- 一 本邦五畿七道
- 一 国司守護代目代代官
- 一 本邦当今諸侯品級
- 一 官位相当
- 一 百官図
- 一 公卿
- 一 公方
- 一 宗族図
- 一 親戚正名
- 一 喪服并無服
- 一 本邦温泉
- 一 四神相応地
- 一 歴代正月
- 一 本朝始用漢字
- 一 歴代字形
- 一 歴代度量衡

越氏隨筆卷之一

一 本邦五畿七道ハ三十一代用明天皇分ち、国々ハ三十四代推古天皇分ち、諸国の境ハ四十代天武天皇定め、六十六州ハ五十四代元明天皇分ち定む、

一 中古国司・守護代・目代・代官の号あり、国司ハ一国の政道を行ふ、守護代ハ国司に代り一郡一国の政を行ふ役人也、目代ハ国司巨細に政道とよきかたきゆへ、名代に其国へ遣し置き、諸事を我に告さする役人なり、代官ハ一郷一村の司となり、米穀を納め、田畠の損益・得失を考る役人なり、

一 本朝当今諸侯の制、禄万石以上を大名と称す、即諸侯なり、又分^刑有^刑り、万石以上・五万石以上・十万石以上・三十万石以上凡て四等なり、品第をいへは国主・城主・領主なり、凡て三等、其爵位ハ大中納言・参議・中将・少将・侍従・四位・五位凡て八等諸侯の制是に止まる、

一 官位相当、

- 正一位従一位 大政大臣
- 正二位従二位 左大臣 右大臣
- 正三位 大納言
- 従三位 中納言 弾正尹 太宰師 大将 女尚侍
- 以上公卿
- 正四位上 中務卿 東宮伝
- 正四位下 参議 式部卿 治部卿 民部卿 兵部卿 刑部卿
- 大蔵卿 宮内卿 三太守
- 従四位上 左大弁 右大弁
- 従四位下 中務権大夫 弾正大弼 神祇伯 女典侍

大膳大夫 左京大夫 春宮大夫 修理大夫 勘ヶ由長官

按察使 右兵衛督 右衛門督 中將 太宰大式

正五位上 右中弁 中務太輔

正五位下 左少弁 彈正少弼 式部太輔 治部太輔

民部太輔 兵部太輔 刑部太輔 大判事 大藏太輔

宮内太輔 少將

從五位上 中務少輔 大舍人頭 図書頭 内藏頭 縫殿頭

内匠頭 右馬頭 大學頭 兵庫頭 雅樂頭

玄蕃頭 諸陵頭 主計頭 左頭 鎮守府將軍

女掌侍 大國守 右衛佐 左衛佐

從五位下 少納言 中宮權佐 陰陽頭

神祇太輔 上総介 常陸介 上野介

侍從 式部少輔 文章博士 治部少輔

民部少輔 兵部少輔 刑部少輔 囚獄正

大藏少輔 宮内少輔 大膳亮 大炊頭

主殿頭 典藥頭 掃部頭 左京亮

勘ヶ由次官 東宮博士 春宮亮 春宮大進

修理亮 齊宮頭 齊院長官 上國守

太宰少式

正六位上 神祇少輔 大外記 右大史

彈正大忠 中務大丞 大内記 内匠助

大学助 玄蕃助 正親正 内膳正

造酒正 東市正 主膳正

正六位下 彈正少忠 大舍人助 図書權助

内藏權助 縫殿助 右馬助 兵庫助

右

式部大丞 明經博士 治部大丞 雅樂助

主計助 隼人正 織部正 左助

采女正 齊宮助 大國介 中国守

太宰大監

從六位上 中務少丞 中宮大進 陰陽權助

式部少丞 治部少丞 掃部助 主水正

將監 上國介 太宰少監 右衛門大尉

從六位下 大監物 中宮少進 少判事

典藥助 大膳大進 下國守 左京大進

右兵衛大尉 春宮少進 主殿頭 主馬首

勘ヶ由判官

正七位上 彈正大疏 少外記 右少史

中務大録 少内記 式部大録 治部大録

大膳少進 右兵衛少尉 太宰大典 右衛門少尉

正七位下 少監物 大主鈴 舍人大允

図書大允 陰陽博士 天文博士 軍監

助教 直講 明法博士 医博士

左京少進 大國大掾

從七位上 主典 舍人少允 図書小允

陰陽小允 曆博士 音博士 書博士

算博士 大國少掾 上國掾

從七位下 大典鑰 漏刻博士 囚獄佐

針博士 医師 正親佐 典廩

造酒佐 東市佐 勘ヶ由主典 將費

原		職			
諸寮	諸職坊并	八省	太政官	神祇官	長官
頭	大夫	卿	大臣	伯	次官
助	亮	輔 少大	納言	副少大	判官
允 無大或少	進 少大	丞 少大	少納言 左弁官大中小 右弁官	祐 少大	主典
属 無大或少	属 少大	録 少大	外記 左大史 右大史 大少	史 少大	

正八位上 少主録 彈正少疏 式部少疏
 治部少疏 隼人 佐 織部 佐 采女 佐
 太宰少典
 正八位下 中務少録 中宮大属 大膳大属
 主水 佐 左京大属 中国掾
 從八位上 中国少属 軍曹 大膳少属
 左京少属 大国大目
 從八位下 少典鑰 舍人大属 内蔵大属
 算師 大国少目 上国目 下国掾
 大初位上 舍人少属 内蔵少属
 大初位下 隼人令史 中国目
 少初位上
 少初位下 下国目
 無相当官 参議 内舍人

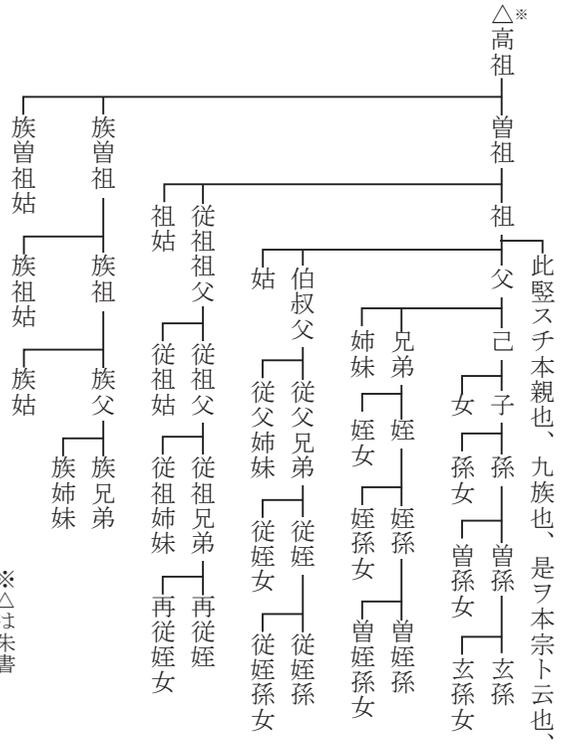
図						
家親王并職上 三位以上	宮人十司	鎮守府	四府	近衛府 右左	太宰府	諸国中 大上下
令	尚侍	將軍	督	大將	師 有權官	守權官 大上有
扶 家二三 扶位	典侍	副將軍	佐	將 少中	式 少大有 權官	介 中大有 無權 介
從 三二一 位品二 品一位 家二位 八位家 無從 從少大	掌侍 掌無或	軍監	尉 少大	監 少大	監 少大	掾 大上 大有 中國 無大 掾少
書 家一 八位二 有少	女儒 取女儒 司膳司 采女	軍曹	志 少大	將曹	典 少大	目 大國 有

横		從 [○] 繼				
外令 檢非使	外 施藥院 使	令 修理宮城 司	外令 加茂齊院 司	東宮 署監	彈正台	諸司
別当	使	長官	首	正	尹	正
佐		次官			弼 少大 令無 大少	
尉	判官	判官		佑	忠 少大	佑
志	主典	主典		令史	疏 少大	令史 無大 或少

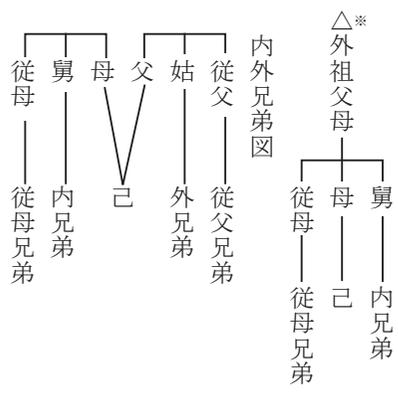
一 公卿ハ三公九卿なり、是則大中納言をいふ、月卿といふも同じ、雲客とハ殿上人をいふ、四位・五位・六位をいふ、専中將・少將・侍從をいふなり、

一 公方号ハ元來院の尊号也、足利義詮將軍までハ公武相交て天下の政道を沙汰せしに、室町將軍義滿に到て初て武家一統の世となり、官太政大臣に任し勅宣を受けて公方と稱せしより已來世々大樹の任に当れる人を公方といふ、御当家將軍宣下無之已前ハ上様と稱し、宣下の後、公方様と稱する也、

一宗族図



母党図



一 親族

- 一 高祖父 高祖王父 太太公 ひゝおほち
- 一 高祖母 高祖王母 太太婆 ひゝおほは
- 一 高祖王姑 高祖父の姉妹也
- 一 曾祖父 曾祖王父 祖大父 太公 ひおふち
- 一 曾祖母 曾祖王母 祖大母 太婆 ひおふは
- 一 族曾祖父 族曾王父 (曾祖伯父) (曾祖叔父) (太伯公) (太叔公) ひおふちの兄弟也
- 一 族曾祖母 族曾王母 (曾祖伯母) (曾祖叔母) (太伯婆) (太叔婆) ひおふちの兄弟の妻也
- 一 族曾祖父 曾祖王姑 曾祖姑 太姑婆 ひおふちの姉妹也
- 一 族曾祖母 曾祖王父 曾祖父 太公 おふち
- 一 族曾祖父 曾祖王母 曾祖母 太婆 おふち
- 一 一祖母 王父 大父 公 おふち
- 一 一祖母 王母 大母 婆 おふち
- 一 一従祖祖父 伯祖父 従祖伯父 伯公 祖父ノ兄 おふおち
- 一 一従祖祖母 叔祖父 従祖叔父 叔公 祖父ノ弟 おふおち

- 一 從祖母 伯祖母 從祖母 伯祖母 從祖母 叔婆 祖父ノ兄ノ妻 祖父ノ弟ノ妻 おふおぢよめ
- 一 祖姑王姑 從祖母 祖姑母 おふおは 祖父の姉妹也
- 一 族祖父 族祖王父 族伯祖父 族叔祖父 堂伯祖父 堂叔祖父 祖父ノ從兄 祖父ノ從弟 祖父のいとこ也
- 一 族祖母 族祖王母 族伯祖母 族叔祖母 堂伯祖母 堂叔祖母 祖父ノ從兄ノ妻 祖父ノ從弟ノ妻 祖父の從弟イトコの妻也
- 一 族祖姑 堂祖姑 堂姑婆 族祖父の 姉妹也 祖父のいとこ也
- 一 父考 爺ヤ 爺ヤ 北人 稱 爸バ 爸バ 羌人 稱 ちゝかぞ たらちお
- 一 母妣 嬢 蜀人 稱 阿婆マイ 齊人 稱 はゝいろ たらちめ
- 一 庶母 父の妾の子ある者をいふ
- 一 嫡母 妾の子より父の本妻をいふ
- 一 繼母 父の後妻をいふ
- 一 出母 父の去たる母也
- 一 嫁母 父死して後他に嫁したる母なり
- 一 養母 幼より人の子となり養れたるなり
- 一 慈母 母死して父の妾父の命を受けて我を育たる也
- 一 乳母 孀母 オナ 幼より我を乳養したるなり
- 以上を八母といふ
- 一 親母 我を生たる也
- 一 繼父 父死して後我をつれて他に嫁したる親母及び繼母の後夫也
- 一 親父 己か実の父なり 二繼父を合して三父といふ
- 一 伯父 伯伯 おぢ 父の兄なり
- 一世父 父の長兄祖父の世流をつくを云 其余ハ伯父といふ
- 一 伯母 世母 姆姆 おぢよめ 父の兄の妻也
- 一 叔父 季父 叔叔 おぢ 父の弟なり

- 一 叔母 シシ 嬪々 おぢよめ 父の弟の妻也
- 一 姑 姉妹 姑姉 父ノ姉 姑母 おは 父の姉妹也
- 一 從父 從祖父 從伯父 從叔父 堂伯父 堂叔父 父ノ從兄 父ノ從弟 (すちかひいとこ いとこおぢいとこ) 父の兄弟也
- 一 從祖母 從祖母 從伯母 從叔母 堂伯母 堂叔母 父ノ從兄妻 父ノ從弟妻 いとこおぢいとこおぢいとこおは 父のいとこの妻也
- 一 從祖姑 堂姑 すちかひいとこ いとこちかひ 從祖父の姉妹 父のいとこなり
- 一 族父 從伯父 叔父 再從伯父 再從叔父 從堂伯父 從堂叔父 父ノ再從兄 父ノ再從弟 父のふたいとこ
- 一 族母 伯母 叔母 伯母 叔母 父ノ再從兄妻 父ノ再從弟妻 父のふたいとこの妻
- 一 族姑 從堂姑 またいとこちかひ 族父ノ 姉妹 父のふたいとこ也
- 一 諸父 伯叔父より族父までを通していふなり
- 一 兄 鼻日 伯兄 兄伯 哥カ々このかミ かに
- 一 弟 せふと 季人なり いとふと
- 一 姉 伯姉 姐 シヤ あね
- 一 妹 女弟 娼 イ いもふと
- 一 嫂 兄の妻 嫂々 あによめ
- 一 庶兄 父の妾の生ミたるあになり
- 一 庶弟 父の妾の生ミたるおとゝなり
- 一 母兄 親兄弟 同父母の兄なり
- 一 母弟 親兄弟 同父母の弟なり
- 一 異母兄弟 はらかわり
- 一 異父兄弟 たねかわり
- 一 外弟 同母異父の弟なり
- 一 外妹 同母異父の妹なり
- 一 叔嫂 夫の弟をいふ

- 一 従父兄弟 伯叔兄弟 堂兄弟 従兄我ニ長せる也 従弟我ニわかき也 いとこ 従父の子也
- 一 従父姉妹 堂姉妹 従姉 我に長せる也 従妹 我にわかき也 いとこ 従父の女子
- 一 従祖兄弟再従兄弟 従堂兄弟 従祖兄我ニ長せる也またいとこ 従祖弟我ニわかき也またいとこ 祖父の子
- 一 従祖姉妹再従姉妹 従祖姉我ニ長せる也 従祖妹我ニわかき也 従祖父の女
- 一 族兄弟 三従兄弟 三従堂兄弟 いとこ 族父の子
- 一 族姉妹 いとこ 族父の女也
- 一 諸兄諸弟 従父兄弟以下通していふなり
- 一 嫡子 長子
- 一 嫡婦 家婦
- 一 庶子 衆子
- 一 庶婦 介婦
- 一 女子子 古書ニ云にハ男子に列ん為に云 女兒 俗称
- 一 新婦 子の妻なり 媳婦ソウ同し
- 一 養子 義子 義男 螟蛉子
- 一 過房 養われて人の子となるを云 養子ハ同姓なり
- 異姓ハ養わす
- 一 姪 従子コ おい 兄弟の子也
- 一 姪婦 おいよめ 兄弟の子の妻也
- 一 姪女 めい 兄弟の女なり
- 一 従姪 いとこおい いとこおい すちかいいいとこ 従父兄弟の子也
- 一 従姪婦 従姪の妻なり
- 一 従姪女 いとこめい いとこめい すちかいいいとこ 従父兄弟の女也
- 一 再従姪 従堂姪 またいとこちかい 再従兄弟の子也
- 一 再従姪婦 再従姪の妻なり
- 一 再再従姪女 またいとこちかい 再再従兄弟の女なり

- 一 諸子 姪より以下を通していふ
 - 一 嫡孫 衆孫
 - 一 嫡孫婦 まこよめ
 - 一 衆孫婦 まこよめ
 - 一 孫女 まこむすめ
 - 一 承重孫 承孫 嫡子早世して嫡孫世をつき祖父の為に喪主となり斬哀を服し三年の喪を行ひたりをいふ
 - 一 姪孫 おいまこ またおい 姪の子なり
 - 一 姪孫婦 姪孫の妻也
 - 一 姪孫女 姪の女なり
 - 一 従姪孫 堂姪孫 いとこおいまこ 従父の曾孫也
 - 一 従姪孫婦 従姪孫の妻也
 - 一 従姪孫女 いとこおいまこ 従父の曾孫女也
 - 一 曾孫 ひまこ ひこ 孫の子なり
 - 〔一〕 曾孫婦 曾孫の妻なり
 - 一 曾孫女 孫の女なり
 - 一 曾姪孫 兄弟のひまこ 曾姪孫の妻なり
 - 一 曾姪孫婦 兄弟のひまこ 曾姪孫の妻なり
 - 一 曾姪孫女 兄弟のひまこ 曾姪孫の妻なり
 - 一 曾孫 ひまこ やしはコ 曾孫の子なり
- ※曾孫婦から玄孫迄の六行は県立図書館本にはないため都城本と東大本で補充した。
- 一 玄孫婦 玄孫の妻也
 - 一 玄孫女 曾孫の女也

- 一再從姉夫
- 一再從妹夫
- 一族姉夫
- 一外兄 表兄 長己 父の姉妹の子也
- 一外弟 表弟 少己 父の姉妹の子也
- 一外姉 表^{左伝ニハ同母} 長己 父の姉妹の子也
- 一外妹 表妹 少己 父の姉妹の女也
- 一婿^{左伝ニハ同母} 婿 少己 父の姉妹の女也
- 一贅婿 贅 婿 半子新郎 女子の夫なり
- 一贅婿 入贅 婿 男貧にして婦家に付て居る
- 一甥 外甥 俗 おい 姉妹の子なり
- 一甥女 外甥女 俗 おい 姉妹の子なり
- 一甥婦 外甥婦 俗 おい 姉妹の子なり
- 一姪女婿 姪女婿 俗 おい 兄弟の女婿也
- 一再從姪女婿 再從姪女婿 俗 おい 再從兄弟也
- 一内姪 内姪 俗 おい 妻の兄弟の子なり
- 一外孫 外孫 俗 おい 女子の子なり
- 一外孫女 外孫女 俗 おい 女子の子なり
- 一外孫婦 外孫婦 俗 おい 女子の子なり
- 一離孫 離孫 俗 おい 外甥の子
- 一婦孫 婦孫 俗 おい 外甥の子
- 一婦孫女婿 婦孫女婿 俗 おい 姪の子なり
- 一從姪孫婿 從姪孫婿 俗 おい 姪の子なり
- 一曾孫女婿 曾孫女婿 俗 おい 姪の子なり

一曾姪孫女婿

姪孫の婿なり

一玄孫女婿

ひゝこむこなり

一嫂 あによめ 尔雅に女子兄の妻をいふ 孟子に嫂溺則援之以

手乎といへば女子に限るへからず、

一婦 よめ 尔雅に女子弟の妻を婦とすといへ共、世後^{後世}ハ然らず、

礼記に謂、弟之妻婦ト者是嫂、亦可謂之母乎といへるハ、

弟の妻を婦といふへからざるをいふなり、

一娣^{イモトアネ}婦 娣婦 尔雅に長婦謂稚婦為娣婦——謂長婦為娣婦といへと

も娣婦ハ兄弟の妻を稱する詞也、長婦を似といふ稚

を娣といふ、二説あり、尔雅の疏に婦の年の長幼を

以稱すと云て左伝の二例を引、一ハ成公十一年曾^曾

穆姜声伯か母を呼て娣といふ、穆姜ハ宣公の夫人、

声伯か母ハ叔肸か妻なり、叔肸ハ宣公母同の弟なり、

二ハ昭公二十八年晋の子容か母叔向か妻を稱して長

叔娣といふ、長叔とハ叔向をさして云、此二説夫の

長幼にかゝわらず妻の年の長幼を以て娣^娣を稱す、

孔穎達か疏に尔雅の文を引き諸説を参考して此説に

決す、邢馬も是に依て尔雅の文を解す、一説に婦人

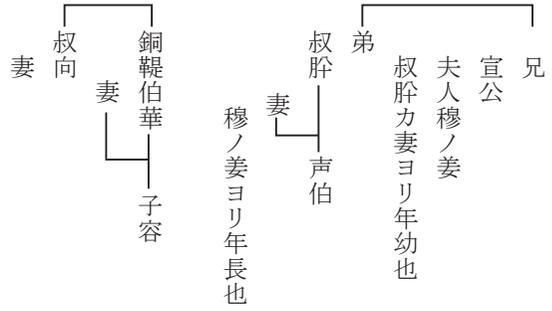
其身の長幼をいわす夫の年の長幼を以て稱す、經史

等の註後、儒多く此説に従ふ、兄の妻少く弟の妻長

する時は、前説弟の妻女兄の妻を娣と稱する事不遜

也、後説少者長者を娣と呼ふ、長長の道にあらず、

【頭註】



- 一 姻 爾雅曰壻也、父為姻婦之父為婚父之党為宗
- 一 婚 族母与妻之党為兄弟婦之父母壻也
- 一 宗族 父母壻之父母相謂為婚姻兩壻相謂
- 一 兄弟 為巫婦之党為婚兄弟壻之党為姻兄
- 一 一 *○◎^{友壻}アムコ 壻 僚壻同門壻 同門丈重襟友 連袂 弟嬪婦也
- 一 婚兄弟 婦の家と壻の家と互に呼て婚姻と云、
- 一 姻兄弟 俗に親家といふ、又婚姻を四門親家といふ、
- 一 嬪 婚姻は此方にてのあいやけ也、又姻親姻族といふも婚姻の家をいふなり、和俗縁者縁類縁家といふ、姻家を誤て縁と云歟、

一 喪服五等

- 一 喪にハ常服冠履をぬきて五等の服をきるゆへ服といふ、服は麻布なり
- 一 斬 カンカイモ○◎ザライ 衰 三年 ハ再期なり、死したる月より二十五月なり、実は二年一ヶ月なり、
- 父 ※嫡母 ※繼母 ※養母 舅 ※慈母 姑 ※は朱書
- 服の制 三升布を用ゆ、八十縷を一升とす、升ハ和俗紅女の詞によミといふ、斬ハ裁割の義なり、裁割して緝せざるなり、緝ははしぬひなり、たちめをまつふなり、国俗いふまへるなり、斬と云ハ痛甚といふ義を取るなり、衰ハ摧也、くだくるなり、孝子の心摧裂する事を表するなり、上を衰といふ下を裳と云、衣裳皆極て麤き、生麻布を用ゆ、衣の両旁下際皆緝せる、背に負版あり、布を方八寸 *○◎にを裁て領の下に綴り悲哀を負荷すると云義なり、前に哀あり布を長さ六寸広さ四寸に裁て当心の処に綴る、孝子哀摧の心あるを明す也、首に冠あり、首徑あり、腰に腰徑あり、絞帯あり、腰徑ハ麻のこしまき也、絞帯ハおひなり、足に履あり、父の為にハ苴杖とて竹の杖をつく、苴ハ黎黒色也、紫竹の類也、母の為にハ桐杖なり、
- 一 齊衰 二年期の喪といふ、死したる月より十二ヶ月一周して明年の其月迄をいふ、実ハ十三ヶ月なり、齊衰に四等あり、杖期 杖つくを云、妻 父母没スレハ夫妻ノ為ニ服ス不杖期 杖つかざるを云、妻 父母存スレハ 祖父母伯叔父母 姑兄弟長子衆子ノ 長子婦姪姪女嫡孫

五月 曾祖父母

三月 高祖父母

※或ハ繼父、※繼父元不同居ハ無服

※は朱書

右四等次第に輕し、

服制四升五升六升、次に麤き布也、齊ハ緝也、衣の兩旁下際を緝する故に、齊衰と云、余は斬衰に同じ、冠履徑帶ハ齊衰以下名異なり、

一大功 九ヶ月服制、七升八升九升稍麤き生麻布を用ゆ、功ハ細工と云意也、布の細工麤大なる故に大功といふ、制しやう齊衰と同じ、大功已下ハ負版なし、

次男以下ノ妻

一小功 従父兄弟姉妹 衆子婦 姪婦 衆孫 孫女 五ヶ月服制 十升十一升十二升、布細工細小なる故小功といふなり、服ハ齊衰と同、

従祖祖父母 王姑 従祖父母 従祖姑兄弟之妻

従祖兄弟姉妹 従姪 從姪女 嫡孫婦 姪孫 姪孫女 外祖父母 舅 從母 甥 甥女

一總麻 三ヶ月服制 十五升を用て其半を去る、極て細き熟布を用ゆ、練れたる布也、總ハ絲と同じ、細きこと絲のことくなる故總麻といふ、制齊衰と同じ

族祖父母 族曾祖姑 族祖父母 族祖姑 族姑

族父母 従父兄弟之妻 族兄弟姉妹 從姪婦 再從姪

再從姪女 衆孫婦 姪孫婦 從姪孫 從姪孫女 曾孫 曾孫女 曾姪孫 曾姪孫女 玄孫 玄孫女 内兄弟姉妹 從母兄弟姉妹 外舅 外姑

外兄弟姉妹 壻 外孫 外孫女

一凡五服の制礼經に出て、其説文公家礼齊家宝要等に詳なり、一婦人の喪服ハ男子と異なり、

一凡喪服に正服・義服・加服・降服の四等あり、

正服 骨肉の分あり、親戚の属あり、恩愛の情ありて服する也、父母伯叔父兄弟に服する類なり、

義服 骨肉の分なく親戚の属もなけれども恩愛の情あるに因て義を服する也、伯母叔母の為に齊衰期年し、兄弟の妻に服する如き婦人夫の為に服し、夫の父母諸親の為に服することきは是なり、

加服 加へて重くする也、^{*〇〇}婦 孫祖父母の為に重きを承れは、斬衰を服すること重きを承るとハ、嫡子其父に先て死し、^{*〇〇}婦 孫・嫡孫其祖父の継嗣となるを承、重と云也、

降服 降して軽くする也、凡男子人の後となりて其本生の親族の為に服し、女子出嫁して私親の為に服するに皆一等を降すなり、降は正服、斬衰ハ降服、齊衰不杖期なり、正服・齊衰・不杖期ハ降服大功也、大功ハ小功に降し、小功ハ總麻、ここハ無服也、

一祖免^{クシブ} 祖ハ上服を祖也、免ハ一寸の布を以て髪を括^クる也、五世の祖の属あるハ五服の外なるゆへ總麻をも服せず、其喪に遇ひ、其葬に会するにハ只祖免するなり、

一報服 彼我為に服すれば我も亦彼か為に服す、彼我為に降服すれば我も報服を降すなり、

一ふちころも 本朝古昔の喪服也、古歌にかきりあれハ今日ぬき

すてハハふちころもはてなきものは涙なりけり、是喪服をぬきて吉服に改てよめる歌なり、今ハ服の名のみありて服する事なし、

一無服

従祖兄弟之妻 族兄弟之妻 再従姪婦
 従姪孫婦 曾孫婦 曾姪孫婦
 玄孫婦 外曾祖父母 舅母
 従舅 従姨 族曾祖姑夫
 王姑夫 族祖姑夫 姑夫
 従姑夫 族姑夫 姨夫
 姉夫 妹夫 従姉夫
 従妹夫 再従姉夫 甥婦
 姪女婿 従姪女婿 再従姪女婿
 内姪 外孫婦 離孫
 帰孫 姪孫女婿 従姪孫女婿
 曾孫女婿 曾孫姪女婿 玄孫女婿

一温泉

撰州 有馬
 和州 武蔵 塩葉
 遠州 虫生
 豆州 熱海アツクミ 吉奈 走湯山一名伊豆山 西土肥 古奈 加納
 横逆川ヨコサガ 小鍋 谷津カワ 河内 加茂 修禪寺 伊東
 下田 蓮台寺 湯力野 北湯力野 湯力島
 甲州 川浦 下郡 奈良田 塩山 黒平 湯村

相州 箱根 芦ノ湯 木賀 底倉 宮下 塔沢 堂島
 胡々米湯又云子産湯又云河内 湯本 禪定 仙石原 新湯

房州 馬杉

常州 袋田

飛州 下呂 蒲田 平湯 落合

信州 別所有数カ所 印内 田沢 山家 白骨 浅間 洪湯

上野 小錦湯上諏訪 錦湯小湯下諏訪 七タミ 滲タミ 浦野

四万シマ 川原 伊香保 沢渡サワタリ 須川 法師力峠 沼田

川端 川中 草津

下野 日光 大丸塚 福和田 那須 古町 荒湯 塩原

中禪師

奥州 青沼 川旅 折木 野神 嶽湯 土中湯 飯坂 温湯ヌルユ

沼尻湯 赤湯 飯山アツクミ 熱海アツクミ 湯沢 磐城 名取

玉造 鳴子 鎌崎 青根 磐梯バンゲイ 東岳タケ 熱塩 砂子原

野神 湯本 湯入 湯原 湯岐 天寧寺 台場

鶯宿湯 繫ノ湯 松川湯 下風呂湯 新湯 山湯

薬師湯 冷湯 鷺湯 大湯 湯瀬湯 熊沢湯 国見湯

湯田湯 外道湯 蔵館 浅虫 大鱈 切明

羽州 上野山ノ湯 高湯 银山湯 温海アツクミ 駒嶽 湯ノ浜 田川

越前 白山 湯浦 栗津 中宮

加賀 山中 山代 湯浦 栗津 中宮

能登 涌浦ワケラ

越中 山田 大牧 小川 立山

越後 雲母 湯沢 関山 栃尾侯 村杉 今板 出湯 大内湊

岩室 眼掛ノ湯ガンカケ

但州 湯村 城崎
 因州 石井 吉岡 勝見
 伯州 三笹 湯ノ関
 雲州 三沢 染仁川 玉造 潮村
 石州 有福 温泉津
 隠州 島後在海中
 作州 湯原 湯郷 真賀
 防州 湯田
 長州 俵山 深川 川棚
 紀州 東宮 龍神 湯崎 谷川湯 二河湯
 予州 道後
 筑前 武蔵
 肥前 温泉山 小浜 嬉野 武雄 高木
 肥後 雛来 硫黄嶽 栃ノ木 湯谷 葦北 平山 垂玉
 杖立 山鹿
 豊後 浜湯 鶴見原 赤湯 玖倍里 別府
 日州 白鳥 硫黄谷 霧島
 隅州 安楽 鉾薙
 薩州 副田入 湯田市 児水 成川 摺浜 市比野
 大河内出水
 壱岐 湯本

一四神相応の地といふハ前朱雀、後玄武、左青龍、右白虎是なり、
 前朱雀とハ南面にして前に田地有り、広々したるをいふ、後玄武
 とハ後に大高山あるをいふ、左青龍とハ左に大河あるをいふ、右

白虎とハ右に商客往来あるをいふ、朱ハ赤也、南方火の色なり、
 玄ハ黒なり、北方水の色也、青ハ東方木の色なり、白ハ西方金の
 色なり、

一正月 夏ハ建寅の月を以正月とす、今の正月なり、商ハ建丑の月
 を以正月とす、今の十二月なり、周ハ建子ホハの月を以正月とす、
 今の十一月也、秦ハ建亥の月を以正月とす、今の十月也、漢の初
 ハ猶秦に従ふ、漢武帝始て夏の制に復す、

一聖徳太子始て国記を記すとて漢字を用ひてより本朝漢字を用ゆ、
 仮名ハ弘法大師に始り、片かなハ吉備大臣に始まる、

一古昔文字名異なり、伏羲氏の龍書ハ形龍に似たり、神農氏の穂書
 ハ稲穂に似たり、黄帝氏の篆書ハ に似たり、蒼頡か鳥跡書ハ鳥
 の足跡に似たり、又韃靼国の字ハ横雲を画けるに似たり、本朝の
 古字世に伝わらず、或云京師吉田氏四十余字を伝ふ、

一秦の始皇書を焚き古文を廃し更に八体を用ゆ、

大篆 周の宣王の史籀か作る所なり、

小篆 始皇の時李斯趙高胡毋敬か作る所なり、

右二篆並に〔簡〕ホハ冊に用ゆ、

刻符 符伝に施す、

摹印亦曰繆篆 印璽に施す、

虫書 虫鳥の形をなす、幅信に施す、

署書 門題用ゆ所なり、

爰書 戈戟に銘す、

隸書 秦時事繫し隸字即令に成しかたし、隸入て書を佐く、故に

隸書といふ、

以上を八体といふ、

一八分^ハ 隸字の法八方を去か、八分を去り二分を取をいふ、李斯小隸二分を去り八分を取る故に八分と云、
一飛白ハ漢の蔡邕か作る所、則薤書ハ小篆体なり、仙人務光か作る所なり、草書ハ作者を知らず、漢の世既に草書あり、楷書ハ真字也、行書ハ真字草を帯る者也、藁書ハ半真の草書なり、

度量衡解

一凡律度量衡ハ皆法を黍に取れり、律ハ十二律也、
一度ハ八寸也、量ハ升合なり、衡ハ分兩なり、
一律ハ黍を横に双て百粒の長を十二律の中の黄鐘の管の長さとし、是を次第に減らして十二律の管を定むるなり、
一度ハ黄鐘の管の長を一尺とせり、是を増減して代々の尺を作故に此尺を度母といへり、
一量ハ黄鐘の管の中へ黍を容るに千二百粒あり、是を二龠といへり、則半合なり、二龠二千四百粒を一合と定て升を制せり、
一衡ハ黄鐘の管の中へ容るゝ所の千二百粒の黍の重さを半兩とし、二龠の黍二千四百粒の重さを一兩と定むる也、
一唐武徳四年開元通宝の錢を行ふ、径八分蓋唐尺の八分なり、孫子所謂夏家古尺の一尺なり、本邦番匠の曲尺八分なり、番匠曲尺ハ聖徳太子の時、中華より番匠持来ると云、今南都法隆寺に太子曲尺として什器にあり、今の曲尺に分半長し、
一縦黍の長を以分とし、九分を寸とし、九寸を黄鐘とし、九にして是を九にすれば、八十一分を得て象を、洛書の九自相乗するの數に取る也、是を律本といふ、淮南子の説なり、

一横黍の広を以分とし、十分を寸とし、十寸を黄鐘とし、十にして是を十にすれ百分を得、象を河国の十自相乗するの數に取る、是を度母と云、太史公か説なり、二術異也といへとも律ハ同じ、
一黄鐘長を以均く九寸と成て、寸皆九分なる者あり、此黄帝伶倫に命して始て律を造るの尺也、是を古律尺と名く、又縦黍尺ともいへり、日本の曲尺八寸に当れり、

一黄鐘の長を以て均く十寸となし、寸皆十分なる者あり、此舜律度量衡を同するの尺なり、夏に到て未改めず、故に夏尺と名く、又古度尺横黍尺とも云、今の曲尺八寸に当れり、
一黄鐘の長を以均く四段とし、一段を加て尺とする者あり、適に夏の十二寸半に当る、伝曰成湯十二寸を為尺、蓋此尺を指す、商の尺也、本朝の尺と同じ、中華に唐尺と名つく、
一黄鐘の長を以均く五段となし、一段を減して尺とする者あり、周の尺也、夏尺八寸に当る、伝曰武王八寸為尺、日本曲尺六寸四分有奇に当る、
一黄鐘の長を以均く九寸とし、外に一寸を加へ尺とする者あり、漢尺也、本邦曲尺八寸八分八厘八毫に当る、是則前にいへる黄鐘を九寸とし、外に一寸を加へ尺とする者漢の誤なり、
一唐の尺ハ成湯の尺にして唐人用ゆ、故に唐尺と名つく、宋の尺ハ黄帝の尺にして宋人用ゆ、故に宋尺と名つく、

右七代の尺共に五種なり

一縦黍の尺ハ黄帝の尺也、宋用之、
一横黍の尺ハ夏后氏の尺也、唐用之、
一斜黍の尺ハ周景王の尺也、漢用之、
斜黍とハ縦に非ず、横に非ず、斜にゆるめて双ふる時は九十粒

にて黄鐘の長あり、故に十分を寸とし九寸を尺とす、陰陽兼たる尺なり、

右三尺ともに日本の曲尺に八寸有り、*茶元定曰周家十寸皆尺とす、十寸の尺を以度を起すときは十尺を丈とし、十丈を引とす、八寸の尺を以度を起す時は八尺を尋とし尋に倍するを常とす、十寸尺ハ周尺説文に八十寸を尺とし、八寸を咫とす、然れば尺と咫と二器の名なり、今の人但八寸を咫とするを知る、別に一物の名にして尺にハ非るなり、

歩法

- 一 礼王制云、古ハ周尺八寸を歩とす、今ハ夏尺六尺四寸を歩とす、一周尺の八寸ハ夏尺の六尺四寸なり、本邦曲尺五尺一寸余あり、
- 一 黄帝より舜禹に至り歴世因依て損益せず、殷周始て統を改め、「朝を」改、損益の道起る故、又因此以黄帝鍼經の孔穴舜律度量衡を同す、皆夏尺と同事を知る、禹の身度をなすといふも、亦夏尺に依て想見へし、今身の尺寸皆同身寸を用ゆ、同身寸なき時の度量衡ハ皆夏尺に同きを知ると云にて分明なり、

歩法三種

- 一 夏尺ハ六尺を歩とす、营造尺五尺ニ比スレハ二寸短シ、
- 一 商尺ハ五尺を歩とす、即营造尺也、
- 一 周尺ハ八尺を歩とす、营造尺五尺ニ比スレハ一寸二分長シ、
- 一 夏の歩ハ日本の曲尺四尺八寸、
- 一 商の歩ハ日本の五尺、
- 一 周の歩ハ日本の五尺一寸二部、
- 一 日本の歩ハ六尺三寸、

明朝三種尺

一 鈔尺、裁衣尺、日本曲尺一尺六分強、

一 銅尺、量地尺、日本曲尺一尺二分強、

一 曲尺、营造尺、鈔尺に比すれば六分短し、即商湯尺也、

右鈔銅尺ハ非黍量之法、鈔尺の三尺、夏尺の有四尺、

日本三種尺

一 呉服尺 匠の曲尺を五段とし、一段を加へ尺とす、

周尺の例に准す、曲尺一尺二寸なり、

一 鯨尺 匠の曲尺を四段とし、一段を加へ尺とす、

商尺の例に准す、曲尺一尺二寸五分なり、

一 曲尺 匠家に用ゆ尺也、則商尺の营造尺に合す、

右三種共に黍法之例に合ふ、

量 黄鐘生量

一 嘉量は黄鐘の律管に起る、黄鐘の管に黍千二百粒を容る、之を半合とし積て嘉量となす、嘉量ハ古の升也、八斗六升を容る、

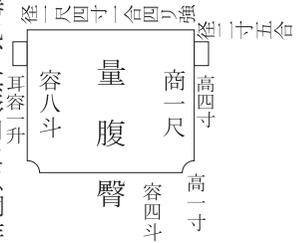
黄鐘之管

長一尺 外径リ四分零五毫、内径二分八厘六毫、

吹口広一分四厘三毫、

右以縦黍尺量之以竹制之容黍千二百粒為之、半合則為半兩大明の秤に三匁あり、

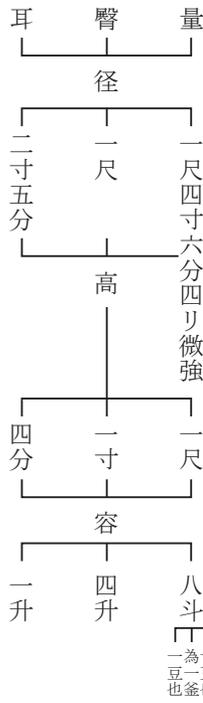
嘉量図



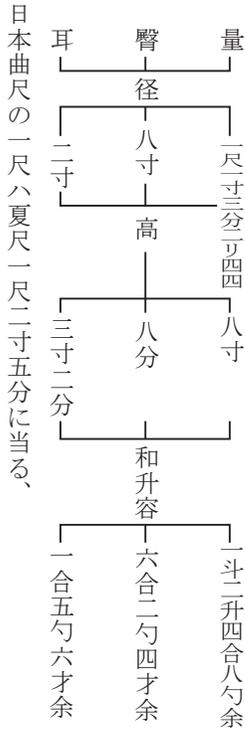
用夏尺量之

四件合テ八斗六升容ル

嘉量ハ量器也、其形円に以銅作之下に円足あり、足を臂といふ、上に両耳あり、黍量の一升は日本今の升一合五尺余に当る、黄鐘の管を作、日本の赤黍を突て二十輪にして、是^{*〇〇定}を今の升と嘉量の耳とに盛るに相同し、一輪千二百の数と分量ハ相透あり、黍中華と同からざる故歟、



右用夏尺
 又用日本尺



日本曲尺の一尺ハ夏尺一尺二寸五分に当る、

日本一升ハ黍量六升四合零六八四に当る、

五量取起

- 一 六十黍を為圭、
- 一 四圭を為椀、三指にて椀を揚^{*〇〇舉}と云、五椀を一輪とす、一千二百黍也、
- 一 十撮を為合、黄鐘の律輪に千二百黍を容二輪を合とす、
- 一 十合を為升、十升為斗、

孫子か算法に以六粟為圭、十圭を鈔とす、十鈔を撮とす、十撮を勺とす、十勺を合とす、此流俗の鄙談にして先王の法制にあらず、

- 一 四豆為区、四升曰豆、
- 一 五区為釜、八斗也、
- 一 倍釜為庾、十六斗也、
- 一 五庾為鐘、八十斗也、
- 一 倍鐘為東、^{*〇〇乘}二百六十斗也、

陳氏三量 此非周制与漢制頗同

- 一 五豆為区 二斗也、
- 一 五釜為区 十斗也、
- 一 十釜為鐘

大明斛法

成化十五年斛を鑄成す、法宝深局の依量地尺量之、



底内方一尺五寸

外方一尺六寸

黍度尺ニテ算之夏尺



一黍量一升 和升一合五勺六才零八三

一大明一升 和升四分八勺六才九五七六

一和一升 大明升一升零五勺三才五五

一黍量一升 大明升三三合二勺零六

一大明一升 黍量升三升一合一勺九才

和古来斗水開元錢百廿四錢の重サの升あり、是明の五合にして黍量の法にあらず、蓋唐宋以五斗斛とする、例に倣て誤て制する歟、

一黍量升 径二寸六分 深一寸四分九リ六毛八

寸坪十坪零一一八四斗水七十八勺零四リ

一大明升 径三寸八分深二寸一分八六一五

寸坪三十一坪五六令八斗水二百四十三勺四分七リ

一千金方藥升 上径一寸下径六分深八分時鈴も亦引用此升甚少也、

其因ル所をしらす、

日本三種升

一古升 径五寸深二寸五分 寸坪六十二坪五

斗水四百八十三勺零五リ

一今升 径四寸九分深二寸七分 寸坪六十四坪八二七

斗水五百目

一武者升 ムサ 径四寸六分五リ深二寸三分九八二寸坪

五十一坪八六一六斗水四百目

衡 ハカリ 黄鐘生衡

一黄鐘管 黍千二百粒客を一龠とす、

一一龠為半合 重サ半兩 明三錢

一二龠為一合 重一兩 明六錢

一一斗 重十兩 明六兩

一一斗 重百兩 明六十兩

一一斛 重千兩 明六百兩

一一斤重 一升六合 明九兩六錢

一一均重 四斗八升 明廿八兩八錢

一一石重 一斛九斗式升 明百五十兩二錢

類經曰羊頭山の秬黍時制等子を以秤元、其中なる者百粒、則二分五リ、整積て兩龠二千四百粒に到て秤る、此重さ六錢、今の六錢ハ古の一兩、今の六斤ハ古の十斤也、

一大明の秤ハ以開元錢定とする也、日本の秤ハ明の秤を写し、以分銅為定、故に分銅の銘十匁を一兩と書し、百匁を十兩と書す、是大明の分銅を其俣用たる証なり、

古今衡数不同

一淮南子に十二粟を為一分、十二分を為一銖、一銖ハ一百四十四粟なり、

一前漢志に一千二百黍を為十二銖、一銖ハ百黍なり、

一後漢志註に粟の重さ一圭、十圭の重さ一銖なれば則一銖ハ百粟の

ミ、更に減淮南数不相合、且漢律度量衡を制す、悉紛乱して無記、
 一類經云臣か家漢錢數十枚あり、凡て若千種^{*◎千}每種度數分寸紡縛た
 るといへとも厚薄輕重不均、次漢食貨志挾之、貨錢ノ重サ五銖、
 貨布ノ重二十五銖、

大泉重十二銖 大布ノ重二十四銖、

今時の以等子錢每種、或八十枚或ハ五枚を以総て秤之、其輕重を
 均して算法を用て是を求、其一兩の數に合する時は大泉ノ二兩、
 今の三錢三分、貨泉ノ一兩、今の三錢五分、大布ノ一兩、今ノ三
 錢八分、此皆漢の時の一兩の數にして率に皆乘異とす、宋の呂大
 監か考古圖之俗と相同し、大率漢の一兩は今の三錢半強、漢の三
 兩ハ今の一兩強、其數秬黍の法と不同者ハ蓋劉韻誤て以秬黍秬と
 するに因る、故に律度量衡の四器も率舛誤多し、

一 晋の秤兩ハ古と不同、梁陳ハ古秤に依る、今の六匁を為一兩、齊
 ハ古秤一斤八匁を以一斤とす、今の九錢を一兩とす、後周玉秤四
 兩ハ古秤四兩半に當る、今の六匁七分五リ、^{*◎兩}隨ハ古秤三斤を以
 一斤とす、今の十八匁を一兩とす、唐の度量衡古と挾るに皆三の
 一^{*◎兩}隨と同じ、

一 唐孫真人千金方曰古秤惟銖兩のミ有て分の名なし今の百黍を以一
 銖とす、六銖を一分とす、四分を一兩とす^{今ノ合}、十六兩を一斤と
 す、此則神農の秤也、百黍一銖今の二分五厘六分銖一分、今の一
 匁五分四分一兩、今の六匁十六兩一斤との九十六匁也、吳人ハ二
 兩を以一兩とす、今の十二匁を一兩とす、^{*◎兩}隨人ハ三兩を以一兩
 とす、今の十八匁を一兩とす、今四分を以一兩とする秤に依て定
 とす、此唐秤十斤ハ正に今の六斤に合す、

鈔尺七尺五寸ハ
 今大明鉄斛三升二合ハ
 適二合ス
 黍尺一丈 夏尺
 黍量一斗 左升
 黍權一秤
 十五斤曰一種

五權所起 五者ハ權ノ余也

權ハ起於黍 黑色ノ目黍一粒ノ重ヨリ起ル

十黍為累 以今等子挾之重サ二厘半

十累為銖 百黍也重サ二分半

六銖為鎰 六百黍也重一錢五分

四鎰為兩 黃鐘の兩龠二千四百黍也

五權正數 五者權之正也

十六兩為斤 古量一斤六合、黍之重為今秤九兩六錢

十斤為衡 古量一斗六升、黍之重為今秤六斤

三衡為均 古量四斗八升、黍之重為今秤十八斤

四均為石 古量一石九斗二、黍之重為今秤七十二斤

四石為鼓 古量七石六斗八升、黍之重為今秤二百八十八斤

一 神農秤ハ黍千二百粒重を五匁とす、

一 大明秤ハ開元錢一枚の重を一匁とす、

一 日本秤ハ大明秤に同じ、

神農分量

一 銖 古ノ四分 今ノ二分五リ 一分 古ノ二匁五分今ノ一匁五分

一 兩 古ノ十匁 今ノ六匁 一斤 古ノ百六十匁今ノ九十六匁

大明分量

一字 二分五リ 一銖 四分一リ六毛 二十四銖為兩之一銖

一 錢 一匁 一分 二匁五分 一兩ノ四分一也

一兩 十匁 一斤 或一觔
一束 三十匁 一把 二十匁

和分量

一字 一分 一銖 三分五厘

一分 一匁或一匁二分 一兩 四匁或四匁八分或五匁或四匁三分

一斤 六十四匁、或二百三十匁

以上

或曰 字二分五厘 銖四分 錢十分 分二匁五分 兩十匁

今制 斤百六十匁 方寸一寸四方ノヒ 刀圭方寸ノヒ

撮四刀圭 勺十撮也 十勺一合 十分一升

*〇〇古 右方一升ハ今ノ二分半

一九藥 如細麻ハ胡麻ノ大也 如大麻ハ胡麻三粒ノ大也

胡豆大ハ今ノ豌豆也 梧桐子ハ豆二粒也

彈丸大ハ梧子四十粒也

密一斤ハ七合也、練て沫を去れば十二兩半になる、

越氏隨筆卷之一終

通昭録卷之五十

越昭隨筆卷二

- 一 稻荷神事鑄流馬
- 一 薩州国曆
- 一 御家虎革鞍蓋泥障被用事
- 一 御家網代輿被用事
- 一 松平越中守塗物首乗物之事
- 一 御家帆印火消羽織目印之事
- 一 田町御屋鋪小早船之事
- 一 近衛家御家御由緒
- 一 從近衛家被列御一門牡丹御紋御賜之事
- 一 酒匂家御重物御預之事
- 一 藪田清左衛門賜年俸事
- 一 島津下総御城山居住之事
- 一 苗代川朝鮮人之事
- 一 川上十郎左衛門鎌倉流馬芸之事
- 一 吉野御馬追川上家かねさし之事
- 一 御城御徒移伊地知本田御規式勤事
- 一 伊勢兵部代々公方家江御目見之事
- 一 諏訪神事川上家勤之事
- 一 近衛信輔公於坊津祢寝氏女被召仕事
- 一 信輔公御帰洛薩之三士被召列事
- 一 苗代川人仲李朴三氏之事
- 一 奥山氏御切米を賜事
- 一 川上家勤事御家老上席之事

御家駿馬被禁事

- 一 徳川家村正の刀被禁事
- 一 七島郡司之事
- 一 梶山論山之事
- 一 梶山在番之事
- 一 寺権番之事
- 一 梶山辺路番人高を賜ふ事
- 一 御中間之事
- 一 福昌寺普請御名代茅負之事
- 一 正月九日大乘院御膳進上之事
- 一 大河平山田二見榎木進上物等之事
- 一 島津彈正世系を被削事
- 一 上野新右衛門合葉商買御免之事
- 一 伊勢貞昌從 公義賜俸事
- 一 正清安代於江戸刀作事
- 一 帖佐焼之事
- 一 端午昇騎馬人形之事
- 一 中務豊久後嗣之事
- 一 家康公略伝
- 一 中西長門守事
- 一 中西長兵衛事
- 一 家治公將軍宣〔下之事〕^{*○}

越昭隨筆卷之二

一 鹿兒島稻荷神前鎭流馬ハ 惟新公朝鮮國御渡海御祈願に始まり、今に至て間斷なし、川上家御預犬追物書云、鹿兒島稻荷神前鎭流馬朝鮮入前年御帰朝之御立願ニ而、惟新様朝鮮より御帰朝之翌年より稻荷神前有之候、射手十六騎名書不相知云々、

一 國曆用らる事 忠久公御入國之時、遠國たるか故に頼朝公より曆士一人附遣され、世々國曆（*○星）を行るゝといふ、本田与一右衛門ハ初島津因書家臣なり、曆学を以代々御城下士に仰付られ、其子武兵衛無役中通をゆるされ、江都天文生渋川氏の門人たり、磯永孫四郎初の士なり、本田氏か弟子也、後に東都に至り渋川氏に学ふ事数年、宝曆壬戌新曆改曆の時、京師に至り、土御門家の門生となり、留る事数年、新曆の法を伝て帰国す、

一 今度改曆付薩州國曆被相改先規之通、新國曆有之度、右付而者曆役磯永孫四郎兼而門下ニ被附置候間、新曆令伝授候様委細先達而被示越候趣、則關東江相伺候処、先規之通可取計旨被仰出候条、新曆法用并右孫四郎江伝授等之儀相達候、以上、

子閏十一月廿日 宝曆六年 土御門三位
孫四郎帰國之後代々 御城下士被仰付、則暑述（*○暑）之新曆國中江頒行わる、

一 虎革鞍蓋泥障御家に用らるゝハ 家久公江後水尾帝寮之御馬を賜ふの時、虎革の泥障を掛置れたるに由るなるへしといふ、今虎革鞍蓋を用らるゝハ、御三家・松平出羽守・松平肥後守・薩摩・陸奥・細川・安芸・長門・松平信濃守・鍋島備前守・上杉大炊頭・松平伊与守（田池）・宗対馬守・喜連川の外は是なし、

一 網代輿御家に用らるハ近衛家より御給り、それより世々用ひらる

なるへしといふ、戸の腰は板なり、公方家の輿は惣網代也といふ、武家に網代輿を用る事外に聞かず、

一 塗物首の輿は松平越中守外になしといふ、其先祖公方家の危難に代て御輿に乗て救ひ奉りしゆへ、代々ゆるさるといひ伝ふ、

一 御家の船初の帆ハ十文字の御紋なり、

綱貴公の時下黒にかへらる、火消羽織の目印ハ初肩にありしを下八寸にかへらる、帆ハ少し下かれは白帆となり、羽織ハ裾をまくれば目印なしになるを以、如此かへらるゝといふ、

一 江戸田町御屋敷の前に小早船一艘ツ、繫き置かれ、御船手水主江戸詰仰付置れ、平日御屋敷中火用心触を職とす、近年船を止られ、火用心触は足輕に代るといふ、

一 島津主計久 於京都、近衛家諸太夫進藤修理亮・今大路治部少輔江参会之時、忠久公撰州住吉にて御誕生、翌日近衛基通公住吉社参之時、嬰兒之鳴声をあやしめられ、子細を尋聞き、御車に載御帰参、御養育之由、主計物語有之処に、兩人初而承、島津家ハ近衛家と昔時より由緒有之儀と承伝し、扱者右御家伝之御咄承、弥感心仕候間、其趣御書付被出、度々御家門父子江可申上と所望ニ付、書付被遣御父子へ被懸御目、御挨拶之趣兩人より被申越云々、
一 近衛家御一門之列に加へられ、牡丹等之御紋所御賜者 義久公の御時なり、

從 御家門様被成下御書候、謹頂戴仕候、抑今度被召加御一門御紋并裏書等御看許（*○看）之段、寔以自今以後之面目難堪感荷奉存候、殊御太刀一腰・御馬一疋置令拝領候、仍為御祝儀御太刀一腰持御馬一疋（鹿毛車）致進上候、此旨宜被達貴聞候、恐々謹言、

六月三日

義久 御判

伊勢因幡守殿

一 頼朝公の母衣酒匂家に御預被仰付事、

先祖刑部丞朝景 忠久公御誕生の後、御守役被仰付、御供にて下国す、頼朝公吉例の母衣とて忠久公へ進られ、御幼年の間、朝景家蔵すへきの由仰付られ、遂に世々御預となれり、於是酒匂氏母衣を天の御母衣と号し頼朝公に表して天吉大権現菩薩とし、忠久公を豊国市之宮大明神と号し祭祀怠る事なし、四五代已前火災に罹り、文書焼失してその詳なる事を伝失す、酒匂氏鹿府を去り中村へ移るの時、二神を宅地に移す、大蔵兵衛代に身上衰微し、拝借銀を願しに一往御救あるとも、永く御重物格護なりかたかるへしとて代々三人の扶助を賜ふ、

一 藪田清左衛門御切米を賜ふ事、島津薩摩守実久国家を乱るの時、貴久公竊に鹿兒島清水城を遁れ給ふ、実久か徒、是を迫り奉る、公に従ふ者七人、藪田清左衛門其中に在り、事急なる及んで清左衛門己か宅地小野村に入り、ヒシジ聖宮に隠し奉り、難を免れ山路をつたひ田布施へ帰り給ふ、其子孫新右衛門 吉貴公の時に当て身上逼迫し嘆訴するに由て、先祖の功を感せられ永く年俸八斛賜ふ、一 島津下総常久山城日置に住す、慶長十五年家久公当御城江御移の時、伊勢貞昌御使者にて 家久公山下に御移の間、下総上之山御城へ罷移、御城中警固可仕旨仰付られ、上之山江作事相濟、同十七年十月下総被召移、御祝儀として弟子丸越後御使にて御鐘十本・御鉄砲十挺常久へ、御折一合・御樽一荷常久内室へ給之、同十九年五月常久於上之山病死、居宅靈符堂の辺也といふ、一 苗代川朝鮮人ハ慶長三年惟新公朝鮮国より御帰朝の時、朝鮮人多人捕へられ、串木野へ召置かる、今爰を本壺屋といふ、同

八年の冬苗代川へ移され、子孫繁栄し今二百五十三家、男女千二百七十余人に及ふ、他姓を雜へす他へ嫁せず、

光久公以来御參勤御交替此所を御宿と定られ、御目通にも召出され、李・朴・伸・伸の四家、外城土格に仰付られ、村中取扱いたし、其外茶碗・磁器・焼物細工を業とす、隅州鹿屋笠野原近年苗代川より数十家移され、ともに繁栄す、

一 川上十郎左衛門義久後に道安と称す、川上家五代上野守兼久五男なり、弓馬の芸に巧なり、故に太守忠国公御家伝の弓馬の術を御相伝有、御書籍を預かる、於是道安 立久公・忠昌公へ伝へ奉る、文明年中將軍義尚公犬追物興行の時、道安上洛し射手に列す、公其堪能を感じ諱字を給て義久と称す、帰国の後立久公賞して高江の内五十町の禄を給ふ、其子武蔵受久後昌孫と号す、貴久公に伝へ奉る、故に天文九年十一月誓詞を賜ふ、其武蔵経久後芳鱗と号す、義久公・義弘公・久保公へ師たり、三公の誓詞を賜ふ、其子武蔵倍久、其子十郎左衛門久慶後芳安と号す、其子志摩通久天性放肆にして父子快からず、寛永二十一年光久公犬追物張行の時、法外の事あり、父子義絶す、正保四年十一月十三日 光久公犬追物を武州王子原に張行あり、將軍家光公・丞相家綱公召覽の時、芳安御苗字をゆるされ、検見の役たり、両公へ謁し時、服を賜ひ、光久公銀五十枚を賜ふ、芳安老後嫡子通久ハ義絶し、次男佐太夫久宣ハ落馬し左右の腕を傷き、且中風の病を受けて芸にタテマツラ嘆る事あたわす、於是家伝の絶ん事を嘆し、書を光久公に上タテマツラん事を訴ふ、命あり高弟新納又左衛門久了に伝へしむ、久宣も王子原張行ヨヘの喚次たり、二公へ謁し拜賜父に同し、嗣なし、日州高城士新穂市左衛門か子を養て子とし、十郎左衛門久文と称す、芳安に学

ひ又新納久了に学ふ、延宝六年継貴公犬追物張行の時、検見の役たり、其子十郎左衛門久興も久了に学ひ、又久文に伝へ、天和元年犬追物の時若年にして射手に列す、其子今の十郎左衛門新新盈盈なり、久興末期新新盈盈幼なるを以、家伝の絶ん事を悲しミ、新新威威宮之原筑兵衛に伝へ遺言して曰、綱貴公今東武に在り、帰国の後尔に伝ふる、口伝ハ御用次第言上すへし、鎌倉流御家伝目録、同聞書の伝書ハ邦君と我家にあらされは伝ふへからず、後に太守公の命を奉し新新盈盈筑兵衛に伝へ、且種子島山栖初正正・碓山道哲右衛門に学ひ、終に其道を伝ふ、島津大蔵久も亦命を奉し、御名代として筑兵衛伝授す、

一吉野御馬追御規式の時、川上家御名代の御相伴を勤め、かねさし初を役す、古昔川上家元祖頼久鹿兒島川上村を賜て世々居処とす、馬を吉野の牧中に飼ふ、是吉野牧の初なり、慶長年中川上家十一代上野介久隅牧を家久公へ献す、公御馬追に荷かせ給ふにハ必久隅参上し式法を言上し、かねさし初家伝之呪文を唱へ御相伴を勤む、秘蔵の月毛の馬を父駒とするか故に、其種類を一疋ツ、久隅に賜ふ、其後狼多く出て馬を喰殺し、馬類類減して後賜ふ事なし、かねさしといふハ古自ら馬牧多して互に馬を奪ふゆへ、其目印に焼印をあてしに始まり、是より今に至て川上家御相伴とかねさし初を勤むといふ、

一鹿兒島御城御徒移にハ伊地知・本田二氏御規式を勤め、御料理御通下さる事なり、貞享二年九月六日御下屋鋪御移徒の時、御三献終て、伊地知新左衛門役吟味・本田市郎左衛門・本田次左衛門・本田新左衛門・本田仲右衛門と次弟仰付られ、御規式終り御料理を給ひ、御通下され青銅百疋ツ、是を賜ふ、元禄十七年二月廿五日

御本丸御移徒に本田六之助・伊地知八郎兵衛・本田蔵之助・本田六郎次・本田五右衛門相勤、御三献の後、六之助・八郎兵衛同時にて二新銚新子にて御通下され、引続蔵之助・六郎次・五右衛門給り、御料理・青銅給ふ事先規のことし、

一伊勢家代々、公方家へ御目見あり、其先兵部少輔貞昌、家康公・秀忠公・家光公に数御目見仰付られ、然之上意あり、恩賜も品多し、西之丸御能興行の時、御老中御奉書を以拝見仰付らる、其書今に家蔵す、慶長十六年より寛永十八年まで公義より年俸五百表拝賜す、十八年四月三日江府に卒す、阿部豊後守忠秋・伊勢兵庫貞衡本旗へ上意を達し香奠を賜ふ、其養子貞昭継目の後將軍家へ謁す、其子兵部貞頭延宝七年二月十五日、綱吉公へ謁し、松平山城守奏者にて御太刀・馬代・時服二を献す、天和三年十月十五日、綱貴公御入国、御礼使貞頭へ仰付下され、綱吉公へ謁す、初め綱貴公より貞頭由緒仰上られ、去々年御目見之者ゆへ自分之御礼仰付られたき旨御願の処に、当時は以前に替り其人によつて御目見仰付らる、前々の次第くわしく堀田筑後守正俊仰渡され、委細仰出され御礼使引次、御太刀・馬代・小袖三献上にて自分之御礼仰下さる、其子兵部貞栄宝永三年継目の御礼、綱吉公へ御太刀・馬代・時服二献上にて御目見西丸へハ納にて相濟、其子兵部貞起享保十二年、吉宗公へ御太刀・馬代・紗綾二卷献上、家重公へハ御太刀・馬代献上にて御目見、其子兵部貞矩、家治公へ御目見先格のことし、

一鹿兒島諏方神事・頭屋神事能川上家御相伴勤来れり、初、貞久公信州より諏方御勧請の時、元祖頼久是を勧請し御神事の式法神事奉行川上家勤む、上野介久隅代より神事奉行氏族より承り、久隅

ハ御棧敷へ候して御相伴を勤、今に恒例とす、

一 近衛信輔公坊津御左遷の時、高家筋の女を御側へ召仕われたきよし御所望よつて、祢寝山城坊娘山城坊嫡子武氏の元祖也、武石見と号す、第二ハ女子龜山又兵衛に嫁ス、其次此女也、十八

歳になりけりを右近重長娘にして差上たる、文禄二年御上洛の時、山城坊へ御かたみとして御茶入一ツ給ふ、此女をも具せられ

京都に於て一女を産す、後御縁辺祢寝家伝にハ西洞院家へ嫁す、武家伝ニハ九条家へ嫁す、武家ニハ尾張浪人とス、御子なし、

御老年剃髪あり、宝姓院と称す、山城坊娘ハ牢人武家ニハ尾張浪人とス、村岡伊織武家伝ニ新左衛門ト云フ、京都東山へ在り、近衛家に折々立入けるに給

り、男子を生す、後伊織苗字を岡村と改む、此子長して新右衛門と称す、母子京を去て薩州へ下り龜山家に便り、川辺に住す、

世々川辺士となり、其子孫今岡村次左衛門と称す、
一 信輔公御帰洛の時、祢寝猪之助山城坊次男、野久尾久作・城之内治兵衛

一説御跡ヨリ上ル 供奉す、後に猪之助・治兵衛、近衛家吹挙を以紀州和歌山・芸州広島へ仕ふ、久作ハ禁裏へ仕へ一之宮修理亮と改む、一之宮ハ勅号也をいふ、老後薩州へ帰り参河守と改む、修理亮の

口宣世々家蔵す、
苗代川朝鮮人仲伸李朴四家

一 伸水石慶長三年冬串木野へ着船、六ヶ年居住す、同八年冬苗代川へ移され、明年朝鮮人二十四家に居屋敷を賜ふ、且高七十八石七斗を二十四家に下さる、三年無年貢に耕作す、三年の後出来上納

仰渡さる、朝鮮人等国法をしらす、物成上納之事とおもひ高目録差上たるといふ、其子水山利用と共に苗代川押役を勤む、其子新

川御切米四石を賜ふ、庄屋を勤む、御仮屋を立られて後御仮屋守となる、禄前に同じ、其子件ト地屯父に繼て御仮屋守たり、苗代川

役人三人になされける時、役人兼役仰付られ禄七石六斗を給ふ、

其子仲守山御仮屋守にて四石を賜ふ、

一 伸守碩ハ守山か叔父なり、別に家を立て役人となり、年俸三石六斗を賜ふ、

一 季仁上イシヤイ慶長三年十八歳にして朝鮮国より来り、其子利用伸水山と共に押役となり、其子利官庄屋となり年俸四石を賜ふ、役人三人になされける時役人となる、七石六斗を賜ふ、其子李欣勝役人

にて三石六斗を賜ふ、其子李欣達父に繼て役人にて三石六斗を賜ふ、

一 朝鮮女高麗町に在り、鹿兒島士藤崎吉右衛門に嫁し一男を生む、鹿兒島士たる事をゆるされず、朝鮮人となり唐春といふ、寛文年

中苗代川に移され、其子朴春勝、後に役人となり年俸三石六斗を賜ふ、

右四家外城衆中同格仰付られ、朝鮮人を支配す、
一 奥山家に御切米を給ふハ、其先左近 龍伯公御在洛の時、御目を懸られ京伏見方之御案内仰付られ御奉公いたす、後関ヶ原乱の時、

落人詮儀稠しく、抱置候者ハ一家親類にいたり罪科に行わるゝのよし、日ことに触渡さる、於是左近思慮しけるハ、数年御目を懸

られたる身にて、此時に及び罪を恐れて厚恩を報ひさらんハ本意にあらすと、薩州の士人数十人を隠す、天下平治の後、龍伯公此

功を感せられ薩州へ来らば相応の知行を給ふべきのよし仰下さる、左近申上げるハ我既に老年に及しゆへ、子藤五郎を召仕われ

下さるへき旨願ひ奉る、藤五郎薩州へ下り左近と改め高百石無年貢に是を給ひ、外に年俸十二石を給ふ、鹿兒島へ移さるゝの時、

五拾石を加増あり、元和中仁礼藏人を以て仰渡されけるハ、多年御奉公辛勞するに由て五十石を加増せらる、然其当時御明合な

きゆへ、物成として米十七石五斗を賜ふ、時節を以て申出候ハ、知行になされ下さるへきよし仰下さる、左近死して其子藤太夫へ続て父か禄を賜ふ、藤太夫右拾七石五斗及び十二石合て廿九石五斗を奥山庄左衛門へ配分の願申上、此時五斗を加へられ永く三十石を庄左衛門へ伝へて今に至るといふ、

一 川上家吉野御馬追御棧敷御規式、諏方御神事御規式御相伴、年頭福昌寺四首柱八首権^権御規式之節、御家老の上席たり、御馬追に支族より名代勤るにハ下座につく、諏方御神事にハ支族勤るにも上席たり、其ゆへ川上家も知らず、

一 御家驄馬を禁せらる事ハ 氏久公筑前国金隈御敗軍の時、宗久公御落馬にて御逝去、忠昌公召させられ御生害、上総介久世切腹の時皆驄馬に乗らる故に、世々是を禁止せられて乗給わす、

一 徳川家村正の刀を禁せらる事ハ、天文四年十二月五日徳川清康卿の馬を取放ち騒動す、卿出て見給ふを執事安倍大藏大輔正就の子弥七郎村正の刀を以て、右の御肩先より左の腰の番ひまで切奉る、天文十四年三月廿日広忠卿の家臣岩松弥八俄に乱心し、村正の脇差にて卿を突奉る、突損し御股を貫ぬき即逃げ出るを追懸追懸、門外まで出けるを植村新六出合組留、乾城に転入、折節松平藏人信孝出仕するとて鐘を以突殺す、慶長五年石田乱の時加賀井弥八郎偽て秀頼の使とし家康公を刺んとしけれとも、公対面なし、故に弥八郎参州池鯉鮒駅にて水野和泉守を突殺せしも村正の刀なり、御三代の変によつて世々是を禁せらるなるへし、

一 七島郡司の事、応永の比迄継目家督御目見仰付られ候、古よりいかなる格式相知れず、郡司と仰付られ候共、書下し苗字をゆるされ、大小帯し敷舞台にて御目見仰付らる、元禄の比より郡司家

の者ハ郡司たらずといへとも二男三男まで片書苗字ゆるされ、其後横目家筋も同前にゆるされん事を訴へ免許せらる、郡司御扶持の願申出けるに扶持は給り、郡司役名ハ止めらるへき旨仰渡さる、是に由て扶持米願申下け、郡司役もとのことし、然ながら郡司浮免高を給り、島中男女十五歳より六十歳まで人別銀六分を出させ、郡司是をねむ、今に至て如此、役儀内ハ家内までも在郷を除かるといへとも、役儀をゆるさるの後ハ片書名字にて在郷の場に入る、然るに願の故ありて首尾能役儀をゆるされし者ハ、其身一世役儀内同前と仰付らる、郡司口之島肥後仁右衛門、中島日高十右衛門、臥地島肥後源左衛門、平島日高利右衛門、諏方瀬島肥後長左衛門、悪^悪 島有川権之丞といふ、

一 庄内都城梶山論山ハ、寛永四年日州飢肥伊東修理太夫梶山封内の民、梶山山中に來り船を造るの材木を伐る、梶山の民等出て是をとむ、飢肥の民等我領内といふ、遂に争論となる、家久公に達しけるに伊東氏小邑の主材木に乏かるへし、とむる所の材木ことく彼民等に与ふへし、飢肥の民等歛て取る、然れとも此山を論する事やまず、巡見使の巡るに逢ふて飢肥の民等を訴ふ、上使聞かす、又数年の後、巡見使に言す、亦聞れず、従て大坂に至て帰る、延宝二年飢肥の民市右衛門江戸に至り奉行所に訴ふ、市右衛門か奏書に裏書して梶山の民弥早右衛門及び二人を召す、来年四月を以て期とす、

光久公老臣に命して議せしむ、諸老臣等胥議して曰、土地は貧るに足らず、小邑の主と争わずして大国の大慶を見すへし、官に訴へて太平の世争論あるへからず、薩隅日三州高祖忠久封地にして、昔時飢肥ハ新納近江に預け繼て島津修理亮是を領し、後に伊東氏

に掠取らびる、十年を経て天正中、修理大夫義久伊東氏を逐て故地を復す、太閤秀吉征西の日、伊東氏に賜て今に至る、論地理非を論せず、伊東に与ん事を命せよ、謹て命を奉せん儀定る、

公の間に達す、於是江府在勤の国老新納又左衛門・島津出雲後書達す、不肯して曰、太平の世争論せずといふも挟む事あるに似たり、理非を論せず彼に与へよと令せよと訴ふ、大に不可なり、竊に事を議する、所謂四部六部のこと誠に然り、奏書を公義に訴へ理非決断の場に於て有司事を決するに、理非を論せされと訴ふる、甚おそろ謂れなし、国家の政法理を曲げよと乞に同し、終に此議

を止む、於是官に告て曰、論する処既に五十年、悉く有司の論にして小民の知る処にあらず、就中梶山山家の土民言語不通、庭に詣て事を論する類にあらず、家臣津曲清兵衛なるへしと議する一人を出して互に是を論せん、奉行所より令に曰、今や国郡の主地を論する国家の論なり、故に小民の論にあらされは官是を聴かず、国老等土人の練達せるを土民と称して出さんと議す、是欺罔の術なり、成敗八天に在り、偽を以て勝んハ快からすと亦止む、奉行又令して曰、二邑の氏互に誓書を遣し、論地に出て絵図山形を作らしむ、事終て六月二邑の民東武に至る、飢肥の民伶俐口佞聞に足れり、梶山の弥早右衛門等鄙野朴陋言語訖々挙る処なし、奉行決して論地をして飢肥に属す、国中大に望を失す、

初伊東氏論地の首尾、家老伊東老岐俄に乱心して切腹す、大に是を密す、伊東氏の浪人あり、内通して日数十年、此論を催し細川越州公・松平右衛門佐、公を因ミ寄親とし東武有司に賄賂を行ひ、既に最賈を得るに因て此論を起すと、於是御内用御頼の面々へ御内意有けるに、頃年奥州南部に論地有、公訴に及ふ

といへとも決せず、論地として置くへきの命有、此論も亦如此なるへし、其外内聞皆如此云々、山中立合絵図調の時、伊東の民山中に精からず、所々の小名を知らず、梶山の民等悉く是を知て絵図に記す、由之此論に勝つへし、人皆思へりといふ、

〔一〕*梶山梶山在番之事、寛永・正保の比より市来肥前在番仰付らる、其後木脇民部左衛門遣さる、北郷氏家臣一人五石の年俸を賜ふて在番の下役たり、是を主取といふ、主人より役屋敷高三斗七升八合を賜ふ、明暦三年光久公御意之趣国老新納右衛門久詮奉り、都城役人へ左之通達せらる、

先年飢肥境材木出合之儀共候、其後鹿兒島より番衆被召置、頃日迄木脇民部左衛門被仰付置候、自今以後従鹿兒島者被仰付間敷候、都城より入念候衆江被申付可然候、題目御心得可入儀と直にも鹿兒島江申上候様被仰出候条可被下候、以上、

二月十日

平田狩野

北郷清兵衛殿

川上四郎右衛門殿

北郷次右衛門殿

延宝五年七月、又津曲清兵衛在番仰付らる、是より交代して鹿兒島より遣わさる、元文元年八月止められ、島津筑後久茂へ番所御預仰付らる、家臣番人与頭へ年俸五石を賜ふ、明和二年又中馬源大夫へ在番被仰付、

梶山在番小頭役料米七斗余、役屋敷四斗六合梶山麓土へ申付られ、領主より取らせられ候、明暦三年在番遣されさるに及んで小頭二人遣し、其後在番遣さる時より一人に減し、今に至て然り、在番人八人役屋敷四斗六合ツ、同所士申付られ相勤む、

梶山麓辺路番六ヶ所、番人等四家、梶山裏辺路番十二ヶ所、百十三家、

一 寺柱番之事、古より領主より番人申付らる、番人十六人役料高七斗ツ、主取二人高六石ツ、役料米八斗四升七合ツ、領主より取らせらる、寺柱辺路番一ヶ所、番人一家、小鷺巢〔番所〕[＊]番人一家、小田部番所番人一家、南田部番所番人一家、石原番所番人六家、主取一人、石原辺路番所番人一家、領主より申付らる、

一 梶山辺路番人百十三家山野仕明いたし、高六十石老斗九升四合四勺八才、前々より無年貢に仰付置かる、万治二年竿をいられ、年貢仰付といへとも、寛文五年北郷家持高の内を除かれ、帖佐与御高になされ年貢をゆるさる、数十年経て明和元年賦米上納仰付らる、万治御支配帳奥書左のことし、

右高の外六十石老斗九升四合五勺者、都城之内梶山浦へ為番手、家来之者十五人被召置候、前々者右高無納地二而番之者致作式堪忍仕候処、亥年御支配之砌竿入如御定代致取納付、彼十五人行廻身上不相続之由、役人衆より就被申出、此節右高如前々作取二被成免許之由、御老中任御引付、別所へ右通地出故、我々判形二而消除者也、

寛文五年七月廿二日

御支配所

鎌田後藤兵衛

丹生弥兵衛

比志島内記

伊東六右衛門

一 御中間者昔時 忠久公に従て薩州に來り、御馬・御鷹役を勤らる

といふ、其子孫慶長年中に至て初て御馬屋附と格式を定らる所謂、

小川与三左衛門 湯前喜左衛門 江口藤兵衛

小田七左衛門 松山善助 益山長左衛門

石川庄助 辻元孫右衛門 鳴海与兵衛

小幡清兵衛 今村吉右衛門 上野源太左衛門

古川与左衛門 山元大藏之丞 井手上権兵衛

上野与作 石川隠岐守 広瀬市右衛門

橋口对馬守 朝川弥次郎 黒木弥五右衛門

井上早兵衛 湯前弥次郎 春口平右衛門

御中間名替之節ハ貴聞に達し仰付られけれども、近世其儀を改らる、所々功ある事少からず、朝鮮国虎狩の時ハ上野権右衛門虎に向ひ働らき終に嚼れて死す、泗川御利運にハ忠恒公敵を追せられ橋にかけ給ふ処を上野对馬御馬のすかり、大将の軽々しく渡給ふ橋にあらすと陳奉る、大に怒給ひ鞭を以対馬か面を打擲なされ、面中二ヶ所を傷く、对馬猶放さずして御馬を引かへず、此橋引橋にて踏者落るやうにこしらへたり、明日相知れ、橋口苗字仰付られ、甚感賞し給ふ、此時野崎・川口・松山御供しける、肥前国名護屋において御刀を小川与三左衛門へ給ひ、高麗にて大迫十助へ給ふ、子孫今に蔵む、関ヶ原御退陣の時、小川与三左衛門・江口作兵衛・橋口对馬・有馬善左衛門従ひ奉る、路次に於て对馬民家に入り釜を盗み数々飯を炊て奉る、御褒美として九寸五部鎧通を賜ふ、釜と同じく子孫に伝ふ、此時戦場の御馬ハ福山野の小紫とて黒栗毛なり、御鞍置なから乗捨らる、依て四人の御中間胥議し、小川・江口走帰御鞍を解き、各肌につけて帰国す、御帰国の後御高・御感状自是を給ふ、此鞍日読之鞍と号し、世々の御譲とな

る、龍伯公国分御居住の比、有馬九七・免木源藤相つとめ、御*○勤
高八石ツ、給ふ、二男三男までも召出され、人数重られしにハ、
外城士より仰付られ御飯屋番衆中并に勤む、御用心として綾・出
水・阿久根へ召置かれ、格式も宜かりしを近世札改始まり、片書
苗字仰付らる、御中間等嘆訴すといへとも達せず、

一 福昌寺大庫裏普請の時者、御名代吉野より茅を負ひ下らるゝ事也
とそ、延宝三年閏四月廿五日福昌寺日帳に大庫裏葺茅下之為、為
御名代、今日権兵衛様後老或久信ト称ス
市大夫久堅ノ養父、吉野之内帯迫御登せ被成候、
大重仲兵衛殿御供被成候、御備三本、道具対挾箱茶弁当踏込着、
左候而茅一把帯迫より福昌寺御門迄御負被成候、彼方より東堂様
福昌寺惣大工老入御門迄被為出合ニ而、右弟被為受取たる由候、
其後内に御入被成候而、御料理參、供衆不殘客殿にてつくねめし
被下候、福昌寺へ重一組、引茶・なつめ一ツ被遣候、

一 正月九日大乘院御膳進上之事、寺伝に云、正月十一日御城内虎之
間に於て、三部大般若転読毎年の例なり、因茲 太守公古来正月
十日右御祈祷御頼の為、大乘院へ御入なり、正月中護摩所大乘院
輪番といへとも、十日にハ寺に帰て御入を待奉る、大乘院盛真僧
正ハ光久公の御籠僧にて護摩所に於て御膳進上有之、毎年の恒例
となる、中比より御代參となれり、十日公義御精進日と奉るに由
て、宝永七年より九日に改られ、今に至て猶然りといふ、
一 飯野居住大河平休兵衛・志布志士山田七郎右衛門・高岡士二見休
右衛門・榎木新右衛門、年頭及び 太守公御帰国之御祝詞、鹿兒
島へ參上にて申上来れり、年頭御目見敷舞台に於仰付らる、御着
城御祝儀にハ大河平ハ鴨二一折、山田ハ蛸一折、二見ハ鮎白干、
榎木ハ玉子進上にて申上る、大河平・山田ハ御近習役へ相付、御

内証より進上仕來候処に、元禄十一年より表御用人へ相付、御用
人より御近習役へ差遣し、御近習役披露を遂へき旨仰渡さる、是
より先大河平ハ鹿兒島士に召なされ、後に山田も鹿兒島士となる、
二見・榎木のミ今に高岡士なり、

一 島津弾正久慶ハ下総常久の子にして左衛門督藏人女の産する処な
り、寛永十二年国老に任し、同十八年職を辞し、慶安四年四十三
歳にして卒す、嗣なし、喜入大膳亮久子を養て子とす、故有て*○あり
父子世系を削られ、家久公の庶子三郎右衛門久心をして常久の繼
嗣とし、今山城久定に至て七代連続す、初祁答院農民の児於長美
質あり、久慶是を寵愛し、役人肥後十左衛門か養子とせしめ、昼
夜近侍す侍童カ
フロトス、伶俐發明倫ひまれなり、光久公の間に達し召仕
わるへきの命ありといへとも久慶辞して奉らず、久慶密に一向宗
を信す、真宗真純を愛して是を謀り、京師に遣して六条殿に告
げ、一向宗を国中に弘めん事を謀り、久慶又江府に到るの日、大
久保加州に因ミ光久公を識る、且同僚と快からず、腰の病と称し
て国老を辞し、異国方宗門方御用を在宅にて差引仰付らる、依之
日夜紙張を張り其内に居す、右於長をして歴々の闇に忍ひ入らし
め、其験に枕元に在りし刀を盗ましむ、其後於長久慶を恨る事有
けるか、上書して久慶野心を訴ふ、於是久慶於長盜をなし、悪行
にて主人を罪に沈んと謀る、重罪者の由申出られ、於長磔に行わ
る、久慶又私領の僧を召し、光久公を呪詛せしむ、僧二人まで狂
乱して壇上に自殺す、此時の風説に久慶謀て国老及び差立たる
面々を毒殺せんとするよし、於長か上書に有たるといふ、又国老
三原左衛門重饒へ長々寺入仰付られたるも久慶の讒言也といふ、
久慶没後養子大膳久憲或久
子より久慶野心これありたるの由言上あ

り、其証拠あるにより於長か上書を信せらるゝといふ、右の真純も新宗の張本ゆへ脇本に於て礫に行わる、此故を以世系を除かる、

右一件未実否を知らずといへとも或の説を以て誌るす、

一上野新右衛門合葉御領國中商賈一手受高事[○]、新右衛門星の万多羅といふ物を家蔵す、光久公の間に達し御覽の後、河野道股を以て進上仕間敷哉の旨仰下さる、依之御受申上る、此時公星御信仰あり、甚此物を悦ひ給ふといふ、新右衛門身上困窮のよし聞召され、渡世の助になるへき事を訴ふへき旨仰出さる、新右衛門医術を知る故に合葉御領国一手売の願を申上る、五代少左衛門を以て願のこゝく免許せらる、於是其子仲兵衛、其子納右衛門三代一手売主取して葉を売らしむ、吉貴公御隠居の後、鎌〔田〕[○]十郎合葉売の願町人名前を以願出、免許せらる、上野家と二手に売る、納右衛門願に由て鎌田氏を留らる、納右衛門死後其子座[○]九郎程なく死す、子なし、上野道伯養嗣となり、又一手売を願ひ、出願の通免許せらる、

一伊勢貞昌へ公方家より俸を賜ふ事ハ、寛永七年家光公桜田御屋鋪へ御成の時も島津下野久元と二人更に献上の品あり、

御目見にて拾十・銀二百枚ツ、賜り、秀忠公御成にも別に献賜あり、又秀忠公の命により奉書を賜て、西丸に於て能〔拝見〕[○]仰付られ、御料理まで下さる恩寵倍臣の格にあらず、初家久公竊に御恩恵[○]の故あり、御妻子をして江戸へ御住居ありたきのよし御老中土井大炊頭利勝、貞昌と善きを以貞昌利勝に告ぐ、秀忠公に達し天下泰平の基、是に過へからずとの上意にて道中御伝馬を賜ふ、於是寛永元年冬国夫人御子等に至り、鹿兒島を発し明年四月十二日江戸に着き給ひ、貞昌妻子も江戸に居らしむ、是より諸侯

の妻子悉く江府に至る、故に寛永十六年米五百俵を貞昌に賜ひ、同十八年卒去の時に至るまで年々是を賜ふ、

一大樹吉宗公日本国中の劔工を江都に召し刀を造らしむ、於是薩州より宮原清右衛門正清^{鹿兒}、玉置小市安代^{喜入}召に応て到る、是より先き二人か作る処の刀を御献上有しに由てなり、二人營に登り御腰物奉行に謁する事四たひ、御腰物拝見仰付られ、且刀を作るの沙汰を尋ねらる、且正宗二柄、貞宗一柄、則重一柄拝見仰付られ、是有司の外本阿弥にも拝見仰付られさる処也、汝等大なる冥加に叶へりとの挨拶なり、享保六年、^{享保六年正月十四日}正月十六日より浜御殿に於て作る、御目付二人検使たり、^{二人芝野ヨリ}刀成就して後、白銀十枚を賜ひ、且向後勝たる打物にハ葵一葉鏝下に彫刻すへきの旨免許せられ、絵形を賜ふ、帰国の後太守吉貴公御感状を賜ふ、御記録奉行肥後藤之丞草之、

今度依 台命其方事被召呼、於江戸浜御殿打物仕致献上候処、御氣宇相協御紋葵一葉之絵図并白銀十枚拝領之、自今以後為勝打物者、右一葉之葵鏝下可致彫刻之旨被仰渡、冥加之至、於御領国前代未聞之事也、依之此節受領被仰付畢、猶以向後出精抽丹誠可勤家業者也、

年号月日 御花押

正清者主水正、安代ハ主馬首と受領す、此時奥惣兵衛国平御用ハ無之といへとも正清・安代に劣さる打物の由にて、江戸へ差遣され、其趣仰出され御腰物奉行より御城に召し、打物の様子段々尋られ、其後御用無之むなく帰国す、

〔一〕^{*}我国陶工多し、所謂帖佐焼・立野焼・苗代川焼の類也、名器を以天下に称せらる、俗に帖佐焼ハ我国古来の陶なり、故に古帖

佐焼あり、苗代川焼ハ朝鮮人伝来の器なりといふハ非なり、又立野焼ハ陶工星山・有村の二氏立野に住すれはなり、星山氏其先朝鮮国星山といふ所に住す、帖佐に來り陶を業とす、是を古帖佐焼といふ、今の帖佐焼ハ其流なり、星山氏鹿兒島立野に移て焼く、是より立野焼といふ、朝鮮人を苗代川に移し給ふの時、産業なきか故に陶を星山氏に学さしめて産業とせしむ、是より今に至て苗代川焼といふ、

一本朝の俗端午騎馬人形を造り、及ひ昇を立つ、或ハ云 家康公撰州大坂秀頼卿を伐給ふ時、端午京師を發す、自是天下統一に帰し万民太平の化に浴す、故に是を表して然りといふ、或は云、人王四十九世光仁帝、天応元年蒙古筑紫に冠^{*○皇}しす、五月五日皇子早良親王軍を發して是を破る、是今の人形昇の濫觴なるへしといふ、一島津中務太輔豊久関ヶ原戦死の後、居城日州佐土原除せられ、吉武三太夫来て是を守る、豊久家士の内七百三十人菱刈本城及び諸所へ移る、豊久嗣子なし、故に喜入撰津守忠統の長子三郎四郎忠栄、慶長九年豊久公の後となる、豊久の弟源七郎忠直の長女を娶る、後中務太輔と改む、此時六千八百九十七石一升五合を領す、初て薩州永吉を賜ふ、

家康公略伝

一天文十一年壬寅十二月廿六日参州岡崎城に誕生、御母は水野右衛門太夫忠政娘也、称御簾姫、
一同十八年己酉三月六日御父広忠卿逝去、於是駿州今川義元公として駿河駿河に居らしむ、

一弘治二年丙辰正月十五日元服、次郎三郎元信と称す、今年始て岡

崎に帰る、年十五、

一同三年松平藏人元康と改む、復駿府へ至る、

一永禄元年戊午初陣、年十七、

一同六年家康と改む、

一元龜二年辛未正月五日從五位上侍從に任す、年三十二、

一天正二年正月五日正五位下に叙す、

一同五年十二月十日從四位下、同廿九日右近衛少将、

一同七年四月七日秀忠公遠州浜松城に誕生、

一同八年八月廿九日御嫡子三郎信康公及び母公浜松城に自害、

一同八年正月五日從四位上、

一同十一年十月五日正四位下、同七日左近衛權中將、

一同十一年二月廿七日從三位參議、

一同十四年十月四日權中納言、同十一月五日正三位、

一同十五年八月四日權大納言從二位、同十二月左近衛大將、

一慶長元年内大臣に任す、

一慶長七年正月六日從一位、

一同八年二月十二日征夷大將軍右大臣、

一元和二年三月十七日太政大臣、

一同年四月十七日駿州府中〔城に〕^{*○}逝す、遺言して同国久能山に葬り、三年の後下野国日光山に葬らしむ、

一同三年二月廿一日勅して神号を賜て東照大権現といふ、

一同年三月正一位を贈らる、

一同年四月八日大僧正天海釣命を奉して遺骸を下野国日光山に移し

葬る、同月十六日選宮、

一中西文右衛門、其先小幡弥兵衛といふ、天正十五年十二歳にして秀次公に仕へて小姓役となる、江州小幡村・丹波国保津村を領す、後牢人して京に住す、伊勢兵部少輔貞昌京師に遊学せし時、弥兵衛か後長門守へ毎に出入して大鼓を学ふ、依之慶長七年長州・薩州に來りて龍伯公・惟新公へ謁す、惟新公長刀一振を賜ひ、且三百石の地を賜ふ、伏見御飯屋番を役す、同八年 家久公關ヶ原乱後初て關東へ朝し 徳川家へ謁し給ふ時、長州己か働を以推参して引進しける、忠勤を感じ給ひ薩州日置郡之内伊集院谷口村の門にて八百石、隅州桑原郡にて二百斛、前祿を合せて千三百石を賜ふ、同九年長門守に任す口宣今猶存す、寛永三年 家久公中納言に任し給ふの時、御位階の口宣なし、長州使節として近衛家に到り才覚を以従三位の口宣御賜り有しとなり、家久公能を長州に學ひ給ひ、毎に長州に成らせられ血判の誓書を賜ふ、長州近衛家旧臣たるを以近衛家に謁し、御紋所及敷品を給る、寛永の初 家久公中西氏を賜ひ近衛信輔公より藤原姓・桐の紋を賜ふ、其子分右衛門父とともに禁中の能を勤む、文右衛門年俸三十斛を賜ふ、元祿六年近衛基瀨公・家瀨公へ謁す、此時牡丹の紋・藤の紋を賜ひ諸大夫に列せらる、今に至て世々近衛家の紋を用ゆ、又隅州山田郷北山村へ馬牧一所を賜り、今猶領す、年頭に志岐・田尻兩人と并て太刀目録を献して 太守公に謁す、

長門守秀長嫡子左兵衛早世、次男分右衛門家督す、其子文右衛門、其子十郎左衛門、其子今の文右衛門なり、

一中西長兵衛ハ河内国石川村の人なり、小春李之進と称し、摂州大坂宝生流能太夫なりけるを、初て我国に召され、故郷の字を取て石川甚太夫と仰付られ觀世左近門弟に命せられ、其芸の奥義を

極め都鄙其堪能に服す、石川主殿頭己か同姓にあらすして其氏を称する故を問ひ給ふによつて、中西長門守支庶長兵衛か後の絶たるを嗣かじめ、中西長兵衛と仰付らる、後隱居して平助と改む、嫡子八角亦其芸に精し、十四歳の時、大儀に能を勤む、吉貴公其芸の毎に異にして妙なるを感じ、且怪て故を訊しむ、継母不慈、八角を悪んで己か所生を以父に繼しめんと欲し、八角か芸の弟に不如をいふ、故に憤激して歌舞したるを、有司是を聞ず、公父をして妻を去らしむ、八角大に感嘆して曰、子として母を追ふハ道に非すと嘆訴して、母を復す、是より母子和睦して間言なし、繼母の所生ハ命有て他の家を繼しめ能芸をやめしむ、於是芦谷氏を繼き藏右衛門と称す、八角多病にして早く死す、子なし、季弟政次郎父の後となり長兵衛と称す、

半助嘗て能松風を京師に舞ふ時に俄に雨降て庭を混す、見る者立つ事なし、皆曰、初て松風の面白きを知る、又觀世織部か家に舞ふ、左近か老門弟等織部に告て曰、君ハ老大人晩年の所生なり、故に大人老年の歌舞を知て壯年の堪能なるを見ず、今中西氏か歌舞ハ即大人壯年の体再來するなり、相共に涙を催ふすにいたるといふ、

内大臣家治公將軍宣下

宝曆十年庚辰九月二日

一公家衆登 城殿中五位以上束帶、

一辰下刻 家治公御黒書院江出御、御上段御着座、御束帶、

一樋口宰相土御門三位御衣紋御身固之御規式相濟、正二位之御位記宣旨 上覽終而、御白書院江出御、御三家方御対顔相濟、溜詰并

松平隱岐守・松平周防守大坂御城代・松平越前守御目見、

一大広間御上段御着座柳原前大納言・広橋前大納言・難波侍從宰相

出座、御下段御左之方着座、將軍 宣下御規式之次第、告使山科

出雲守、於庭上而御前御昇進と二声呼と、畢而退去、宣旨覽箱入、

副使三宅中務大丞・青木左衛門少尉・御車寄御縁迄持来り、壬生

官務・押小路大外記相渡、高家受取、上覽相濟、覽箱へ砂金入之

御奏者番官務大外記江相渡之、

將軍 宣下御祝儀

公方様江

禁裏より 御太刀目録黄金三枚

女院より 黄金一枚

親王より 黄金一枚

大御所様江

禁裏より 御太刀目録黄金式枚

女院より 黄金一枚

親王より 黄金一枚

御太刀目録銀一枚二種一荷宛

近衛關白殿使者

九条左大臣殿使者

有栖川宮使者

京極宮使者

閑院宮使者

伏見殿使者

御太刀目録御薰物

妙法院御門跡使者

照高院御門跡使者

青蓮院御門跡使者

御太刀目録卷物十

知恩院御門跡使者

御太刀目録御薰袋

梶井宮使者

御太刀目録御薰物

一条院宮使者

聖護院御門跡使者

勸修寺御門跡使者

大覺寺御門跡使者

大乘院御門跡使者

円満院御門跡使者

御太刀目録二種一荷

西本願寺使者

御太刀金馬代

西新門跡使者

專修寺使者

御太刀金馬代二種五百疋

興正寺使者

御太刀金馬代

仏光寺使者

卷物五二種一荷

菅沼民部卿

近藤治部卿

隱岐信濃法橋

茵民部卿

井上能登守

二条法印

今大路民部卿

都井主税

衣笠民部卿

南院法眼

中西 柰

下間大進

島田帶刀

芳川豊後守

黒田大炊

辻治部卿

高木甚五兵衛

將軍宣下御祝儀御由緒付

御太刀馬代銀一枚卷物五二種一荷

鷹司右大臣殿

御太刀馬代銀一枚卷物五二種一荷

閑院宮

御太刀銀馬代二種五百疋

伏見宮

卷物三二種五百疋

籌宮カス

大御所様御台様江右同断被進之

右一人宛罷出高家披露

卷物五

勾当内侍自分之御札

御太刀目録卷物十

柳原前大納言

御太刀目録卷物五

廣橋前大納言

御太刀目録卷物三

難波侍從宰相

銀馬代

樋口宰相

右御札相濟

土御門三位

鷹司右大臣殿

壬生官務

御太刀馬代卷物二十

押小路大外記

九条内大臣殿

親王使被兼之

右御対顔畢而 表向四品以上之面々於御下段一同

准后使

御目見相濟御襖并之御頭伺公之面々一同御目見

御衣紋使

御被御鷹条二掛 吉田二位使者

御身固使

扇子 鷹司殿九条殿

〔已上〕

鷹司殿九条殿

石山右兵衛督殿

攝家親王門跡方

醫師

鷹司殿九条殿

使者

家来

家来

山科出雲守

山科出雲守

三宅中務太輔

青木左衛門少尉

西伝奏家来

楽人惣代

御冠師

御鷹帽子師

御末広師

右面々於板縁、一同 御目見畢而御黒書院江出御、御三家方溜

詰并松平周防守・松平越前守御対顔并御目見御祝儀被申上旨、

老中御取会御黒書院出御、徳川右衛門督殿・徳川刑部卿殿・徳

川宮内卿殿御対顔等相濟、

將軍 宣下付下向之面々、

鷹司右大臣殿

九条内大臣殿

柳原前大納言殿

廣橋前大納言殿

難波侍從宰相殿

石山右兵衛督殿

樋口宰相殿

土御門三位殿

一	仰字	一	銀河	一	龍頭	一	經史子集
一	剽字	一	梅雨液雨	一	五節句	一	岳父・岳母
一	者字 <small>テヘレハ</small>	一	寿老人	一	何州何陽	一	木主粉面
一	吊吊字 <small>ウツリ</small>	一	本朝長寿人	一	正成墓	一	諡字
一	即字	一	無縁筵				
一	只管字	一	伐ニ山林一少ニ白雨一				
一	天地相去	一	紅毛不忘親				
一	日月徑リ	一	一産二子三子				
一	星の数	一	十二支神道秘訓				
一	かくれご	一	額に角入				
一	高麗 <small>コマ</small> とり	一	本朝船通外国				
一	雛遊 <small>ヒナウチ</small> ひ	一	暹羅				
一	神前 <small>カミマタ</small> 天 <small>アメノ</small> 狗 <small>イヌ</small>	一	木谷氏移暹羅				
一	暗 <small>カクレ</small> ておします	一	本朝人到外国				
一	手まり	一	巴旦人来日向				
一	羽子つく	一	羅媽国人来屋久島				
一	指切	一	田弹国				
一	天狗面・於徳面	一	賀寿				
一	唐人称栗田真人	一	明ノ歩				
一	やまと・河内・山城	一	明ノ石				
一	和字	一	忌日	一	井田		
一	聖人仏異同	一	陸象山	一	本朝井田		
一	火葬	一	公字	一	竜		

越氏隨筆卷三

一 苗字といふ事ハ昔ハなき事ナリ、鎌倉の代にはそれ〳〵の住所にしたかひて和田・三浦・朝比奈など名のる、太平記の比よりあらぬ国に住なから、仁木・細川・佐々木などいひたり、是よりおのつから姓ハはかくれゆきたりとそ、

一 念字を甘字の代りに用る事、勻会云、甘字諸勻書皆音入市井商賈或音念学士大夫亦從其誤惟程篁撤文集中書甘字作念字ト、又兼明書云吳王の女名二十江南ノ人呼二十為念云々、然れば念と甘と音近きに依て昔時二十をいみて念と云ひ、後世甘字の代に書と見えたり、

一 愍字ハなましイと訓す、愍に弓馬之家に生るゝなど書するハ誤也、愍字、本と詩經小雅に出つ、云不愍遺一老俾守我王と左氏註ニ心不欲自強辞と正字通六書故意倦而勉強也とあり、大要しひとつとむる意なり、又國語晉語に愍庇州摯註ニ願也、又左伝祁盈之臣曰、釣將皆死使晉君聞勝與滅之死也以為快乃殺之註釣同也愍發語之意と此訳ハ晋大夫祁勝か郟滅と妻を易て不義をなせり、祁盈是を悪んで執へおく、祁勝荀躒に賂をいれて晋の君へ訴ふ、晋侯却て祁盈を執へ罪せんとす、其時祁盈か言也、死するハ同し、せめて主人に兩人の死するを聞かせて死なしめんと即兩人を殺す、然れハ愍字ハ今のことにはせめてと云ふに似たり、十分思ふやうにハならされともせめて是程になしたひなといふ意なるへし、註も大やうハ通す、

一 九月十三夜に中秋と同じく賞する事、東涯か書に云、徒然ハ艸ニに中秋と同じく婁宿也と云、抄物に吉備公の伝ふと云説あれとも、たしかならず、五雜俎九月十三日晴れば釘靴今京師ニテ婦人ノハ桂クツナヌキト云物也

断繩といふ事あり天氣ヨキニ由テ壁ニカケテフクト云ギ也此日はるれば久しくはるゝといふ事なり、中右記に保延元年九月十三夜今宵雲浄月明是夜寛平法皇明月無双之由被仰出仍我朝以九月十三夜為明月之夜也、此文にて明白也、さのみ深き義理あるにあらず、一時天子叡賞によりて後來永く例となりて佳期とするなるへし、草庵集に明らけき御代のむかしの秋よりや月も名におふ今宵なるらん、此歌、寛平の事を證するやうに聞ゆるなり、

一 工夫、又功夫に作る、人夫工手間の事也、三国魏の王肅か上疏に治道工夫戦士悉作とあり、又魏の本紀五に尚書衛覬の上疏糜費工夫とあり、近世事を思案するを工夫と云ハ大に本義に乖けり、思惟工夫といふより誤れり、思惟のてまなりと、ハ惟ハするを工夫といふにあらず、朱子ノ語に書經工夫多而收効少論孟工夫少而收効多と、是にて分明なり、

一 僅字、わつかと訓す、近世の文章に明の万曆の事を僅四十幾年と書けり、僅ならざる事なり、宋の李浩刊語を見るに、近歳精用ニ文字ハ及ハ以僅為遠近之近ハ、僅者纔也、纔以身免ル纔得中算とあり、然れハ四十年に近しとよむ意なり、李濟翁ノ資暇録に今尺牘多云不レ僅ニ人情ハ僅字訓レ劣不レ劣ニ人情ハ是何言歟と、是僅の字を誤りてちかしと用る事をそしれり、然とも晋書趙王倫か伝に自兵興六十餘日戦所殺害僅十万人、柳子厚か龍安ノ海禪師碑に仏之生也遠中国僅二万里、其没也距今茲僅二千歳、故伝道益微而言禪最病、是等の僅字みなちかしと云意也、柳子厚等字義に暗き者にあらす、

一 歎冬ハやまふきなり、山吹とするハ誤れり、或云山ふき水ふきといふ、ふきに二種あり、歎冬ハ山ふきなり、山吹花の事也と、

此説も慥ならず、今の山吹花は棟棠花也、唐詩画譜、遵生八牋、花鏡等に詳なり、又地棠花ともいふ、黄なる八葉を金梳喜水云、又朝鮮李奎報か集に黼檀花と云、昔某朝花合に黼らるゝに依て名つくといへり、稲若水か本草附翼に見えたり、

一 椿をつはきと訓するハ誤れり、平井建氏等本草を検して山茶花と云ふもの即日本のつはきなりとす、近年物産の説詳明にして、山茶たる事愈明也、又日本にて云山茶花は唐にて茶梅といふ、海紅ともいふて唐の時分にハつはきを海石榴と云、皮日休等詩あり、天武帝十三年吉野ノ宇閉真弓といふ人、白海石榴を買すといふ事、日本記（註）に見えたり、しろきつはきと点あり、又古ハ海石榴市と云所有り、つはき市と訓す、然れば日本にても古ハ唐の時の名を受けて椿を海石榴といへるにや、

※○宇閉ノ直弓 ○宇閉ノ直弓

一 勝国と云ハ人の国を滅して勝つ事也、周礼に勝国ノ社（ニ）、則為之尸（一）と云、周の世なれば殷を勝国といふ、左伝にも出たり、秦漢已来多クハ前代の禪を 受ル（註）といふに由て其辞見へす、明の代になりて胡元を攘て天下を取たる故、明人の文字に多く勝国と云と見えたり、

一 国是と云事、後漢書桓譚か伝に出つ、一国の公是をいふ、春秋胡伝序に近世推隆王氏新説（註）、為国是と、宋明の文字多く是を用ゆ、品字箋云国是举国之所公是也と、亦あきらか也、

【頭書】「桓譚伝云、昔楚莊王問孫叔敖曰 客人未得所以為国是也、註曰言欲為国於是未知何以得之、叔敖曰国之有是裏所惡也、恐王不能定也、」

一 江都の遊女屋ハ慶長年中に生まれり、二軒三軒ツ、所々に在け

り、中に糒町八町目に十四五軒、鎌倉河岸に十四五軒、常盤橋の辺柳町といふ所に二十軒有けり、今の道三河岸（註）なり、柳町に在るハ皆江戸生れの者共也、鎌倉河岸に在るハ駿府弥勒町より来り、糒町ハ京都六条より移る、庄司甚右衛門といへるハもと相州小田原の産にて柳町に住けるか、公に願ひ、慶長十七年ふきや町の下にて二町四方の沼地を給り、葭茅をかり捨、沼を埋め、地形を築たてたるによつて、葭原（註）と名つく、元和三年に始り、翌年十一月みせを開く、後に吉の字を以て葭に改といふ、於是江戸町・京町・角町の名あり、国初已来始て開くといふを以て江戸町とし、柳町より移り、甚右衛門も爰に住む、糒町より移れるを京町とす、もと京のものなれば也、上方より追々下り住むを京町二丁目とす、おそく家作しけるによりて新町ともいふ、角町ハ寛永三年京橋角町の女郎屋十軒斗移る故に、角町といふ也、明暦二年場所かへの命あり、今の地に移る、初二町四方也しを、五町四方給り、昼斗の店を昼夜免許せられ、且引料一万五百両の金を賜ふ、

※○河岸（註） ○河岸（註）（読み仮名朱書）
※○葭原（註）

一 女の髪（註）の結びやう、兵庫屋風・島田風・勝山風などいへるも皆遊女より出たり、柳町の兵庫屋といへる遊女屋ハ名高き家にて吉原開基の節、此屋の風をまねひて兵庫風といひしか、今ハ只兵庫といふ、又出雲の於国か後に島田の万吉といふ女歌舞妓かゆひ初しを島田風といふ、新町の勝山かゆひけるを勝山風といふ、勝山ハ故ハある人の息女也、父の不興を受けて遊女となる、容風俗論を絶ち、和歌を能くす、其形勢却て己か家に在しまゝにて他の売女のことくならず、宝永中初て出て其名大に世に聞ふ、

一 花押、又押字ともいふ、書き判の事也、是を判といふハ誤也、判は奉行役人などの下へ書す裁判書也、判断の義也、文の一体に判語と云あり、其判に花押したるを五花判と云、又上下に一文字する事、明の太祖に始まる、群談採余云、国朝押字之製上下多用^一画^一取^二地平天成之意^一、徂徠か南殿扁之云、花押を判といふハ判署といふことあるを取ちかへたる也、判は日をあげ置て後に書加ゆるをいふ、署ハ今の名はん也、花押ハ名を草に書たる也、花押の上にハ姓を書く事なるを今誤て名乗をかけり、庭訓などみるへし、古ハ官印あり、一官府に一ツならてなし、是を月日の所へおして面々ハ花押也、官の文書ハ皆物書役のかく事にて名乗はかりを面々草にて後にかくを花押といふ也、

※○○蓋取地平天成之意

一 柳西厓か懲毖録云、清正再屯^二蔚山^一行長屯^二順天^一沈安頓吾屯^二泗川^一、伊藤東涯藥山^一棟斎雲老禪に問ふ、答曰、沈頓吾^{※○○沈安頓吾}ハ島津氏也、又問、武備志に島津を石曼子と書くハ如何ん、答曰、唐音はすめる故に倭音のしまハつといふ事をしまんすと覺て、石曼子の字を以て訳す、三韓人ハ音濁る故にしいまあすうと覺て、沈安頓吾の国音を以て訳するなり、

一 明人の文祿の役を書たる書に小西飛といふ人有、清人朱青巖か明記全載に小西飛彈守隨原如安と書けり、三字ツ、を一人の名として朱引有り、内藤飛彈守藤原如安か事也、小西先登して名を振ふによつて、其苗氏を冒し明人に告たるもの歟、

※○○小西飛。彈守隨。原如安

一 鍵挾箱持て供したる者もむかしハつくはい居たるを元祿の比より皆立はたかる事になりしといふ、【行間】「昭按するに、薩陽抔

古風有りてつくはいたりしかとも、安永二年より一統に立はたかる事に成りし、」

一 賀養子ハ頼朝卿の始まる、法家のゆるさるゝ所なりとそ、

※○○頼朝卿の時より始まる

一 折烏帽子に左折右折といふハ、頼朝まなつるを落給ひし時、主従七人の烏帽子を折せたるに、頼朝卿の計誤て左折おるとあり、

一 冑の八幡座は盃旗を立てる所也、八幡座と名つくる事詳ならず、

一 法勝寺の執行俊寛、吉野の執行岩菊丸などいふハ寺務を執り行ふ僧の妻帯したると子孫に伝へしか、いまた童形なるとなるへし、

一 忌日ハ中華には古へ甲子を用ゆ、四月己丑孔子卒といふ時は己丑か忌日也、年中六度なり、喪大記云、父母之喪既練而朔日忌日則痛哭于宗室一年只一度ならハ練より大祥まで忌日なし、練ハむかわりの事なり、後世ハ一年只一度也、家礼儀節大祥の下に註して云、第二忌日也、然ればむかわりを第一忌とし、第三を第二の忌日とする事あきらかなり、毎月を忌日とする事、本朝近代の礼俗也、杜氏通典に晋荀爽か言を引て云、今代所忌更以周年日数とそのかみより一年一忌なる事見るへし、大抵三代の時日をかそふるに常ニ甲子を用ゆ、詩の吉日庚午書の甲子昧爽及び春秋の記する事皆支干を用てかそふ、左氏に載する絳県の老人臣生の^{※○○れ}し年今に至て四百四十五甲子といふも昔時日を計るの法、常に粗記し置たるなるへし、何月何日と云ハ戦国簡便に越ての事ならん、孟嘗君五月五日を以て生ると云より前は此類見あたらず、

一 中古の書に庄といふ事あり、其主を庄司といふ、畠山庄司・信田庄司の類也、庄は庄園にて私田にあるへし、公田にはあるまじし、私田の内にも都に居る高官の人か、又ハ寺社の封戸なるへ

し、是を司る代官の様なるものを庄司といふへし、郡郷村の格にハあるへからず、

一 やまとハ山迹とかく、和州の事也、神武帝和州に都し給ひしより大八州の惣名となれり、大和といふハもと大八州の惣名なるを、帝都なれば山迹の文字に用ひたり、その初おのころ島といふ事を異国にて倭奴国と書く、桓武帝都を平安城に移し給ひて後、大和の字を改めぬハ誤也、

一 めてたくハ愛すへき也、かたしけなくハかたんするけもなきなり、

一 穴賢、本朝文尾に書く事也、説く者云、上世人穴居しけるに恙と云虫害するに因て互にあなかしこと問ふと、此は無恙の義より伝会するなるへし、あなとハ国語にて発語の音、かしことハおそるゝ事なり、文尾に之を書くハ甚可畏といふ意にて、中国の書牘に恐懼恐惶と書くより出る也、古語拾遺に上古石窟の前にて俳優を作り相共に歌舞するに哥て曰、阿波礼那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憩、註云、古語事之甚切者皆称阿那言衆面明白也、又催馬楽呂の謠に安名尊と云謠あり、かしこしとハ賢知の事をいふ、又おそるゝ事をも云、いともかしこきかけまくもかしこき、又内侍所を賢所と云、皆おそるゝ義なり、是を以見れば穴賢は甚恐の義たる事分曉なり、

※○○相問ふ

※※○○阿波礼阿那……

一 曾我五郎か元服したる所の髪とりあけ、烏帽子きせと有て月額の沙汰なし、西行法師は月代の痕と云事を書たり、中剃の事にや、

一 蝦夷ハ国の名にあらず、人の種類也、国栖・土蜘蛛皆然なり、単人とも種類也、徂説

一 御前ハ女を称する詞也、伊勢三郎か妻のねふりたるをおこすに、やこせと云たり、やハよふこへ也、や殿、矢田殿、太平記に見えたり、盲女をごせといふ、めくらこせの三略也、

一 名乗を反すといふこと、何者の初たるにや、詞花集の比よりと聞ゆ、異国にハ斉の明帝物いまふうまれつきにて人の名を反したる事あり、それは唐音にてひゝきのかよへるを悪めはさもあるへし、此国ハ和訓にてよめはかゝる妨もなし、韻鏡ハ唐音を正すへき為の書にて是にのせたる字ハ一音なる字多きやうにて、近く聞なれたる字を一ツ出せるなれば其字義にて吉凶を定むへきやうなし、一音の字多き内にあしき義の字も有へし、おろかなる事なるへし、

一 世にむまれ姓といふ事を沙汰するハ京房か姓をさためたる術なり、故に納音といふ姓の字よし、

一 時の鐘の数ハ太玄経に出り、

一 魂の数といふ事ハ列仙伝に出たり、

一 皇明通記太祖洪武四年九月日本国王良懷遣使朝貢と本朝にて不知事也、洪武四年ハ後光厳帝応安四年辛亥也、此時菊池氏九州に拠て後醍醐帝の皇子懷良親王を奉して主とし、使を中華へ遣したるへし、文字を誤て良懷とせるか、

※◎遣したるへし

一 明の諸書に永楽の時日本の鎮山封して寿安鎮国山といふ、菊池氏懷良親王を主とするの時、明より肥後国阿蘇山を封して此号を付たる也、明の薛俊か日本略に、

山川略

阿蘇山

其山無故火起接天俗以為異因行禱有

如意宝珠大如鷄卵其色青夜則有光

寿安鎮国山

永樂初以国主受冊封境上皆入職云詔封

此山御製碑文勒石于其上

此文にてハ寿安と阿蘇と別のことくなれとも、他書と通考すれば阿蘇を封していへる也、

一 弘簡録琉球伝に隋大業三年煬帝令羽騎厨入海訪求異俗云々掠其人一并取布巾一而還時倭国来使見之曰、此彝邪久国人取製云々、此文通典等本書より引用邪久国ハ今薩州の管内に也久島あり、即是也、古ハ種子島のことく一国に立たるゆへに如此書けり、日本記推古天皇廿四年夜句人七口来云々、掖玖人三口帰化又平壤録養久山居海中方円二百余里といつれも文字ハかわれとも皆同し、日本記の書法を見れば昔時ハ別に一国にて蝦夷などのことく化外の地にて未日本版図にハ入らずと見えたり、

一 女直国は中国より東北の夷也、朝鮮よりハまた東北にあたる、其末日本蝦夷の地に相接す、古代の肅慎氏也、肅慎氏之楛矢と云是也、其後北魏の時にハ挹婁と云、又勿吉とも云、唐の時分にハ靺鞨と云、日本にてハあしはせと云て肅慎の字を用ゆ、又靺鞨ともいふ、奥州の壺碑に去靺鞨国界三千里と云り、宋の時分に女真国といふ、其後遼の道宗名を守真と云に因て真字の下の八点を去りて女直と云、元明も其称により、明の章潢図書編に云、女直奴兒干夷人、又云百年來无東北之患、其間惟建州兀者乞憐三者部

落頗重時或窃犯辺鄙、然れは明の季には女直の内にて建州兀者毛憐と云三部最強くして中国の患をなすと見えたり、今の清ハ女直の種にして建州郡より起り即奴兒干故に明人は是を奴酋と云、昔時遼金の金も女直なるに因て夫を慕て後金国汗と云と見えたり、国汗とハ漢唐の匈奴如单于突厥可汗を襲用するにや、実記全載等に詳也、明季の書に奴酋と云ハ日本の事を云所あり、是は倭奴国と云より称すると見えたり、

一 和蘭国の事、諸書に見へす、皇明世法録に詳也、仏郎機と国壤を接すといへり、古より中国に通せず、明の万曆廿九年閩人李錦久しく大泥国に居て和蘭国の事を知り、和蘭の酋長麻常郎に説て漳州海外に澎湖と云島あり、此所に壘を築きて守へし、中国と互に市を求るハ此処に易ゆる事ハなしと、其頃明の官者に名案と云者あり、世法録に案璫と書けり、璫ハ官者の事也、此者に賂して宜からんと云、因て三万金を以寿をなし、是より中国へ通し、澎湖岐に抛て三窟をなす、其人深目碧瞳長鼻赤髮、閩人呼て紅毛番と云、又紅夷と云、三十丈許の大船を駕し、長二丈余の大銅銃を置くと云、日本阿蘭陀人ハ海中にある島中宿にして日本諸国に通路す、澎湖岐の事なるへし、又其国幾万里を隔て地の底に在るやうに云ハ誇説とみえたり、西南海外の蛮国としるへし、

一 本朝の制大宝令凡田長三十歩、広十二歩為段、十段為町と、今邑里城市に通して六十歩を町と云、坊人の所居を何ッ方にても町と云、其もとつく処を尋るに左伝襄公二十五年楚大夫薳掩書土曰と云下に町原坊と云事あり、杜氏曰、広平曰原防隄也、隄防間地不得方正如井田別為小頃町と、孫炎曰、防堤方之間或有平地不得平正以為井田取其可耕之処別為小頃町也、説文曰、町踐処曰町

史儋急就篇云頃町界畝是町亦頃類故連言之也云々、賈逵以為原坊之地九夫為町三町而当一井也と、左伝正義に詳也、然ハ町と云ハ田一頃など云かことく一しきりの事也、然とも何程の処を一町と云ハ見えず、賈逵か説なれハ九夫為町とハ井田九夫九百畝の所を名けて一町とすと也、本朝町段の名ハ此等によるなるへし、然とも経伝の間此目非ざるゆへ杜預か本註に不取、亦註疏にあらわる段と云事も田地の一しきりの事をいふ、今俗に一反といふハ、反ハ段の字の草書也、互市の互を牙の字に書て牙郎牙行と云と同じき事也、互の草書牙字に似たり、遂に牙の真字を書也、

※◎非るゆへ、○非るゆへ

一 今の人中国は六町一里と云、歩数は相準するとも、町と云ハ春秋公羊伝の疏に云、古六尺為歩、三百歩為里、字彙路程以三百六十歩為一里と、里と云ハ本井田よりおこる、孟子曰、方里而井、ニ九百畝と、百畝のもの九ツを井字のごとくにする時は一面各三百歩也、故に三百歩を一里とす、三代の時の里数如此、字彙三百六十歩為一里とハ後世の事と知るへし、本朝の制も亦唐の法に因る、大宝令の文曰、凡度地五尺為歩、三百歩為里と、公羊疏と同じ、宋ノ謝察微等経云、歩方五尺也、里三百六十歩、是字彙と同、此等の故に因て六町一里と云、三百六十歩ハ六町に準するとも町を以行程を計ることと漢共になき事也、

一 小雅常棣の詩を古来とうていと読來れり、字書に常にとうの声なし、唐本国語ノ首宋ノ庠補音と云もの一冊あり、其内ニ云、檢經典釈文唐常俱无音当ニ各如レ字読ニ今人多以常棣詩作唐棣非経意と、然ハ宋人も何のわけもなくそのかみ常棣をとうていと読つけたると見へたり、棠字と通用する也、

※◎首ニ

一 司馬温公、仏氏地獄の説を排して云、無辺波吒之苦ト、波吒と云ふ事明ならず、法苑珠林十一に、三法度論を挙て八大地獄を言ふ、其三名阿吃々地獄由ニ唇動ニ不得動、唯舌得動故作此声、四名ニ阿波々地獄由ニ舌不得動唯唇得動故作此声と、吃々波々皆苦痛の声也、是を切合て波吒といへるなり、

一 常語に出処を不詳事多し、天下非一人之天下也、天下之天下也とハ呂氏春秋貴公篇ニ出つ、君雖不君、臣不可以不臣、父雖不父、子不可以不子とハ孔亦国古文孝経序に出つ、痴人前不可説夢、達人前不可言命とハ丹鉛總録云宋ノ就月録ニ陶元亮か語とす、

一 一町の田より米二十五石とる、此内正税ハ一石一計也、位田・職田ハ税をいたさず、二十五石を取る、皆なから納る也、太政大臣の職田四十町千石也、左右大臣三十町七百五十石、大納言二十町五百石也、太宰帥十町二百五十石、大式六町百五十石、小式ハ四町百石、大監・小監・大判事ハ二町五十石、大工判事・大典・防人正。主神博士ハ一町六段四十石、少典・陰陽師・医師・少工筆師・主船・主厨・防人佐ハ一町四段三十五石、令史ハ一町二十五石、史生ハ六段十五石也、大國守ハ二町六段六十五石、上國守・大國介ハ二町二段五十五石、中國守・上國介ハ二町五十石、下國守・大上國掾ハ一町六段四十石、中國掾・大上國目ハ一町二段三十石、中下國目ハ一町廿五石也、又位田ハ一品ハ八十町二千石、正一位も同じ、從一位ハ七十四町千八百五十石、二品・正二位ハ六十町千五百石、從二位五十四町千三百五十石、三品ハ五十町千二百五十石、正三位四十町千石、從三位ハ三十四町八百五十石、四品ハ三十町七百五十石、正四位ハ二十四町六百

石、從四位ハ二十町五百石、正五位ハ十二町三百石、從五位ハ八町二百石、何れも現米の積也、令に見えたるハ如此なれども、式に文章博士の職田五町、算博士の職田有を見れば、何れの官にも職田あるへし、此外に禄といふ物、食封といふ物あり、太政大臣正一位をかねたるハ、官位共にいたれるをきわめたれども、現米三千石也、禄・食封など加ても二万俵にハいたらし、国守などハ五位の位田を加へて僅に現米二百五十石也、紀貫之か土佐守になりたる時、海賊にあいて難義したるもさもあるへし、惣て郡県の世ハからも日本も臣下のゆたかならぬ事なり、かゝる事にてよく治りたるハ淡海公の制度の徳也、延喜式にのせたる供御の品を見るに、恭儉のいたれる、異国にもあるましき也、賢愚ハ代々に異なれども、制度の力にて仁儉の徳をうしなわす、古法をよく守れるにておたやかに治まる也、

一 封戸の一戸ハ稲四十束を出す、米にして二石也、^{*〇〇ナリ}大政大臣三千戸六千石也、左右大臣ハ二千戸四千石也、大納言ハ八百戸千六百石也、一品も八百戸也、二品ハ六百戸千二百石なり、三品ハ四百戸八百石也、四品と正一位^{*〇〇ナリ}□三百戸六百石也、從一位三百六十戸五百二十石也、正二位ハ二百戸四百石也、^{*〇〇ナリ}從二位八百七十戸三百四十石也、正三位ハ百三十戸二百六十石也、從三位ハ百戸二百石也、此外に其戸に夫役をあてゝ使ふ也、

一 古の田地の高、今ハ違ひ多し、式にのせたる肥後国正税公廩谷四十万束、国分寺料四万七千八百八十七束、文珠会料二千束、府官公廩三十五万束、衛士料三万五千七百九十五束、修理府官舎料一万束、池溝料四万束、救急料十二万束、俘囚料十七万三千四百三十五束、合て百五十七万九千七百七十束也、米に

なをして七万八千九百五十五石八計^{*〇〇斗}五舛也、是百石の場にて四石四斗納まる積りなれハ百七十九万四千四百五十一石余也、上総国ハ百六万千束、米にして五万三千五十石也、右の積にて百二十五万千六百八十石余也、甲斐国ハ五十三万五千三百束、米にして二万六千七百六十五石、右の積にしてハ六十万八千三百石余也、今の積よりハ大抵三倍せり、右の外に位田・職田・功田・賜田などの不税の田もあるへければ、むかしハ殊外に田地多きやう也、

一 大学寮の料、常陸国より五万四千束、近江国より一万束、丹後国より八百束、^{*〇〇伊千}伊勢国より一万束、備前国より一万千束、越中国より一万束、合せて九万五千八百束、米にして四千七百九十石也、学生の料、上野国一万束、陸奥国四千束、出羽国二千束、播磨国一万五千束、合せて三万千束、米にして千五百五十石なり、現米なるへし、

一 明の時、官様の文字公移等に多く欽字あり、欽差・欽准など云事、処々に具る、正字通云、御音曰、欽勅御使曰欽命、俗曰欽差と、皇甫沆か皇明紀略(一)を考るに、明の初に命ありて、奉旨施行者聖旨の二字を書く事なかれ、悉欽の字を以之に代り、後々まで令となると、会典の内にも此事あり、然は御ノ字と同き事と意得てよし、国朝典彙百一卷に、於欽取銀内給之といふ事あり、文選白文云、欽差提督紫荆等関易州兵備副使とあり、又何の書か、欽定の字様々遵ふといふ事、いづれも御ノ字の代リと覚ゆれば通する也、欽准と云事尤多し、此方にて勅許など云、又ハ公義より御免など云かことし、准と云字も本ハ準繩の準なれども、略して准ノ字を用ゆ、此も俗義にて、ゆるす意になる、准則の義にあらず、

一 上大人丘乙巳化三千七十子尔小生八九子佳作仁可知礼、此三字ツ、八句、末に必也字を曳を小児の手習をするには天下一同に是を学ふ、税枝山猥談に水東日記を引き、くわしくいへり、孔子、其父に上るの書也と、大人に上丘と、一身の化ところ三千人、其内にて八九七十二人、更に佳にして仁を行ひ、礼をなすこと知るへしと也、筆画の少き字をよく合て、小児におしゑる也、大慧答呂郎中書「云平生所読底書一字也、使不着蓋従上大人丘乙巳時錯了也、只欲取富貴耳云々、幼年の時此上大人を習ふ比よりあやまると云ふ事也、日本にていわゝ伊呂波を書習ふ時かくといふか」とし、

一 今の世に六位以下を官位のやうに思わぬ事ハ、そのむかし五位以上にはかり位田ありて六位以下にハなし、後に国介など世官になりたれば其職田は世禄になりぬ、守ハ京都にありて介にて国務取行故、国衙にての雑用の料に定たる、郡稻などは介の心俣になりぬ、それより以下、掾・目・郡司等も皆世官になりぬ、其職田も皆世禄となる、かゝる人の目より見れば京官の六位ハ望しからぬ物也、己と位階ハさのみかはらて富はおとるへけれハ、おのつから官位のやうにおもわぬ事になりたらんか、

一 明朝の一石ハ吾邦の四斗六舛なり、
一 古の三尺の劔ハ今の二尺一寸五部なり、
一 今の女の名ハ太平記のお妻に始まる、

【別記】「昭按するに、前太平記に兵部太輔藤原朝臣教氏卿、永承の比害※○事に坐せられ、陸奥ニ配せられ給ひ権守藤原説貞の女ニ艶書を送るとて乳母の御精ヲセを誘しこしらへて送るとあり、」

一 御ミとハ女の称なり、狂言に鬼のむすめをよひておごうといふ、

今も奥州にていふ、

一 なんてんちくは南天燭也、田舎にてなでんちくと云、八種画譜に蘭天竹といふ、

一 職人哥合に心大を売る人のこゝろていとよふといふこと有り、今薩州のこゝろていとよふもゆへある歟、

一 こゝろなくをけゝれなくといふハ甲州の郷語也といふ、遠江の人ハ九ツをけゝのろ※○ろといひ、江戸の人、すくなしをすけなしといふ、

一 押領使ハ国々より公役にて出る軍兵を召つれ出る頭の事なり、勅許なくて領する事にハあらず、使の字を付たるにて考ふへし、

一 今めらうといふハ、女ハわらハをはやういひたる也、

一 追捕使ハ古へ国々に有り、故に頼朝を惣追捕使といふ、

一 旧事記に載たる国名百四十四有※○有り、くにハ郡と云事なり、其後国字に替たるハ張大にする心なるへし、されとも国の字の意を誤りて州の字の意とせり、異国にて一統なき国と思へるハ国の字を用ひたる誤をしらて文字につきて思へる也、祖

一 禁色といふハ黄丹色・深紅也、摺衣も御馬乗・鷹飼・舞人等の臨時に許さるゝ外ハ着用を禁ずといへり、禁色を山鳩色の事といへる、誤りなるへし、黄丹色も異朝にて赭黄セウとて天子の服色なり、

一 脇差の長ハ一尺三寸を用ゆ、古き事也、法曹至要抄に見ゆ、其比はふところさしにしたるなり、

一 能狂言のぶあく・いくぬ、大和物語のまかぢ、源平軍物語の老竹・若竹、曾我物語のかたかひ、浅草観音をとりあけし川成・竹成など、古にはいやしきものゝ名ハ大かたかくのことき歟、

一 かうつけ・しもつけハ上毛野・下毛野とかきて本ハかうつけの國、下つけの國なるを、毛ノ字と訓ハのといふ事を除けり、二ツなからあたらしぬ事になれり、

一 ふつか・三かのかの字、箇なり、ふつか日・三かの日を畧せしと徂徠か書にいへり、平家物語に何かの日とかけるも箇の字なるへし、

一 女文にかくかしくハ恐惶也、惶根尊也、

一 ものゝの八十氏といふハ武士に氏多きといふ事にはあらず、物部姓支別多く、八十姓あるをいふ、姓氏※◎録禄に見えたり、

一 福祿寿ハ福星・禄星・寿星とて星命の家にある事也、ひとつにし形を作り出したる事いふかし、

一 きハ葱也、根にてうゆるハねぎ、わけてうゆるをわけき、かりてもちゆるをかりきといふ、きハ一字ゆへにひともしといふ、上総の民ハ蕪をふたもしといへり、

一 古の名に源内・平内・藤内といふハ、※内舎人なり、氏をかへたるなるへし、

※◎◎内舎人

一 我朝牛に車をひかせたるハ六朝の制也、

一 老人をしやうといふハ丈なるへし、尉ハ誤り歟、

一 古に公田を耕す民を良家とす、則武士なり、田一町より正税※◎半一石一計ツ、出して外其徭役をつとむ、私田を耕すものハ奴婢也、耕す田の米ハ残らず主人のもの也、おのれハ口分田を持て是より税をいたさぬ也、良家の口分田ハ二段ツ、也、現米五石とる、是より税尅斗尅舛出る也、奴婢か口分田は其三分一なり、現米一石六七計也、今の百姓ハ此奴婢の類なり、

一 半匹を一端といふハ誤也、令に見えたるハ一端も※◎一疋疋も同し事也、五丈二尺をいふ也、

一 絹・木綿布の長、寛文五年乙巳二丈六尺に定らる、

一 こりハ行李なり、旅の荷物なり、

一 折角ハ何事もわざ／＼とする事をいふ、郭林宗か巾の雨にあひて角のひしけたるを人／＼のわざと巾の角を折たるよりいへり、

一 高泉の異国より持来りし母の神主に長金孺人神主と題せり、亡者に戒名つくる事は異国もなく仏法にもなき事也、

一 譜代といふハ世々官職ある家をいふ、俗にいふハ新附にわかつてるなり、譜代相伝の下人などいへるは大に誤れり、

一 皇明通記等に記載たる日本僧玄蘇ハ筑前聖福寺の住持禪納なり、中風といふ病、名義詳ならず、風に中るといへは寒疾の事也、

一 近世医家の説あれとも慥ならず、風ハ風雨の風にあらず、氣と見て宜し、心氣の病氣、血の病、一身に充滿して運動流行するもの皆風と云、大塊の咳氣、其名曰氣とも天地の氣也、故に氣の字に易て風と云、癩瘡を大風と云、腸風・胃風と云疾あり、白癩風・紫癩風ハ白なまつ・黒なまつ也、此等の風は氣血の錯乱也、小児の慢驚風・急驚風、又ハ乱心を心風といふ、風疾と云、書に風疾使酒不可入仕と云ハ乱心醉狂人ハ官に任せすと也、禪書に風癩漢といふ、又風子と云、言熟したる上ハ只風と計※◎半云て心疾の事になる、是はいづれも心氣の錯乱なり、中風の病たる一身の氣血偏枯軟痠してさま／＼の症をなすによりて中風と名つくるなるへし、中国の墓地の吉凶を問ふ法を風水といふ、省身集要曰有水以界之無レ風以散之と、地中に風のあるべきやうなし、地中の氣をいふのみ、仏書に地水火風を四大と云、此四大仮合して幻

休ををなす、四大各其源に帰する時ハ云々、煖氣焔火動輒焔風と云々、詳に円覚經に見えたり、世間の風一身に在てハ動輒する処也、此亦氣のはたらき也、又犬の狂たるを風狗と云、郷談正音無神狗顛狗と云々、医書云風犬咬傷と是也、然ハ風と云ハ只氣と意得て医書にてハ心氣・氣血の変皆中と云なるへし、仏典梵言なれとも翻訳ハ皆唐人当時の語ヲ以写したれハ、証拠に取てもよろしかるへし、

※○○郷談正音ニ無神狗官ニハ風狗顛狗ト云ト

一 北魏の時、源賀始て源姓を賜ふ、源賀ハ本魏の皇族也、魏と一族たるに因て源を同ふするに因て始て源姓を賜ふ事、源賀が伝に在り、本朝ニテ源氏ハ皆皇族より出ツ、同一義也、

一 詩に嬴得と云詞あり、嬴余得利なとつゝきて利得ある事也、是を詩に用てハ何事もよき事ハなきか、是計カ利得しやと云也、嬴得兒童語音好一年強半在城中とハ、京に出て何のよき事もなきか、子どもの物いひかやさしき計得しやと也、

一 孟子ニ親之過小而怨是不可磯、愈疏不孝也、不可磯亦不孝也、集註磯水激石也、不可磯言微激之而遽怒也、直解云、磯是激水之石、鄒魯指南云磯是水中之激石と、字義明白也、然ルに諸末疏に石子水母の争さまく有て、今世読者亦多くハ覚悟せず、此字義を比喻と意得たる故也、磯はさわると云事也、不可磯と云ハさわられぬと云事、父母の過になるにうらむるハ是さわられぬといふものといふ意也、不可磯不孝なれとも亦磯するを以て孝とするにもあらず、たとへハ触の字のことし、角の物にふれる事、磯も其通にて水のさわる名なり、さわられぬを不可磯といふ、何の疑かあらん、此にて知へし、強てたとふる時ハ石を子にたとへ、水

を母に比するへし、

一 晋ノ阮瞻、王戎に対して聖人老荘の異同を論して將無同と云、是に因て三語椽と云、將無同ハ辞簡古なるに因て俄に其義を会し難く、後世さまく説あり、宋ノ馬永郷が嬾が真子に詳に辨せり、陳子真が説にハ晋人將と云、初ト同、將無同とハ初より同処なきを云、各異なるを云、查仲本が説にハ至無処皆同しきを云と、意趣うらはら也、馬永郷が説にハ有同則有異、初無同何況於異乎と葉夢得が玉澗雜書云、此直言無同耳、盖謂同生於異周孔老莊本自無異、故亦不同と聞へたるやうにて慥ならず、伊藤東涯が説に晋書荀晞が伝に將無後悔邪、孟嘉が伝に庾亮を指して曰、此君小異將無、是乎南史宋徐広伝ニ謝晦曰、徐公將無小過と、是等の詞皆一例也、孔老の道の同しき事を言わんとして暫其詞を疑わしたるもの也、今日の郷談にてハたしかに同しきと言をひかへて同きにてハなきかやといふかことし、後悔のあるへきをうけて將無後悔と云、小過あるへきをうけて將無小過と云、平字・耶字あれはいよくまきれなし、なくて同しき事をいふ也、和漢ともに助字のおりまわしにハまきらわしき事あり、例を引あわすれば知るゝ事也、昭謂、論語に子路か子貢に衛の君を助んか問ひしに、我將問といひ、孟子の藤の国を將五十里といひしも是にて分明なり、

一 凡文字に管到といふ事あり、上の一字、下の何字までかゝるといふ事あり、文章の書に管到といふ也、倭点にハ数十字の中の順逆上下の読によつて此詠を知らされは或ハ下より読む事を中より早くかへりてよむあり、或ハ中より読む事を過て下より読む事あり、皆法を知らざる故也、譬は大学序盖天より生民を降すと説

来れり、自の字天字よりかへる天一字にかゝる、是ハ楊子法言の字を用られて人々稟受の始を云、自字全一句に管到す、易の自天祐之言无不利といふかこときハ天よりにてよし、詩経召南行露の篇二三章を、誰か謂ふ、萑角無しと、何以か我屋を穿んと読みしハよし、或云、誰もいふ云々、*◎◎註或ハ誰か謂、萑角無んは何以云々、是にてハ誰謂二字下の二句めまでかゝる、あし、誰も謂と云ハ字義にくらし、其意ならハ人皆謂といふへし、集伝人皆謂萑角故能穿我屋と云より誤り来る、本文ハうらをまわしていへり、集伝ハすくに表より解せり、伝のてにハを以本文をとくへからず、

一 側室ハ門側の居を云、左伝に卿有側室大夫有式宗と云ハ二男三男等庶子をいふ、漢文帝の朕ハ高皇帝側室之子也と云ハ妾の生める子といふ事也、皆門側の居より転用なるへし、後世の文字にハ大方妾の事也、此類古今によりてかわる事あり、健児はもとすこやかなる男をいふ、張飛か日々健児を鞭達左右に置と云かことき、其後唐の比健児と云ハ武士の軽き職名也、本朝も是を襲てこんでいとよみ、今時の足軽などの類也、杜詩に健児簸二紅旗一、丁部二泉註に隋侍軍卒也、唐六典云天下諸軍有健児、是にて知るへし、又同語ニテ義異なる事あり、品宦と云ハ品階ある官人を云、又官者をもおしなへて品宦と云、門子と云ハ左伝に書て庶子の事、後世ハ侍童をいふ、門人ハ弟子の事をいふ、又門番をいふ、弓人ハ弓つくりなり、弓いる人をもいふ、渾家ハ全家の事にてやうちの事也、又我か妻をもいふ、又嬪家に作る、
一 郭巨か金の釜の事、世にこかねの釜を掘出すといふ事絵にかき作り物にし来れり、本書に金一釜とある、金の釜ならハ一金釜と

云へし、金一釜を得るハ金を釜一ツに満つるを得るといふ事なり、法苑珠林に於土中得一釜黄金と、是也、

一 近世上の命令を仰と云て上下に通用して書く、字義に此義なし、或云、是命ノ字の草也、人冠を人辺に取直したるもの也と、是推度の説也、群談採余云、今宦府ノ文移上臨下用二仰字一、按北齊孝昭記詔定三恪礼儀体式次レ仰儀レ之用二仰字一始此と、此説、本孔子雜説に出て説郛*◎◎在りに有り、然れハ仰字、晋南北の比より上の命令の事に用ひ来て通称することゝ見えたり、

一 剩字、あまつさへとよめともあたらす、あまる意也、剩看溪南幾尺山などいふ詩にて心得へし、すへて和語にいふこと漢字になく、漢語にあること、和に其訓なき事あり、なましいにあまつさへさすかなといふことは漢字にあたる詞なし、

一 古来宦様の文書に者字を用て発語の辞として、ていれはと訓す、其故を知るものなし、小説の中に蛮夷ノ国発語ニ必者と云といへり、是又証とするに足らず、予、唐宋以来の文集を考閲するに表状等の内に多く此例有り、別に二義あるにあらず、其俚ものどよむ意也、表などの中に上に右蒙聖旨とあり、其次に許多聖旨の文句あり、末に者ノ字有り、*◎◎此ハ此 聖旨何々と云ものを蒙るとよむ事也、其次に面々の所存を陳する也、日本にて是を模して公文の中者字あり、此もよみやうハ同じき事也、たとへハ右勅何々といふ者を蒙る仍し如件と陸宣公奏議の中にもあり、然とも、ていれはとよむわけハ会得せず、

一 弔字、吊字、品字箋二吊字俗ノ弔字俗以三繩索一懸罍謂ニ之吊、專用此字一矣、吊ハつるとよむ、俗義ゆへ字書に註なし、つるへを吊桶と云ひ、自縊して死するを吊死といひ、小兒のそら目つか

ひする疾を天吊と云、いづれもつる義なり、

一 史記・漢書に即字をもしと読む所多し、古來明註なし、日本にて誰読得てか、もしと読来る、尤もよく見出せり、野客叢書に此事を弁して云、即之為言就也、亦當時史文之助語耳、

一 只管をひたすらと訓するもよし、宋徽宗崇寧中^二居養院漏沢園を置いて窮困を救ふ、^世の諺に不養健兒却養乞兒^三不管話人只管死尸と、居養院ハ悲田院・養濟院の類にて貧民を養ふ所也、漏沢園ハ餓孁を葬る所也、万人塚ともいふ、武士を養わす、民を救わす、只如此に因て諺に生たる人をかまわす、只死骸をかまふといふ事也、只管すといふにてすむ事也、ひたものそれはかりをかまふ事、それをとりまわしてひたすらと訓するハあたれり、

一 天地の間相去る事、広雅の說に二億一万六千七百八十一里半、地の厚さはにひとし、南北相去る事二億三万三千五十七里二十五歩、東西ハ四十五歩短しと云り、是曆家の說にして算数による、天度によりて地の厚さをもしる也、

一 日ハ曆家の說に徑リ千里、周三千里、月も日に同しと云、一 星の数、天学家の說に、名のある星一千四万六十有四、小星一万一千五百二十、銀河に聚る所ハ数を知らずと云、

一 銀河ハ明儒の說に遠鏡を以て窺ふに、是小星の隠れて現れさるもの微にして多く聚る所也、天体ハ通明映徹にして諸星の光を受けて并せ合て一直の白練のことしといへり、埤雅にハ天下の水精上て天漢となる、物理論にハ天下の水氣発升し精華上り浮ふといひ、^星靈憲 徑にハ水精上て天河となるといふ、曆家の說にも万水の精也といふ、

一 梅雨・液雨ハ陰陽變動の時なれハなり、試るに土用八專の初終

の日、庚申、甲子、二十四節のかわりめ、多ハ雨を催^星□、俗説、彼岸太郎・八專次郎・土用三郎と云て、春分・秋分□□八專に入て二日目、土用に入て三日目、必雨を催す、五月一陰下に生して梅雨あり、十一月一陽來復して液雨降るなり、

一 寿老人ハ福祿寿の神仙として和漢の画像多し、南方老人星の精氣を表せしかたちにて、寿命福祿を主となる星也、^星春ハ宵に南方に見ゆ、秋は暁南方に見る、南方晴天にて光明なる事希なる故、春宵見ゆる事あれば其年を吉として祝ふ事ありといふ、

一 本朝長寿の人多し、垂仁天皇の御娘^{倭姫}命ハ五百歳、武内宿祢ハ三百七歳、齊明天皇の時若狭国の白比丘ハ五百歳也、始伊勢国に生る故に其所を今に白子と云、浦島か子ハ三百歳にて終る、

一 長崎西川求林齋か書に云、昔筑紫にて暈の表にハ第一茅莖をつけたり、座敷にハ薩摩の七島莖^{七島莖}、琉球莖ハ上品の暈也、皆縁なしにて今も薩摩国にてハ琉球莖の縁なし暈を敷く家多し、薩摩の国主は頼朝公より伝ハリ古風の家にて諸士の家農工商の類まで古代の風俗ありと見えたり、

一 申酉の日ハ雨風多し、申酉ハ陰陽尅伐の氣にして剛強なる故、陰陽変態有へき理也、庚申ハ金氣太過にて木氣と尅して弥強勢也、又甲申・乙酉も風木と燥金と尅伐するゆへ、此旬十日の間を十方暮と号し、陰陽の氣壯鬱の時也、故に鬱濕朦々とくもる事多し、八專の間も似たる氣也、何れも陰も陽も平和ならぬ時也、

一 中江藤樹重山了海の書に近世白雨^{白雨}なきハ深山の木を伐て山の精氣うすき故也と書けり、長崎西川か書に呂宋国ハ熱国にて雨少なし、村里一樹の数十丈なるあり、其□井あり、一村の用水とし田島にそゝき菜穀を養ふ、後に此木を伐て井水澗万民苦と書け

り、昭顧に、東都に白雨希也、山林遠きか故也、薩州夕立多きハ山国なるか故也、日州大崎の広野、長州の民移住す、水に乏し、或僧井を堀り廻るに杵をうへしむ、杵長するに従て水湧く、今三四十間の事也、前説の証とするに足れり、

【頭書】「僧ハ千田喜兵衛叔父也、初日州志布志大慈寺中ニアリ、民人観音寺ヲ寺中ニ立テ住持トス、昭、大崎ニ官遊スルノ時、此村ニ至ル、大崎野方村ノ内アラサ野、艸深キ野也、貞享・元禄ノ比、泉州境ノ人、見て官ニ告ケ農業ヲユルサレ、国ニカヘリ、妻子ヲ率来リ農ヲ業トス、後大坂及阿波・長州等ノ人来リ、周四里ハカリヲ開キタリ、今其孫也、七十戸ニアマル、然トモ水ニ乏クシテ大ニ苦ム、水湧クノコトナシ、」

一 紅毛国オランダハ外オランダ異オランダの小国なれとも、人情の忍ひざるに至てハ亦厚きにや、長崎に来る紅毛人、鏡筐オランダの蓋に親の像を画たるを持有あり、異域に在て一日も親を忘れざるの意也オランダとかや、

※○○○紅毛国
※○○○鏡筐

一 一産に二子三子を産むオランダあり、是を恥忌むハあやまれり、中華ハめてたき例として天子米穀等を賜ふといへり、本朝も亦然り、景行天皇の后一産二皇子を生む、大碓オランダ・尊・小ノ碓尊と云、小碓尊ハ日本武尊也、下民の子も男子ハ行幸の時前驅の役に命せら、れ美服を着しオランダ姫大夫オランダと号すといふ、

一 神道者の説に、十千十二支の名目、獣の事にあらず、子ハねさす、丑はふす、寅ハとひしく、卯ハうく、辰ハたつ立、巳ハみる、午ハうむ、未ハひのつち、申はさかる、酉ハとをる、戌ハいぬる、亥ハいる、きのへは木のうへ見也、きのとハ木のあと、と

ハ弟也、外ハ準してしるへし、秘訓也といふ、

一 子とも遊びにかくれこといふ事をするハ、天孫降臨の時、大己貴命曰、君ハあらわれてよき事をなす者を賞し給へ、吾ハ隠れてあしき事する者をつみなはむ、日の本のくま／＼までめぐり、暫も懈るましと約し三宝山に入給ふ、此神のおしへ残りて今かくれむぼと覚へ、おにといふ物か隠れ居る子ともをさかし出す事也、

一 高麗オランダとりとて一人の子ともか先に立ち残る子ともをかこひ、とられしとするをとらへんとして遊ぶ事有り、外国の夷賊調伏の表示にして神功皇宮三韓退治以来の事、祭事なりとそ、

※○○○高麗

一 女子のひな遊びハ少名彦オランダ名神の御像にして略してひなといふ、本朝医の祖神にて守も札も符も此神の教也、粟嶋大明神とも、五条天神と祭る、女童の遊び事に形をましへ災難をはらひ、益人を守るといふ、

※○○○少名彦名神

一 神前の天狗オランダハ火酢芹命オランダ・火々出見尊と誓て曰、吾代々吠る狗のことく君か瑞籬オランダ下に居て 永オランダに子孫の八十連属まで仕へ守らんと約し給ひしより、神前には狗に形りて居へ、大内にてハ隼人といふもの狗ほへして御先オランダを払ひ、先キこゑなと、いふも此神に始まる、

一 物に暗オランダたる時、おしますといふ事ハ天忍徳耳尊オランダの訓に、物にむせたらむ時は忍水オランダと唱へしといへり、まみむめも相通しておしますといふ、

一 手まりハ八さかにの御オランダすまるといふ神宝の形をかたとり、まりといふ、り・る、訓通するゆへにまりといふ、

※○○御すまる

一 羽子つくハ風鎮の祭にて時に剋する風ふけは五穀成らず、故に風鎮のまつりにする事にて、風吹な〜といふ事と云、
一 子どもの誓ひに指切といふ事ハ、血かゆるとゆふ事ハ是をちかひといふ也、血をかゆれば他人も親族也、親族なれハむつまじかるべき義也、

一 天狗面とて鼻の高きハ猿田彦神の像、おとく女上方・西国にておふくと云面とてふくれたる女面ハ細目神の像也、此二神は夫婦にて人間の夫婦を守るといふ、

一 額に角を入れ、さかやきする事、慎水か説に曰、上古はなき事也、生れまゝの髪を束ね惣髪にする風義なり、聖徳太子、堂上・堂下を分んためさかやきを初むと云、

一 中古以来本朝買船九艘長崎五艘・堺二艘・京都三艘ナリ皆唐船に作り、長崎を出て東京・交趾・塔伽沙古・呂宋・亞媽港・東埔寨・暹羅等の外国へ往來す、大明にハ往く事なく明には倭寇とて甚禁せし故、大内義隆の勘合船の外ハ到りかたし、寛永十二年の停止せらる、是耶蘇の教法制禁に由てなり、

一 暹羅ハ南天竺なり、近世長崎の甚兵衛といふもの、仏跡を拜まんとて爰に至る、祇園精舎も礎石のみ残り、石碑も青苔に埋る、精舎より四日路程敷瓦一面に敷わたしたるか残たるのみ也、

※○○暹羅

一 長崎の木谷某、暹羅へ渡り国王の国老に任し巨葛○○○巨葛の富をかさね、数貨を長崎の弟に送り、父母の年忌を供養し、本蓮寺にて法華經千部誦誦せよと云ひ遣しける、其子孫、今に暹羅に在といふ、其比交趾・東京にも本朝の人多く住居すといへり、

一 貞享二年伊勢国の人十二人船に乗て江戸へ至る、洋中風に放され亞媽港に至る、態と船を用意して長崎に送來る、寛文中長崎人二人○○○小船に乗りに乗り五島に行き、逆風に逢て台湾タイワンに至る、同じ比薩摩人十余人○○○船広東の雷州○○○雷州に漂着す、延宝の比、尾張船広東に至る、皆長崎渡海の唐船に送り帰へされぬ、

※○○広東

一 延宝中日州海辺に怪しき船に十八人乗たるか漂着す、長崎に送る、通事を以て試るに清国・天竺・南蛮の詞にて問へとも答へず、紅毛人を見せしむるに悦ぶ事甚しといへ共、詞ハ通せず、万国の図を出して紅毛を指さし、己ハいつこそとゆひさしけれハ、心得たるさまして咬○○○咬□□のあたりをつく〜見て一□□ゆひをさしばたん〜といふ、扱ハ巴旦国の人也とする、□□犬を見て大に悦ひ煮て食す、鶏・豕ハ食わす、魚ハ食へ共犬を食ふことくハ悦ひず、数月逗留の内に四人死し、是より先日州より長崎までの間十二人死したり、帰帆紅毛船に乗せて帰へさる、一人ハ海上にて死す、煖國に住み肉食を好か故に短命也、況や犬肉ハ湿熱大過の物にて妄に食て寿を損ずると見へたり、

一 羅媽○○○羅媽国邪法の徒、呂宋島に來り居、彼地の船に乗て隅州屋久島に着き一人を卸して船の行方を知らず、此一人、日本の俗を似せて月額○○○割を刺り日本の衣服をきて刀一腰をさし、初ハ山中に隠れ、杣木切る山人、炭焼等に日本詞にて食を乞ひ、価に金をとらす、島人怪しみ山家の長に告げ捕へて長崎へ送る、其人物、毛髪黒くして紅毛のこたく赤からず、目も中華・本朝の人に同じ、鼻ハ至て高し、是いたりやらうま国、邪宗の張本にて世界に邪宗をすゝめありくものなるか、あまた有る中に日本に來れるなり、日

本の詞にてところ／＼答て通事を頼まず、日本詞を様々書付たる
□^{※○標}文字の書一冊を手にはなさず、江戸に送られ獄屋に入置れて
後を知らず、長崎夜話中ニ出ツ
西川求林著

一 慶長十一年御書を遣され、奇楠^{キヤラ}の上品を田弾に求らる、田弾と
云国の名聞も及はず、羅馬人・阿蘭陀人に問へとも知らず、羅馬
ハ宝永の比邪蘇の法を我国にすゝめんとて薩摩屋久島に來り、
江戸に召して後に刑せられし万ハンといひし物也、新井白石先生
五事略ニ出ツ

※○◎羅馬^{カマ}

一 賀寿ハ四十に始まる、本邦四十を初老といふ、和漢此事を以て
始て寿を賀す、後十年に至る毎に其事を行ふ、和漢中葉以降然
り、今日の□^{※○長}生を樂み、後年の久視を祈る、本朝王者の賀、淳
和・仁明帝に始まる、

一 文武帝の時、粟田真人、唐に入る、唐人謂て曰、※○◎丞聞海東有
大倭國謂之君子國人民豊樂礼義敦行今看使人儀容大淨豈不信乎

一 本朝やまとと稱す、弘仁私記序曰、天地剖判泥涇未乾是以栖山
往來因多蹤跡故曰山跡又古語に居住を止[※]といふ、山に止り住むを
以て名つく、延喜開題記曰、艸味之始未有居舍人民唯拋山而仍曰
山戸^ト一是附会の説なるへし、蓋帝都都在る所の州を以本朝の惣稱と
す、日本^{※○◎皇}記に神武帝の東征する時、浪速^{ナニハ}より河内を過ぎ膽駒山
を逾て大和国に入る、其六軍を膽駒山の西に駐むるにあたつて其
地淀川^{※○◎河}の内に在るを以て河内と云、膽駒山の外に在るを以山外^トと
山外ハ河内に対して也、山河内外文を為す、山城州ハ膽駒山の北
に在り、故に山背^{シヤ}と云、山城と改む、諸州此類多し、

※○曰^ト山跡^ト一◎曰^ト山跡^ト一

※○◎止^トといふ

一 本朝上世国字ありといふは非也、古語拾遺及ひ箱崎廟記を見て
知るへし、中葉以來唐土の文字を用ゆといへとも声音国俗の口舌
に合わず、故に唐音を用ひすして本邦の声音を合て読めり、音韻
相叶ふ所ありて今に至る

一 文中子^一ハ聖人也、教ハ西方の教也、中国にハ泥まんと云、李
丹妹に与る書に釈迦生^二中国^一設教如^二周孔^一周孔生^二西方^一設教如^二
釈迦^一王陽明^一を迎る疏に亦此意を用ゆ、夫法ハ土に由て宜を異
にす、道ハ天地間一なり、聖人西方に生れたりとも君臣を去り父
子を離れ夫婦を絶ち綱常倫理を捨て道とせんや、諸賢誤まる事甚
し、

【頭書】「中説周公篇云、或問仏子曰、聖人也、曰其教何如、曰、
西方之教也、中国則泥軒車不可以適越冠日禿不可以之胡古之道也、
司馬光曰、苟為聖人矣、則推而放諸南海、而準推而放諸北海而準
島有可行^キ中国哉、苟非聖人矣、則泥于中国独不泥于西方都^一」

一 火葬ハ天竺の法也、列子曰、秦之西有儀渠之國其親戚死聚柴積
而焚之、燻則煙上^ル謂之發遐、然後成爲孝^{※○◎子}□益是時末中国火葬
なし、故に異とす、続日本紀文武帝の時、釈道照死す、弟子等遺
言を奉して栗原に火葬す、是本朝火葬の始也、程子曰、今狂夫^{※○◎今有狂夫}
醉人妄以其先人棺槨一彈、則以為深讐巨怨及親拽其親而納之火中、
則略不以為怪、可不哀哉、俑を作る、道照其罪大なる哉、

一 近來中華の書、標註をさして鼈頭と云、其義理明ならず、標註
といふへし、
一 五節句各陽奇の数を取る、是古人陽を尚ひ陰を抑るの微意な
り、十一月十一日を取らざるハ、數八十に至て極る故に十に過る
者を取らず、

一 春秋戦国の時、国号一字を用ゆ、魯・衛・晉・宋の類也、漢州縣を分拆して州の字を加ふ、本邦是に倣て旧号の一字を去て州の字を加へ、和州・摂州と称するは是也、昔二字を以国号とす、故ある事を知らず、甚異義なし、近世陽字を加へて丹陽・播陽・薩陽など稱す、甚錯れり、字書に在山之南河之北者為陽、是ヲ以中華毎州某陽と稱する事なき、以て見つへし、

一 河内守楠公正成の墓、摂津国湊川の北に在り、水戸中納言光圀卿の建る所なり、其先墳封なく松梅樹のしるしあるのみ也といふ、貝原篤信楠公墓記を讀に、見公之墓墓在二平田之中一、榛莽蕪穢無挺隧無墳封、又無碑碣塋上唯有松梅二株略託兵庫館人繪屋氏欲建小石碑於其塋略若今欲二称述彼德業勒之石碑一非老于文学者則不能也、且吾儕微賤而立石碑於他邦、恐不能逃僭率之罪終改悔而廢其事略、

一 親の忌日古称する処一歳一日のみ、本朝古記に称するも亦然り、今世の月忌□□葉の流俗に出て古礼の□□にあらす、本邦仮寧□□葬礼期の喪有て三年の喪なし、後世流俗期喪を併廢して只五旬の忌暇あり、姑国俗に従ひ月忌を存するも厚に從て猶可也、人情も亦安んず、此に因て少く舒る事を得さらんや、朱子張敬夫に答ふる節祠之説文集三十卷二出ツを讀むに此意あり、

一 陸象山ハ豪邁穎悟人に超絶す、然共矜高にして遜事あたわす、自用て足れりとす、朱子以て器小也とし、禅学也とす、文字言語一語も禅仏の説を取る事なしといへとも、學術・心術禅たる事を免れず、格物窮理を支離とし、一超直入を工夫とし、有子の言を支離とし、漢文帝を僅似二郷原一以為不可与入堯舜之道として王安石を賢にして貴へしとし、伊川先生の収束檢制を以て蔽固深と

す、是其識見の偏処なり、

一 柳宗元、唐の相国房琯か德銘の陰に書して曰、天子之三公ヲ称レ公、王者之後ヲ称レ公、諸侯之入テ為二王卿士一亦曰公、有土封其臣称之曰公、尊其道而師之称曰公、楚之僭凡為縣者皆曰公、古之人通謂年之長老曰公、三公を言ふハ周公・召公の類、王者の後ハ宋公のこととき王の卿士たり、衛武公号文公、鄭桓公のこととき其臣是を称す、師とし尊んてハ太公のことし、楚の梟をおさむる葉公・白公のことし、年の長老ハ毛公・申公・涪公がことし、

一 唐四庫の書を分て経史子集とす、経ハ道を載す、史ハ事を記す、子ハ古の才子・一家の言を立つ、集ハ一家の文章を収録ス、経を以て道を知る、史を以古に通し、子集ハ経義を發明し古人を評論し経史を補翼す、世用を資る、此四種のみ、

一 古人、今日の始を定むるに両説あり、子時を始とするあり、天開於子之説に本つく、天氣の始に順ふなり、寅時を始とする有り、人生於寅之説に本つく、人事の始を起す、若建子の月を歳首とせば子時を日の始とすへし、建寅の月を歳首とせば寅の時を日の始とせん事固当れり、今や甲戌元暦子の時を日の始とす、必説あらん、

一 岳父・岳母、岳ハ五嶽なり、東嶽・泰山丈人峯あり、故に妻の父を称して丈人といふ、丈人に因て遂に妻の母を称して丈母と云、後其俗を以て也、遂に是を文して岳父・岳母と云、姆孀ハ姉也、兄の妻を姉と曰、弟の妻を姉と云、後世称して姆孀とす、母舅の妻を姉ギと云、外甥是を称す、舜水文集

一 木主粉面孝子某奉祀題名、或ハ右に書し或ハ左に書す、昭穆の異也、宗廟の次左を昭とし右を穆とす、故に死者昭たれば奉祀を

主の左に書す、右ヲ以上とすれハ也、死者穆たれば右に題す、左を以て上とすれば也、本朝太廟のとき、昭穆の儀なければ、右に題する者順とするに似たり、

一 凡卿大夫諡子ノ字を用、季文子・孟獻子の類のときは是也、諡古昔一字を用、宋に至て或一字、或二字、明に至て定て二字を用ゆ、薛文清・王文成の類のときは是也、蓋一字を用れば古人の諡と相混合、故に必二字を用ゆ、

一 明六尺を歩とす、今の百工の尺のことし、

一 斗量方尺を用ゆ、此算数の法也、明百十斤を石とし十二斤を斗とす、

一 井田方里を井とす、溝塗封洫其内に在り、十里を百井とす、山川谿谷其内に在らず、山川谿谷に近き井すへからざるハ間田とす、以て士大夫の圭田及余夫の田に授く、諸侯の国方百里・七十里になる者、五十里・五七百里の者なし、周公の国七百里といへとも恐らくハ必しも然らし、

一 本朝の儒、井田或ハ行ふへしとし、或ハ行ふへからずといふ、明の朱之瑜、平賀舟翁に對て曰、今惟貴国之田可井可以復古先哲王之治而君相皆無其志悠々泄々可勝浩歎

※○○可レ井

一 舜水先生曰、竜の靈たる固昭々たり、天台雁宕大竜湫小竜湫あり、河の南に菊潭あり、周環一二十里、潭水碧のことし、間に葉あり、其中に飄墮すれば群鳥時に応し銜去る、澄泓万頃一望塵なし、此因に竜の都なり、瑜弱冠の時、中嶽を瞻仰し少宝を磨其上竜池あり、方敷武のみ池に非ず、名つけて池とす、これに甃に甃を以ず、居恒水を蓄へず、其中穴あり、井のことし、寺僧屐せ

すして汲む、竜興れば水溢れて池となる、井ハ竜以て宮とす、井泉清冽耳美大湧にも固より増さず、亢旱にも亦減せず、古へより今に及て其源広を測るもの有る事なし、中に老竜一を居く、其小竜五を率ふ、各其方色のことし、皆子竜なり、春夏の交遊人好事の者香楮を賣し拝懇すれば井中氣あり、升騰縷帯のことし、稍上りて漸張て簾のことし、其末益大なり、一竜有り、雲霧の中に遊ぶ、長僅に尺余、蜿蜒飄忽、但其形似を見るのみ、迫て見るへからず、少選ありて仍井中に帰る、烟氣散し池水潤る、凡出るハ皆小竜なり、老竜ハ深居して簡に出つ、是より先洛丞竜同知といふ者あり、是を聞て亦香を爇て虔禱す、五小竜皆已に迭に見る、老竜を求て一観せんと欲す、竜遂に是か為に一足を伸ふ、勢攫撃するかことし、又懇す、神竜是か為に其尾を見す、其長數仞神光璀璨、已に池中の物にあらす、洛丞必す其全を見んと欲し、叩拝して已ます、老竜若然として升れば井中水一時に溢湧し、崩衷噴射、山を懷、陵を裏山の下敷里遙に雨ふらすして水深き事三尺、禾苗尽く偃し、人畜奔狂す、洛丞亦遂驚殞す、今に至て為に一小洞を構へて其像を池側に肖す、亦以て戒を昭す所なり、後月余瑜高文襄中玄公の所に燕す、日甫て戻く、忽爾として昼晦し、其僕報して曰、西南隅の望楼黒雲密に罩して咫尺物色を弁せず、又一小童曰、雲中都是火光直透る、或詫て曰、此事大奇座他賓なし、瑜席を撤せんと請ふ、主人曰、害なし、此楼四面皆磚石焚灼すへきなし、頃あつて烈風驟雨爆々震電す、復報して曰、一竜あり、牖中より出て雲に騰て起ると、此時僮僕驚怖奔走倉皇いまた其庇竜虬竜たるをしらす、一僕に命して楼に登り審視すれば、久しくあつて復云、楼門封鎖蔽密楼の上下空洞として一物なし、楼北二

牖一牖平昔扁さす閉す、凝塵厚さ寸許、毫も蹤跡なし、見つへきなし、雨霽る時已に下晡、瑜即帰を告ぐ、次日相府一紀綱を遣り来白して曰、昨日の竜牖間よりおこり窓間僅に一甍を損す、遽に使人謝し去て其詳を諗せず、又三四日の後前所に宴す、大兄錦衣君曰、前日竜の出る所捜し求むへきなし、物々皆故の事とし、視畢諸弟悉く已に楼を下る、我独牖に凭て遠眺し窗口を顧見れば一磚漸く昂る掀に已に損す、竜正に其中に蟄す、取て視れば磚の下に形あり、泥の中に象あり、宛然たる一模範なり、径三四寸蟠旋ヲ、ムネ約尺許なるへし、此又其最奇なるもの也、因て歎して曰、竜の神乃此に至るや是猶所謂放之弥六合卷之藏於密也、

源光圀字子竜説為
兒輩略上下數百言
写以国字本
集出十三卷

※○○○及て敢て其深広を

通昭録卷之五十二

越昭隨筆卷四

- 一 女齒を染る
- 一 女鼻褌
- 一 埋木
- 一 赤子＊◎ヲいがこ
- 一 互をかたみ
- 一 とめる
- 一 とじ
- 一 悪七兵衛
- 一 外字＊◎ヲ
- 一 仮名出二華書一
- 一 仙人画図
- 一 煙草
- 一 出世出軍
- 一 凌遲処死
- 一 鬼の皿
- 一 獅子
- 一 童幼遊戯
- 一 子持筋
- 一 水の初穂
- 一 葬札錢を瘞む
- 一 赤城義士似唐張瑄張琇
- 一 かしん
- 一 天狗立付鬼ふんとし
- 一 菊水紋
- 一 小野小町
- 一 徒然草
- 一 兼好墓
- 一 古物為レ妖
- 一 嘉定
- 一 房州異木
- 一 黒牡丹
- 一 寿老人
- 一 中華米
- 一 木綿ワタ
- 一 ときわけ
- 一 麦
- 一 古衣食質素
- 一 金縷
- 一 唐織
- 一 木綿
- 一 御所染
- 一 頼朝墓社
- 一 仏師運慶
- 一 金沢文庫
- 一 天鷲絨
- 一 もふる島
- 一 さんとめ島
- 一 伊予染
- 一 大久保小紋
- 一 臙染
- 一 憲法染
- 一 小太夫鹿子
- 一 太夫鹿子
- 一 友泉染
- 一 上下
- 一 白衣
- 一 縹帽子ヒナ
- 一 綿帽子
- 一 沢之丞帽子
- 一 女前帯
- 一 吉弥結
- 一 踏皮
- 一 鼻紙袋
- 一 甚三紅
- 一 千弥染
- 一 暹羅染
- 一 へんから島
- 一 正平染
- 一 菖蒲草
- 一 紙衣
- 一 一閑紙衣
- 一 絹布定尺
- 一 袖袂
- 一 羽織
- 一 袖縁
- 一 道服
- 一 真田打
- 一 夜着
- 一 蒲団
- 一 茶
- 一 茶湯
- 一 茶人系図
- 一 金絲烟タバコ
- 一 塩瀬饅頭
- 一 菓子

越昭随筆卷四

- 一 牡丹餅
- 一 欠餅カキ
- 一 景勝団餅
- 一 蕎麦切
- 一 慳ケム貪
- 一 香物
- 一 豆腐田楽
- 一 冬葱
- 一 白波
- 一 木の丸殿
- 一 本朝造船
- 一 横笛・鼓・太鼓
- 一 鼓有陰陽声
- 一 太鼓有陰陽合体声
- 一 笛鼓太鼓役人席
- 一 鳩杖

一 本邦の俗、女子婚定りて齒を黒色に染む、黒ハ不変の色なり、貞女の操を守るの意を表す、上世にハ武人も齒を染たりといふ、是、忠臣の本心を表したるなり、

【頭書】「公家今ニ齒ヲ染ル、其意如何ン」

一 女の着する女鼻禪ツツシハ女鼻禪とも書く、一名脚布キヤブといふ、女詞にゆく、ゆもしといふはいやしき者はふたのといふ、ふるき詞にや、万葉集に、

たのしみは夕顔棚のしたすゝみ男はてゝら女ハ二布しててゝらハ襪褌又ハ鶉衣と書く、つゝれの事也、加州の人ハ襦袢ジュハンの事をてゝらといふ、

一 頼政の辞世の哥に、埋れ木の花さく事もなかりしとよめるハ朽木とおほえる人多し、無花果ムクハクといふ木也、いちゝく又ハとうがきと云、花なくして実をむすふ、秋に至りて実のはらさけて赤きもの也、

一 美濃の人、赤子をいかごとといふ、子生れて五十日目イガを五十日の祝といふ事、源氏タケナヒにみえたり、*〇〇〇見え

一 近江の人互タガヒにといふ事をかたみにといふ、ちきりきなかたみとよめるハ互の字なり、

一 中国にて尋る事をとめるといふハもとむるの上略なり、花ちれる水の間にくくとめくれハとよめるももとむるの意なり、

【頭書】「大島人モ尋る事ヲトメルト云」

一 古哥に、今こむといひしはかりを命にてまつにけぬへしさくさめのとしとよめるさくさめのとしハ姑シヤトメの事也、丁年とかく、と

じハ刀自と書く、刀自女ハ宮女の称号なり、此哥ハ婿ハコの今こむといひて久しく来さりければ姑のよめるなるへし、

一 女の詞に餅をかちんといふハ、古大内より四方の郭公といふ題にて哥よませ給ひけるに、難題なれハよむ人なし、田舎の人にてもよませよと有しに、都人は是を恥て道すから茶店を構へ田舎の哥よみの登るをあさむきよませけるに、

北をいて南にかへるほとゝきす月のいている山にこそなけとよみけるを、早く 大内に献しける、田舎人たはかられむなく帰けるに、此茶店にて餅をすゝめければ是哥賃やといひしより始りける、

一 天狗の絵に立附を着せたるハ東都の木工大隅か祖父に始まる、鬼の絵に虎の皮の犢鼻褌を服するハ古法眼元信に始る、其意ハ和俗丑寅の方を鬼門と号して人恐る、是を表して牛の頭にかたとり腰より下を虎に象ると云、

一 橘諸兄公致仕の後、山城国井手の里に住み玉川の山吹を愛して直衣スイモノの繡イロモノにせり、子孫に至て家の紋と定めけり、後に誤て山吹を菊とし楠正成の紋を菊水と覚たるハ誤なり、又楠を以武とするハ、河内守楠成綱、楠を愛して門前に植列ねて曰、楠ハ剛堅にして四時不凋シホマ石と変して朽る事なし、是より人皆楠殿と呼て、遂に氏とすといふ、山吹ハ正字棣棠花、楠ハ樟字也、

※○○橘成綱

一 小町ハ世の人一人也とおもふもの多し、古一国より一人ツ、采女を内裏へ献せし也、仁明帝の比ハ小町と召れし者六十余人あり、是を小町といふハ諸国より奉りし采女を后町の後ちのちにおらしめ、皆小町と呼ばれたる也、其小町の後に古郷に帰りて身まかりた

る墓を小町塚と呼しゆへ国々に小町塚多し、実方の陸奥へ下りしに、髑髏の目穴より薄の生出て秋風の吹につけてもあなめ／＼の哥よみしハ小野正澄か娘の小野小町也、文屋康秀か三河掾と成て下りし時、身を浮草の根をたえてさそふ水あらはと読しハ高雄国分かむすめ小町也、おもひつゝぬれはや人の見えつらんの哥、又業平の舞の袖などいひしハ出羽郡司小野良実か娘の小町也、此小町、世に異なる美人にて和哥にもすくれたれば名高くすへての小町も一人のやうに覚ゆる事になりけるとそ、

一 徒然タラシ 艸クサハ吉田兼好か編るにはあらずといふ、兼好かわらハ命松丸、後に今川了俊に仕ふ、或時了俊、命松に兼好か書置ける物を問ふに、多くハ壁を張られたりと答けれハ、命松を吉田の感神院へ遣し伊賀国種生庄ウツナの草庵の跡へハ伊予太郎光貞を遣して遺書を求られけるに、哥ハ伊賀の草庵にて五十枚を得たり、吉田にては壁にはりたると経巻など写せし裏などに書捨たりしを取り得て帰りければ、了俊書写して歌一冊・艸紙二冊とし、発端の字を取て徒然草と名付しとそ、

※○○種生庄

一 兼好か墓ハ伊賀国国見山の麓田奈保村昔ハ田井庄ト云に在り石の高五尺三寸、横二尺、石面兼好法師墓とあり、左右に観応元年二月十五日と記し、下の左右に左兵衛佐卜部兼好朝臣と書たり、伊賀権守成忠成忠と旧友たるにより、晩年爰に至り、種生庄種生庄に艸庵草庵を結び、爰にて死せりといふ、

一 凡古物に陰気相感すれば妖怪をあらわし、人を悩す事あり、気力うすければ陰邪に勝つ事あたわすして然り、江戸深川三十三間堂の辺に久しき空宅あり、或医師是に移り住す、幾はくならず病

一 氣付ければ久しきあき家の陰湿にあたれるならんと服薬すれと駭

なし、漸々異病をあらわし、時々迫脅^{ツヒ}へくるしむ、医者曰、我お

そわるゝ始、何となく雑具部屋のかたより冷風吹来る心地すれば

必正氣乱る、家人是を見るに古い木枕一つ有り、此外何もなしと

いふ、則割て焼しむるに其臭屍を焼に異ならず、病頓に癒ゆ、

一 悪七兵衛景清は名なりと覚たる者多し、悪ハ昔時兄伯叔父等を

殺せる者必名にかうむらしむる事なり、悪源太義平の類也、七八

所の名、兵衛ハ官なり、景清ハ勢州七村に生まれし人なり、七村

ハ桑名よりほど近し、七兵衛といふも鎌倉の権五郎などの類なり、

一 匆は泉の古字也、いにしへの銭字なり、故に今に金銀両目の事

に用ゆ、

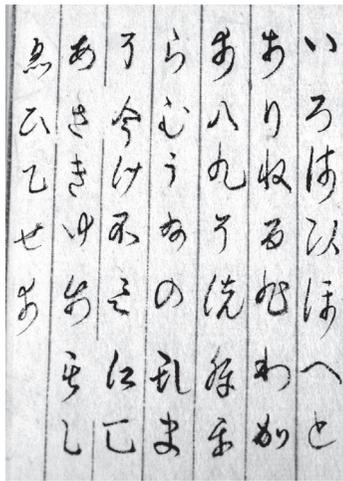
一 本朝の仮名字、中華の書に見えたり、九成か書史会要云、宋景

徳三年有僧入貢、不通華言、善筆札命以牘、对ノ名寂昭彼国自有

国字、字母僅四十有七、能通識之便可解其音義、因索写一遇、髣

髣蒙古之字法也、

そのうつせる字、左のことし



寂昭は延暦寺の僧なり、

仙人絵画図略伝

馬成子

王處

安期生

莫月鼎

李八百

呂洞賓

白石生^ウ

浮丘伯

張果

麻姑

何仙姑

劉安

尹喜

孫登

黄初平

東方朔

梅福

苗龍

琴高

丁令威

老子

武志士

重陽子

鐵拐

傘に巻物を結び付け空を飛す*○袖付◎結付け*◎空に飛す

船に乗り月を指す

竜を盆より登らしむ

瓢箪より馬を飛ばしむ

琴を持つ

石を叱して羊とす

桃を持つ

鳳凰に乗り

龍を画く

魚に乗り海を渉る

羆に乗る

牛に乗る

布に乗る

己か形を吐く

蝦蟇 墓を愛す
 彭祖 杖*○持を持つ
 盧敖 亀に乗る
 鄭思遠 虎に乗る
 張志和 筵*○風に乗り海を涉り 霍*○風を見る
 羅子房 雲中船に乗る
 劉女 白閑に乗る
 陳楠 笠ノに乗て海を涉る
 張三年 蓑笠ノにて刀を持つ
 郝大通 小石を戴き児輩と遊ぶ
 王倪 菊
 慈童 卷物ヲを讀 霍*○風を愛す
 控鶴 酒ヲを□く口*○嗜
 欒巴 梟
 王喬 劍ヲを負ひ木に乗て海を涉る
 謝仲初 角ある魚に乗、海を涉る
 子英 冬月瓜*○持を持つ
 明崇儼 劍ヲに乗、海を涉る
 上利劍 蓑ヲを着て(マ)に乗る
 葛由 霍*○風に乗り、笙ヲを吹く*○吹く
 王子喬 雲ヲに乗り、書ヲを讀む*○釣る
 馮長 岸ニに臨んで、魚ヲを釣る
 涓子 冬衾ヲなく藁一束ニに臥、朝ニにおさむ
 孫晨 豊子・寒山・十得虎睡る
 四睡

寒山 卷物*○よむを讀む
 十得 箒ヲを持つ
 李白 滝ヲを見る
 東坡 雨降竹林辺を歩む
 鍾子期 琴*○ひくを弾く
 孫庫 雪ニに向て書ヲを讀む*○よむ
 車胤 螢ヲを集て書ヲを讀む*○よむ
 狙公 猿ヲをつかふ
 林和靖 霍*○風を愛ス
 楊宝 黄雀ヲを持つ
 巨灵人 白虎ヲを愛す
 張九哥 羅ヲを切て蝶ノの形ヲをなす
 伯牙 斧ヲを以て琴ヲを斷
 一 たはこハ南蛮の産なり、百年前に来る、そのかみハ本艸の萇菴
 なりといへとも非なり、其後沈穆*○本草カ本艸洞詮新に渡り第九卷に
 云、烟草一名相思草言人食之則時々思想不能離也、其説甚詳也、
 是世間の人、たはこハ烟草たる事を知る、四五十年前に朝鮮人の
 撰する芝峯類説と云ものあり、曰、淡波*○倭姑草名亦号南靈草、近
 歲始出倭国云々、或伝南蛮国有女人淡婆姑者患痰疾積年、服此草
 得廖改名、是より淡婆姑の名、世に弘まり市店の招牌に此字を書
 けり、近年溝人陳漢子か花鏡に金絲烟担不帰等の名さま一載せ
 たり、担不帰ヲもたはこの唐音と見えたり、行厨集ニハ蕙ノの字を書
 けり、烟の音ヲをかりて艸冠ニに従ひ、焉ノ字を用ひしと見えたり、唐
 詩□李白詩*○記○李白詩に相思□□*○知烟草歴乱無冬春と云り、相思艸と名付るハ

是よ□□□偶然歟、李詩本より烟と草との事也、

- 一 中国の字例、出の字、出身・出軍のこときハ身を出し、軍を出す也、ものを出す也、出門・出山・出塞・出寺と吟ずるかこときハ門を出て、塞を出す事也、今の人田舎或は山中より京へ出るを出京・出洛と云はあたらす、今の人、仕官などして幸な事を出世と云ハ出身と同じやうなれとも、あたらす、此ハ仏氏の詞より転しあやまれるなるへし、仏家には出世間と云、名教を蔑し世間を出離する故に、入院・上堂を出世と云、隔世と云、今ハ僧家に□□寺を持を仕合とするに因て世間に通して仕合をするを出世と云て世に出たと云、非也、夫にてハ出山・出家の義と相叶わす、山より京へ来るハ入京と云へし、遠き所よりハもとより上京・上都、まきらわしき事なし、正成、天王寺へ出張と云ハよし、一 凌遲処死と云ふ事ハ後世に起たる極刑也、唐の安祿山か乱、平原大守顔杲卿石屈によつて祿山か禺之と云、即此事也、生ながら肉をこそけて□□計にしてなふり殺しにする事也、字彙尚音寡、説文剥人肉而置其骨也と、宋の時にも有之、文献通考にハ凌持に作、此事大学衍義補に詳也、元の時より刑書にあらわして重惡の者を此刑に処する也、明律処々に見えたり、
- 一 兇輩の游戲に左右の手を寄て鬼の皿といふ事をする計へ詞に、だいでどのく、だいが娘ハ梶原あめらじ、盲か杖を突て通る処を去らばよつてついのけといふ事あり、薩州にても是に似たる言あり、是鎌倉の遺言なり、頼朝卿の時出頭して威を振ひたる人を□□□へ□る也、台殿とハ御台所政子の方なり、台か娘とハ寵愛の姫君、清水冠者の北の方なり、梶原ハ景時也、あめうしとハ北条時政の妻牧の方の一族盲人安明寺なり、常に頼朝に近侍して夜

咄の伽して席上に杖をゆるされし者にて、行き逢ふものハ傍に避けて通りしと也、

- 一 長崎に来る華人の曰、本朝に画る獅子ハ誤れり、華人の書けるも実を失へり、獅子ハ毛彩潔からす、大凡凡尨尨に似て犬の大きほとあり、虎・獅子を見れば身をちゝめ、地に仆れ四足を空にし、口をあき目をふたき死せる形をなす、獅子虎の口に尿して去□□、五六町過て虎目を開き獅子の去たるを見て逃去る、故に今華人シビ搜瓶の事を虎口といふといへり、

- 一 六月十六日を嘉定といふ、又嘉祥と書く、羅山の説に、後嵯峨帝いまた即位なき時、六月十六日宋の嘉定錢十六文を以て食物を調へ御膳に供したる例を踐祚の後猶用ひ、此日餅などを奉る、一説に仁明帝の時、承和年中豊後国より白亀を獻す、百官賀して六月十六日嘉祥と改元あり、元禄年中、將軍家の六月十六日諸侯順席の記に嘉祥と書けり、

【頭書】二一説ハ世諺物語ノ説一

- 一 房州に異木あり、初春に梅花を開き、三月桜花を開く、梅ハ八重、さくらハ一重なり、慶長日記に見えたり、
- 一 黒牡丹ハ劉訓か牛を賞せし言にして花にあらす、冬牡丹ハ火焔の火の熾んなるを形容して牡丹に似たるをいふ、
- 一 寿老人ハ南方老人星の精氣を表せしかたちにて、寿命福祿を主る星なりといへり、此星春ハ宵に出、南方の地上に見え、秋□□は暁の比南方に見ゆ、然とも南方の晴天光明希なるゆへ見る事少し、春宵見ゆる事あれば其年を吉として祝ふ例有といふ、
- 一 唐土の米ハ日本米より性あしく、然とも五畿内又は肥後米のことくなるも所によりて有といへり、今唐船の糧米に持来るは皆

野稻たうほし也、東京・交趾・東埔塞・占城・台湾・暹羅・咬
啗吧等の米皆たうほし也、是等皆暖國にて一年二度三度耕作す、
故に一舛五六錢百斤に二三匁より高き事なし、此米にて日本のや
うなる酒にならぬ故、皆醪煎しの焼酎也、今唐土・天竺の酒と
いふも焼酎なり、適作りたる酒持来りもあれと、風味悪し、本朝
の酒、世界一と紅毛人も褒たりといへり、

一 木綿、日本二百年前はなし、朝鮮より木綿織り紡の道具糸車機
杼の具をつたへて民家悉く織る事となれり、初ハ二尺計の竹弓に
て女人一人綿半斤計を打ふくためを一日の所作とす、正保・明暦
の比、唐人大なる木弓を以、一日十五斤、廿斤打ことを長崎の人
に教たるより漸々諸國へ流布したり、

※○木綿ウツ ○木綿ウツ

一 衣のときわけといふハ、古へハ今のやうに四季折節の衣服かす
／＼ハなし、木綿も末代の事也、皆布を着たり、上たる人も絹・
紬の裏ハ布を付たり、下民ハ裏表共に布也、故に布子といふ、上
人ハ真綿の粗なるを入、下民ハ河柳の花、薄の穂、紫萁ムラサキの穂綿を
集て内に入れて着たりとかや、夏になれば綿をぬきて袷とし、また
ときはなしてひとへとす、冬になりてもとのことくす、是をと
きわけといふ、仲正の哥に、

夏くれは賤か麻きぬとき分るかたいなかこそ心安けれ
四月朔日をわたぬきといふも是なるへし、

※○紫萁ムラサキ

一 麦ハ三時キ草とて、冬時て夏長し夏熟する故、民の労甚多し、
田家第一の食なり、天子も食し給ふ事、和漢例あり、青さしとて
青麦を調したる事、清少納言か草子に見えたり、禁裏の御園にも

麦を作れるよし、

俊頼の哥に、

御園生に麦の秋風そよめきて山時鳥忍ひ鳴也

表の一たひつきたるをかたつき、二たひつきたるをもちつきとい
ふ、西行の哥に、

賤の女かかたつき麦をほしかねて宵ねやすらん五月雨の比

一 神代には人倫みな穴にすみたりとかや、そのうち家造て住居す
といへとも、土民ハ山林に巢居せり、伊勢太神宮は天子の御元祖
にてましませとも、御殿ハ茅ふきにて御供ハ黒米なり、万民末代
の御戒とかや、本質朴の造作なる故、屋ねも柱も朽やすくて三十
年を待事なく二十一年にハ必新造の御殿に選宮有し也、末代に至
ては強に朽損する事なしといへとも、定て二十一年には造替ある
例也、是天子宗廟を尊敬し給ふ礼の至り也、然るに近世四民の屋
宅・衣服・食膳甚奢れり、今西國繁榮の所々にて其所百年以前、
町人・百姓の風俗を尋るに、衣服ハ布・紬・木綿又ハふじ織の類
にて羽織杯は布もめん也、随分富る町人、五月の節、端午の単物
とて黒き紬の羽織を仕立着る、千人に二三人ならてなかりし、農
商大かたハ羽織なし、武家にハ道服とて着たるも有し、近き世よ
り羽織を礼服として人毎に着する事と成りぬ、町人の居宅、表の
見世店などにも板葺なるはなく、四五寸まわりほどの竹を縄にて
簀にあミたるを外にかけ、内にむしろをつりて柱に結び付るを夜
の用心とし雨風を遮る、かくあさはかなる事にて内には商物あま
た積置といへとも盗もなかりし、一階作の家などハ曾てなき事
也、又器財も金蒔絵の盃、吸物椀などハ終に見たる事なし、酒数
遍のうへに吸もの出す時は、給仕の者、客ことの汁わんの蓋を取

集め、持入て吸物を盛て持出、各客へすへたり、富家町人たにか
くのことし、況んや貧しき町人・百姓をや、

一 村里の童幼の遊戯に、はたこへと問へハ、十三はたこと答ふ、
めしは何食と問へは、とうほしめしと答ふ、汁はといへは、かふ
の汁と答ふ、菜ハ何さいといへは、がんざかくかぎいわしのかし
らと答ふ、或曰、いにしへ上京の道中山崎街道なりし時、旅舎の
はたこ二合半の飯に蕪の汁・塩鰯一足にて価十三銭也し事なり、
此時銭の価銀二十四匁に当り、一分ハ四文なれば十二文にて三分
なり、鰯のあたひ一銭にて十三文なるへし、此故に山崎宗鑑ハ一
生の間、庵にて食炊く事なく、旅籠屋に十二銭を持行て常に日中
一食にて暮したる人也といへり、

※○○汁は何汁といへは

一 子持筋古法にハなき事也、大闇の時、公家に猪熊と云人、風流
成仁にて上下に付し、其節は猪熊筋と云、其後いつの比より歟、
子持筋と云、惣別祝言には花色にてもこき色を用ひし、うすき色
ふたへ染なときらひ候よし、伊勢兵庫殿物語なり、

一 俗に水を先祖に祭り水初穂と称す、昭按するに、礼記礼運篇
に、玄酒以祭、注ニ玄酒ハ井中ノ水也、皇侃曰、太古未有酒而始
之祭、但酌水用之、尚質也、至晚世雖有酒猶用水代之、示不忘
古也、此説に由る時ハ、本朝の水初穂も亦是に本つく歟、

一 俗に人死すれば葬るに錢を瘞す事あり、中華も亦此事あり、通
鑑集覽曰、自漢以來喪葬有瘞錢、後世世俗稍以紙寓錢為鬼事、

※○○以紙寓錢為鬼事

一 元禄中、故内匠頭浅野長矩の臣等、上野介吉良義央を撃て仇を
報す、官処するに死刑を以す、或は当否を問ふ、昭答ふる

に知らずといふを以す、或曰、中華是に類する事ありや、答曰、
あり、通鑑綱目ヲ按るに、唐玄宗開元十九年或告嵩州都督張審素

賊汚制遣監察御史楊汪按之、總管董元礼殺告者、以兵困汪謂曰、
善奏、則生不然則死、會救兵至擊斬之、汪遂奏審素謀反、審素坐
斬、二十三年三月張瑄・張琇殺殿中侍御史楊汪、以復父讐・杖
殺之、初汪既殺張審素、々々々二子瑄琇皆幼坐シテ流嶺表一
尋テ逃帰ル、手殺二王ヲ於都城一繫二表於斧一言二父ノ冤状ヲ
欲下之ヲ江外ニ殺中与汪同謀者上、為二有司一所得議者多言二子穉
年孝烈宜加矜宥、張九齡亦欲活之、裴耀卿・李林甫以為壞
ル法不可、上然之、乃下敕曰、國家設法期スハ於止レ殺各伸ヘハ
為レ子之志ヲ、誰非ニ狗孝之人ニ、展転相讐セハ何有ニ限極一、宜付ニ
河南府ニ、杖殺上、士民憐之為作哀誄、斂テ錢葬之、胡氏曰、
復讐固人之至情、以立ニ臣子之大義一也、讐而不復、則人道滅絶
天理淪亡矣、瑄琇忿ニ其父宛之冤一亡命報之其失在不レ訟于司寇
一、其志亦可矜矣、宋璟欲宥之、豈為此乎、而裴李之言何其戾
哉、但以非司寇而擅殺、当之仍矜其志則免死、而流放之可爾、若
直殺之、是楊氏以一人而当張氏二人之命、不亦頗乎、彛明云礼有
復讐之文、然鯀既殛死禹乃嗣興者不敢廢至公也、前開元十九年
冬、綱目於張審素之死書殺、書罰則死非其罪明矣、瑄琇幼穉既能
復父之讐、是其志亦可嘉、况二子繫表於斧、言父冤状、則當時盍
與辨明是、非使審素果以冤死、則二子豈容誅殛如其不然、是以王
法為讐、更相報復而已、不可赦也、不此之思乃止断以相讐之説、
果何謂哉、故綱目特揭以復父讐書之者蓋予之也、而曲直当否之別
亦判然矣、二子之死可哀也哉、中華歴代報讐の事少からずといへ
とも、二子讐を殺し表を斧に繫て父の冤状を言ふと、赤城士の志

を遂て官に告て死を主の墓所に俟と、二子の杖殺と赤城土の賜死とのこと趣を類して大略相似たるハ少し、然とも張審素か罪に非ずして坐斬せらるゝと、赤城侯の法を犯して死を賜ふとハ小き弁なくんはあるへからず、罪の当非ハ我党の論する処にあらす、

一 頼朝公の墓は法華堂の後の山上に在り、東鑑脱漏に法華堂西の方に右大将の御厩を安すあり、鳥合原の東に頼朝公の宅地の跡あり、法華堂と大蔵村の間なり、田となれり、今其広さ八町四方計あり、今見る所は分内隘きやうなれとも、法華堂など頼朝公の持仏堂といへは総て此辺殿宇なるへし、東鑑に建暦元年十月十三日鴨長明入道蓮胤法華堂に参り念誦読経の間懐旧の涙顔に催す、一首の和哥を堂の柱に題して云、

草も木もなひきし秋の霜消て空しき苔を払ふ山風

頼朝公の社ハ蘆岡八幡の社内、本社西の方にあり、三間に二間あり、玉垣東西四間、南北六間あり、白旗明神と号す、社内に頼朝公の木像、左に住吉、右に聖天を安す、頼家創造也と云伝ふ、寛文戊申御再興、以後毎年正月十三日御供を献し樂を奏し神事あり、実朝社ハ本社西坂の下にあり、二間に一間なり、柳宮明神と号す、頼経の剏造と云伝ふ、義堂祭白旗神文略云、応安六年歲次祭丑冬十一月十五日南陽山報恩護国禪寺白旗大明神靈祠成云々、

※○○鳥合七原

※※東大本は「今」を見せ消ちにする。都城本は「今」なし。

一 仏師運慶ハ鎌倉に住す、其跡今に残れり、東宝記に運慶東寺の大仏師となるとあり、湛慶・康運・康弁・康勝・運賀・運助ハ運慶か子なり、

【頭書】「昭、志布志ニ官遊スルノ日、土人曰、宝満寺ノ本尊如意

輪觀音運慶作也、觀音像成リ日州ニ下ルノ後慶思慕シテ止マス、日州ニ下リ志布志ニ卒ス、墓宝満寺ノ近キニ在リ、」

一 武州金沢文庫、新編鎌倉志云、阿弥陀院の後の切通其前の畠、文庫の跡也、昔北条越後守平頭時此所に文庫を建て、和漢の群書を納め、儒書ハ墨印、仏書には朱印を押す、印文ハ楷書にて金沢文庫の四字を豎に書ス、後に上杉安房守憲実執事の時再興す、鎌倉大草子に武州金沢の学校ハ北条九代の繁昌の昔、学問ありし旧跡也、上州足利の学校ハ承和六年に小野篁上野国司たりし時建立也、今度安房守憲実、足利ハ公方御名字の地なれば、学領を附し諸書を納め学経を憐愍ス、されハ此比諸国大に乱て学道も絶たりしかは、此金沢の文庫を再興し、日本一所の学校となる、西国・北国よりも学徒多く集るとあり、管領源成氏の時也、其後ハ頽破して書籍皆散失す、一切経の切残りたる、弥勒堂にあり、

※○頭時

※※○○成ヶ氏

一 天鷲絨ハ絹の光沢天鷲絨の翼に似たる故に名つく、正保・慶安の比渡りし□□針鉄の残たるを見て京師にて織はしむ、鍼線を横に通し織込元て剃刀やうの物にて上糸を切り、織入たる鍼線をとるなり、

一 金綱は京西陣野本氏始て織る、

一 唐織は西陣俵屋始て織れり、

一 木綿 類聚国史に桓武帝延暦年中崑崙人三河国へわたり綿種をうへさしむといへり、其後 中絶したるを、文禄年中、又種をつたへ其制をならひ、道具を調べ、世に流布す、

一 御所染 寛永の比、女院御前に好んで染させ、多く官女末々に

賜ふに始まる、

一 甚三紅 承応の比、京師長者町桔梗屋甚三郎、茜を以て紅梅にひとしき色を染出す、又中紅といふ、

一 千弥染 宝永の比、中村千弥といふ芝居者始て此染を着たり、紫色にして大紋にそめたる也、

一 暹羅染 しやむろハ国の名なり、日本より凡三千四百里といふ、此国より渡る染をうつして日本にて染る、又華布と云、中華より渡るを唐さらさといふ、あらさとも、文宋落す、和染ハ落る、和染を中華に渡せは落すして唐染ハ唐にて落るといふ、

一 へんから島 榜葛刺国の名、凡三千三百里、

一 もふる島 莫臥爾国の名、凡三千八百里、

一 さんとめ島 聖多黙国の名、凡三千八百里、

一 伊予染 備前岡山松平伊豫守殿好にて染させ給ひ、近臣染たるより名つく、

一 大久保小紋 大久保家の好にて染しゆへ名つく、

一 臙染 寛文の比 □□祐乗坊の辻子紺屋新右衛門初て染る、

一 憲法染 明暦・万□□の比、京西洞院四条吉岡憲□か初て吉岡染といふ、劔術に名を得たり、

【頭書】「カチソメナリ、ウラノ白キラスケンホウ、青キヲアイケンホウト云、」

※○◎煮り房

※○◎初て染る ◎初て染て

一 小太夫鹿子 貞享・元禄のはしめ、伊藤小太夫と云かふきもの、江戸にて着たりしにはしまる、

一 太夫鹿子 貞享の比、京西洞院四条藤屋善左エ門初て染る、ゆ

ひかのこのことくに紺屋形を以て染るなり、

一 友泉染 祇園町の絵師友泉か書たるを模して染たるなり、墨絵にかきたるも有り、

一 正平染 肥後国八代古閑橋辺にて染る、天平革トいふあり、此版の中に不動の像、八幡の二字、或は梵字等あり、天平十二年八月と記せり、神仏の像ある故に土人鬻く事をおそる、征西將軍懷良親王八代高田に在し時、別板を彫しめ、商賈を免許在しより御免革といへり、此版、南朝の正平六年六月一日とあるゆへに正平革とも云、是正平染のはしめ也、

※○◎古閑橋辺

一 菖蒲革 城州八幡山の禁大谷にて染るなり、神功皇后三韓を征し給ふ時、鎧の威に準し革を染る、是、高麗勝武を大谷より奉る、秀吉朝鮮征伐の時岩清水に詣て戦利を祈る、高麗勝武を献す、又菖蒲と書くハ仲夏の節に染る故に菖蒲と書く、勝武と通音、

一 紙衣 元ハ律僧是を着す、女の手をふれすしてなすもの也、南都二月堂參籠の僧徒、各是を着す、洗を用ひす、潔白の白紙子なり、

一 一閑紙衣 大坂一閑製す、至てつよく手綱にして切れす、又米を煮、豆を煮る炮録の代にす、

一 一端定尺 寛文五、□に絹布一端の長さ二丈六尺 □定らる、当世の服にはみし □し、

一 袖袂 同じやうにて心かわる、袂かくのことし、延宝・天和の比迄ハ振袖長一尺五寸を大振袖とす、近尺は一尺を短とす、

一 羽織 近き比すくれてみしかし、

一 袖縁 袖口 細川三斎の初られし也、始末の為にあらず、専紅

裏也、袖口へ紅色見ゆるを忌みて、別の色に覆輪をとられたる也、
一 道服 襦ハカマ 羽織 道服ハ大臣至極の褻※に着し、烏帽子を被る、
因て烏帽子道服と云、民俗衣服のうへに短衣を着す、官家の道服
あるによりて庶人の礼服とす、又襦ハ馬上の具也、漢※の襦ハ袖細
し、俗に小手袖と云類に同し、和の襦ハ袖なし、今陣襦の類也、
衣の上に着す、鳥の羽翅のことし、よつて羽織の文字あり、又法
体の着す直綴シラテテ・編綴ヘシテテも官家の道服より出たるもの也、

※○○○藝
※○○○漢

一 上下 足利義満公の時、内野合戦正月元日に起る事也、殿中賀
会の輩、素襖の袖を裳をとりて事に従ふ、吉例と成ル、細川頼之
の所為なり、一説信長公の時松永弾正是をはしむ、

【頭書】「一説二上下ハ畠山重忠ニ始マルト云、」

一 白衣 俗に礼服を着たるをいふ、礼服ハ五色の采章を以高下を
わかつ、白衣の初位ハ白布也、礼服を脱すれハ皆白衣也、

一 縹ヘナ帽子 天台大師、隋煬帝の前にて説法せし時、寒風を凌か
しめんと御衣の袖をときて給わりしをそのまゝ被しと也、本朝に
て桓武帝御衣の袖を伝教大師に給りし事有、是に始るといふ、

一 綿帽子 官女の□※○○○老たるに寒風を凌ぐため額に綿を被る、額わ
た・被わたとも云、烏帽子ことくなる故に名とす、

一 沢之亟帽子 元禄の始に、萩野沢之丞といふかふきの者被り始
たり、左右に鉛のおもりを付たる故、おもりほうしともいふ、

一 女前帯 明暦・万治の比より起る、京祇園・清水辺の茶屋女、
参詣多時ハ帯のとけたるをむすひてうしろへまわすいとまなく、
前にてむすひたるまゝにて、茶酒の給仕をしたり、いつとなく島

原の傾城あるひハ茶屋遊女、前にて結ぶ、京の町女又田舎にわた
りて 此風となる、今も御所方・武家方になきことなり、

一 吉弥結 延宝の比、上村吉弥といふかふき者むすひ初たり、
其以前ハ男の帯のこしく四角にむすふをかるた結といひし也、

※○○○上へ村

一 踏皮 昔ハ女ハ革を用ゆ、上女ハ紫を用ひ、紫足袋といひ下々
は用得ず、寛文・延宝の比迄ハ猶紫足袋有し、

一 鼻紙袋 寛永の比までハ畳紙を以丸散の薬、或ハ耳脰・石筆や
うの物を納む、今の鼻紙袋ハその遺風なり、今云鼻紙もむかしは
懐紙フトコロといひし也、連哥の懐紙も今云はな紙をとちて書たりし
也、故に懐紙の名あり、

一 真田打 慶長歌天正の比、真田安房守浪人して大小柄を木綿の打糸
にて巻たり、是より真田打の名あり、

一 夜着 慶長・元和の比より専にすと云、むかしハ寝巻※○○○小寝巻とて常
の衣服のすこし大きなるを下に巻て、其上※○○○そのうへにに蒲団をかけて上つ
かたも是をめしたり、連哥四季よせ冬の部に蒲団有て夜着なし、
貞徳老人も夜着を冬季にせず、

一 蒲団 布子 木わたわたらさる以前ハ庶人の冬の衣服にハ布に
蒲の穂を円て入る、よつて蒲団の名あり、古も貴人ハ蠶綿を以つ
くれり、是其衾なるへし、

一 茶 ※○○○日本記日本記ニ弘仁六年五十二代嵯峨帝、江州滋賀へ御幸ありし
時、崇福寺の大僧都永忠自茶を煎して奉るとあり、此比ハ唐茶に
て日本に茶を植さる也、八十三代土御門院の御宇、建仁寺の開祖
千光国師榮西、宋に入り茶の種を得て帰朝し、明恵上人、此種を
梅尾に植る、よつて梅尾を茶山と称す、其種たる所を深瀬と云て

今に存す、その作る所の茶を又宋へ渡す、宋人の詩に幸得梅山信嘗日本茶と作る、梅山ハ梅山なり、其後宇治にうつす、仁和寺・醍醐・葉室・大和の室生・伊賀の服部、伊勢の河上、駿河の清光、武蔵河越など梅尾・宇治にならひて上品とあり、是皆煎茶也、凡日本に茶を種へそめて今五百余年也、

一 茶の湯 茶礼の式ハ東山義政公に始る、南都称名寺の珠光飲礼を説語す、御側の能阿弥・相阿弥・近臣志野三郎左エ門尉宗信、此道にふかし、此礼ハ貴賤の隔なく武士も刀を帯せず、膝を交て信を語りゆるやかなるは誠の和也、武ヶ野紹鷗・其子方寸齋宗瓦・利休・其子道安・有楽・三斎・織部・遠州・宗和・宗旦・瀬田掃部・宗拙・宗佐等和尚也、茶礼ハ禪家隱遁の体を摸し、質素閑静を学ふ故、宗匠の人を和尚といふ、

一 茶の湯に流々多し、有楽流ハ信長の弟織田源五郎信益入道有楽を初とす、此流定置に伝る、定置は信長の孫信定の子也、今以茶の家とす、金森流ハ金森出雲守宗和を祖とす、石州流は宗和の弟子片桐石見守入道宗関といふを始とす、遠州流は小堀遠江守政一、後に薙髪して宗甫と称するを始とす、宗甫ハ古田織部正重勝の弟子也、利休流は今千家と云、千ノ利休ハ泉州堺の人なり、父ハ千阿弥と云、土の流なり、中興茶道の祖也、

千利休 始興四郎抛筌齋宗易、像在大徳寺山門上



宗堀 閑翁
宗佐 堪笑軒

利休云、茶の四焉あり、能和 能敬 能清 能寂
袋棚は茶人紹鷗始めて作る、紹鷗ハ武野、大黒庵紹紹鷗一閑と云、

※○○宗和

一 金絲烟 慶長十年始めて南蛮より種子をつたへ、長崎桜馬場にうゆる、後山州花山に刻売る、又吉野・丹波に植る、初ハ竹筒に入て烟を吹く、中華には烟酒と云、四功有り、飢時は飽しめ飽食には饑しめ、醒る時ハ酔しめ、酒後痰をくたし、残酔を解き、鬱気を散す、

※○○花山

一 塩瀬饅頭 建仁寺二世竜山禪師、宋に入る、林和靖か後林浄因、竜山の弟子と成り、元の至正元年竜山に従て本朝に帰化し、奈良に住し塩瀬氏を称し、饅頭を製ス、是を奈良饅頭といふ、塩瀬浄因か子竜山の弟子となり建仁寺中両足院開祖無等以倫也、其弟京に於て饅頭を製す、烏丸の塩瀬の祖也、又林氏を称す、

一 菓子 古の菓子ハ今の水菓子なり、砂糖製の菓子なし、桃柿類なり、伝云、干菓子ハ本草に出たる白雪糕にもとつきて製す、中古あるへい糖・こんへい糖の類を渡す、是に倣て数品の干菓子を製すと也、

一 牡丹餅 形牡丹花に似たるを以て名つく、昔ハ甚賞翫の物なり、萩の花、かいもちともいふ、堂上方にては今も賞翫の物なり、最明寺殿、足利義氏の許へ鶴岡社参の序に立よらせ給ひしに、一献にうちあわひ、二献に海老、三献にかい餅にてやみぬと

見えたり、

※○○○牡丹餅

一 欠餅^{カキ} 正月の餅を鏡餅といふハ状の似たれハ也、割て祝ふをか、み開^{ミキ}といふ、貝足に備たるか、み餅^{ミヒ}は斬殺の詞をいみて引欠ゆへに欠餅といふ、今は片餅^{ヒキヒ}をすへてかき餅といふ、

一 景勝団餅^{ケイショウダンヒ} 正徳元年両国橋詰松屋三左エ門初て製す、壮士うすついてもつぶれざるを景勝の武勇を比して名付たり、尊貴の名を憚るへき由、所の長制しければ越後団子と改たり、

一 蕎麦切 二百年前食物の書に見る事なし、中華河漏津^{カワロウジン}の船着に造て売る故に河漏といふ、

※○○○河漏津

一 慳食^{ケンシキ} 江戸瀬戸物町信濃屋始て製す、独味して人にあたへざるの心なりとそ、或云、給仕いらす、挨拶にあらす、そのさま慳食なる心也と、又無造作にして儉約にかないたりとて儉飽といふとも、

一 香物ハ漬干^{ツケカシ}より出たりといふ、薫物の中へ麴木^{クワキ}をうすくへき、

三四分の大にして漬浸し、その香氣をうつして焼くを漬干といふ、是にもとつき、瓜・茄・大根等を糟粕に蔵し、其好味をうつして茶菓子に用ひたる也、合せ香に漬たるより起るによつて香物といへり、

※○○○麴木

一 豆腐田楽 田楽法師か曲の形に似たる故名つく、田楽法師ハ七尺計の細き棒に下より三四寸上に小き貫を通し、是を足かゝりにして両足をのせ、両手にして棒のうへを握り、棒の先にて飛ぶ曲あり、此姿棒に身をつらぬけるかことし、豆腐を串につらぬき

たる形にひとし、故に名つく、此田楽法師、今も南都春日の祭に曲をなす、

一 冬葱ハふゆぎ也、俗にいふねき也、凍葱・葱葱并に同し、其葉を葱青といひ、其莖を葱白と云、葱ハひともしと訓す、

一 本朝、盗を称して白波といふ、後漢靈帝の時、黄巾郭泰等西河白波谷に起る、是を白波賊といひしにもとづく、又盗を緑林といふハ後漢書劉玄伝に出つ、

一 木の丸殿とハ天智帝元年、帝筑前国に幸し、山中黒木の行宮を造り、儉約を用ひ、かりに移りましますを朝倉の木丸殿といふ也、又刈萱^{カヤ}に旅の関をすゑ、非常を禁し往来の人を名のらせて通しける、帝の御哥に、

朝倉や木の丸殿に我おれは名乗りをしつゝ行くは誰か子そ

一 本朝船を造るの初ハ崇神天皇十七年に始まるといふは非也、天の岩くす船は蛭児を載する所、垣土船^{マツチ}は素盞鳥尊の乗る処なり、神武ハ日向より東征すといへは、崇神の世に始まらざる事明らかなり、

一 横笛ハ陽器なり、凡氣は陽、形は陰、笛ハ息氣にてしらふる、至て陽也、鼓・太鼓ハ皆形の業なれば陰也、故に笛を上席とす、扱、笛を聞く人の心静ならず、騒かす、太鼓も同しやうなれとも、笛ハすみのほる、太鼓ハ濁音の方にて落付く心あり、又笛の音ハ和して面白く、太鼓ハ和なくしてさのみ面白からず、是陰陽の象也、

一 太鼓ハ音を聞て心浮き、小鼓を聞ては静る心有、陰陽の道理也、太鼓ハ陽、小鼓ハ陰、太鼓ハ晴天に鳴り、雨天にハ鳴らず、小鼓ハ雨天に能鳴る、晴天にはかわきて鳴らず、是陰器・陽器の

征也、又太鼓は静に打てもさわく心有り、小鼓は早く頻に打ても静なり、

一 大鼓ハ太鼓に類してかわく事を好む、又形ハ小鼓に類す、然然ハ陰陽合体の器なり、聞人も心動かす、静ならず、凡響のあ
る音ハ二ツなり、始あり、終あり、始はふとく終は細し、太鼓の
音ハひゞきなければ只ひとつ也、一ハ万つの至極にして中の道理
也、故に座も太鼓・小鼓の中に居す、陰陽大小を兼すふる理あり、

一 能の時、座の高下、笛・小鼓・大鼓・太鼓と定たるハ音色の清濁を以定たる物か、又器の置所の高下によるともいふ、笛は口には肩、大ハ膝、太鼓太は地なりは地也、

一 鳩杖といふハ周礼に出つ、

一 板葺不朽法	一 干 _二 甲冑 _一 法	一 すきうつし	一 落 _二 刀血 _一 法
一 しつくい	一 漆膠法	一 書画抜 _レ 油法	一 さやとめ
一 石灰白土さひ土	一 桐油漆	一 石書 _レ 字不消法	一 刀油
一 器物洗法	一 去 _二 陶器臭 _一	一 小字を大字に写す	一 目釘
一 放 _二 接物 _一 法	一 接 _レ 石法	一 収生薑法	一 去 _二 悪臭 _一 法
一 繕 _二 罇子破 _一	一 煮 _レ 石法	一 植 _二 水仙法 _一	一 立 _二 線香 _一 法
一 銅器緑青を治	一 煮 _二 角象牙 _一 法	一 切 _レ 竹時	一 治 _二 蠟燭流 _一 法
一 鍋去 _二 鉄気 _一 法	一 白 _二 角象牙 _一 法	一 防 _二 竹根 _一	一 灯火油不滅法
一 修 _二 銅器漏 _一	一 切 _二 鹿角 _一 法	一 梨接桑	一 紙燭不消法
一 和 _レ 墨法	一 去 _二 墨沫 _一	一 切 _レ 花法	一 省油灯油不滅法
一 納墨法	一 知 _二 墨善悪 _一	一 活 _二 梅花 _一 法	一 雨続松 <small>雨続<small>タイ</small>松</small>
一 印朱	一 好墨を直す法	一 使開 _二 梅花 _一 法	一 水上点灯
一 印色	一 取 _二 錯字 _一 法	一 香炉の灰	一 松毬 <small>カサ</small> 榎為薪
一 朱墨	一 油紙書 _レ 字法	一 火燧の灰	一 烟にむせさる法
一 納 _レ 筆法	一 旧紙書字法	一 火をたもつ法	一 合羽火出る事
一 印油法	一 泥絵上書字法	一 火災過 _二 煙中 _一	一 消火法
一 印肉	一 書灯	一 消 _二 小火 _一	一 石灰火出る事
一 天然箋	一 草摩油書字法	一 火災皮足袋不踏	一 蒸餅米法
一 石すり	一 研刀時	一 消 _二 油上ケ火 _一	一 作洩紙法
一 白字の法	一 鏢の色付	一 火災後蔵開	一 洩製法
一 黒紙書字法	一 刀鏢落し	一 火消羽織不燃物	一 洩貯る法
一 書画土用干	一 刀拭紙	一 火事場息不断法	一 焼ふのり
一 治 _二 書籍雨洩 _一	一 刀拭粉		

合羽	色紙短冊押様	去髮垢	竹の節ぬく法
合羽類ねはりけ	上張	去蒜臭気	蠟燭不流
修 ^ニ 合羽類 ^一	腰張	上 ^レ 山息不断	猫首くひる法
合羽類落 ^レ 油法	唐紙地	走 ^テ 息切吞湯事	去 ^ニ 畳油 ^一
合羽油	地 ^レ 紙 ^ニ 法	雉尾試雨晴	修桐油法
油紙法	地紙熨 ^レ 皺	釜鳴	
雨障子	裏打	塞 ^ニ 甌 ^瓶 波 ^一	
紙衣接 ^ク 法	糊虫付す	紅花染さむる事 ^{*^〇洗さる}	
屏風障子張法	接紙不離法	鶏逃さる法	
		試雨晴数条	
		毎月試雨晴風	
		松檜類やにを止る法	
		修傘破法	
拔煤気法	去 ^ニ 夏虫付 ^レ 灯		
張瓦器法	書籍しみ不入法		
衣類染様	樟腦やき返す法		
紺屋糊	下張虫不生法		
去 ^ニ 頭虱 ^一	竿鐘柄等虫不生法		
去 ^レ 蚤	米糶油		
去蠅	去 ^ニ 米虫 ^一		
去蚊	去菜菌虫		
去虫	去鼠		
去鼯	去田畠虫		
うくろもちを去	落石墨		
放蛸吸付	取井中魚		
試病人生死	齒みかき		
漆にまけさる法	蔵中米豆同所 ^ニ 不置		

越氏隨筆卷五

一 學者齋号を稱する事、晋の殷仲堪か小舎を構へ、常に其中に在て書を読む、人称して読書齋といふに始まる、字義は潔齋の意を用ゆ、此に閑居して世事を放下し、貧富貴賤を忘れて自己の思慮を明潔に養ふ事を要すればなり、

一 龜の尿を墨に入れて書けば年を経て消へず、此法本艸綱目・艸木子等に見えたり、又龜の尿を取るには、漆にて塗たる盆に龜を置き鏡を見すれば尿す、弘法大師入木道といふも此法なり、又*◎◎◎蒼耳*◎◎◎の自然汁・大力子汁を用ゆともいふ、

一 古井の中に入るにハ鷄の毛をなけて試るへし、毛直に下るハ毒なし、めぐり舞て直下せざるハ毒あり、入るへからず、シロ泔シロ数斗をそゝき入て毒氣をはらふへし、古塚古井の内には陰毒凝結するものなり、

一 天守ハ織田信長江州安土城を築に始まる、

一 短冊ハ頓阿法師に始まる、

一 物をするにハ措の字なり、摺の字を用るハ非なり、摺ハ拉と同字にして、とりひしくとよめり、するの義はなし、

一 むこハ壻の字なり、土へんにかく誤れり、士の字に従ふなり、

一 むすめハ女の字を用ゆへし、娘を書くは心得あるへし、娘は少女之稱とあり、長者には用ひかたし、

一 鍛治ハ*◎◎◎鍛*◎◎◎治*◎◎◎なり、治ハ音野、ちの音なし、字形似たるを以誤れり、字音ともに非なり、

一 鼻紙ハたとう紙といふへし、鼻かむ為計にハあらず、たとう紙ハ畳入るゝ義なり、名義に叶ふてよろし、

一 風呂敷ハひろしきなり、ひろけてしく意なり、裏を付ふた多にす

るもの也、風呂敷ハ湯風呂よりあかりて敷くもの也、ひとへに制す、

一 藤色といふ染はむかしの名にあらず、シキ紫シキ汁染といふ、紫を染てあとのすつる汁に染たるをいふなり、

一 浅黄染は薄花田という色なり、浅黄帽子を花のほうしといふハ花田のほうしなり、花色ハコイ濃花田コイなり、浅黄とかくは名義に叶わす、貝原氏か浅葱と書くへしといへるも非なり、浅黄は外の色なり、かりやすにて染る薄黄色也、花田ハ稲の花の色なり、

一 鼻首の始は黄帝蚩尤を斬て首を獄門に掛たり、是鼻首のはしめなり、

一 筆は秦の蒙恬に始まり、紙ハ後漢の蔡倫に始まるといふは非なり、五雜俎・百川学海等に弁せり、

一 本朝氷室は十七代仁徳天皇六十一年六月、大中ツ彦皇子ツ鬮ツに獵し、里人氷を献するより始て氷室の礼あり、

一 宸襟とハ天子の御物おもひをいふ、広韻にハ天子の居を云ふ、賈逵曰、後人帝居を指て宸と曰ふ、天子の御事を直にハさしていわす、天子の居所を云て直に天子の御事とす、襟はものおもひと訓す、又事を奏するに陛下といふも、きさはしのもとまで奏するの意なり、

一 諸候を殿といふも其居所をいふ事、天子の宸の字に同し、殿様といふハ非なり、様はやうなるといふ意也、然れば第二の人をいふかことし、非なり、

一 玄関は僧寺の入口をいふ、武家には敷台といふへし、

一 承祖とハ父いまた家督せすして死し、孫たるもの祖父の家を嗣くをいふ、泰清厖の早世し給ひ、大玄厖の 寛陽廟に嗣き給ふの

ことをいふ、

一遺腹の子ハ親死後に生れたる子なり、

一龔封とハ親の遺跡を相続する也、

一紅雨は落花をいふ、花を雨に比したる也、

一雲根ハ石なり、雲ハ石より起るといふ説あり、

一紅樹の歌童ハ鶯をいふ、

一単騎ハ只一騎といふ事也、関羽単刀赴呉会といふは只刀一本にて

行くといふ意なり、単幾つとあるは只一ツといふかことし、韻鏡

に単行復行といふ單ハ復の対也、

一教に有奇とあるは俗にいふほこりの事なり、

一黄葵とハ日向葵なり、一名日車という、温公の詩に、四月雨乍晴

南山当戸転分明 更無柳絮因風起 惟有葵花向日傾といへるも黄

葵也、日を君に比し、葵を臣に比す、日について廻るを日に向ふ

と云也、

一姓と氏と族と相似て別あるへし、史記注云、族者氏之別名也、姓

者所以統繫百世使不相別也、氏者所以別子孫之所出、

一人ハ孕十月にして生る、馬は十二月、犬三月、鼠は四月、鹿は六

月、虎ハ七月、虫ハ八月にて生ル、

一昼生るゝ者は父に類し、夜生るゝ者は母に似る、

一曆代遷都 日州宮崎 和州櫓原 和州所々略

江州志賀 長州豊浦 筑前州産 和州若桜

筑前豊明 撰州難波 和州十市 河州紫籬

和州明日香 和州朝倉 山州綴喜 同州乙訓

和州入野 同州所々略 撰州豊崎 和州飛鳥

江州大津 和州岡本 和州奈良 山州長岡

山州平安城

一十三経 孝経 論語 孟子 易 書経 周礼 儀礼 詩経 礼記

左伝 穀梁伝 公羊伝 尔雅

一竹林の七賢ハ 阮籍 嵇康 山濤 向秀 劉伶 王戎^{*○戎} 阮咸

一肺金大腸鼻皮息悲 心火小腸舌毛血喜 脾土胃腑唇肉乳思 肝木

胆腑眼筋怒 腎水膀胱爪骨髭畏

一元年正月と云ハ、人君位に即てハ元に体して正きに居らん事を欲

す、故に一年一月といわす杜註、

一父母共に存生すれば其子をさしてもろ子といふ、世俗諸子と心得

しハ非也、諸孝とかくなり、

一書籍類に墨のつきたるを落すには、水仙の根を切りすみのつきた

るをする、すりくち黒くなれば又切てするなり、

一古のトに用る龜は今の石龜也といふ、備前の人はこうつといふ、

薩州にハくつと称す、按本綱甚功を能くす、前時大清の賈人佐土

原に來り、陸路を経て長崎に至る、路次石龜を悦ふ、甲裏の赤き

を見れハ是を食ふ、黒きを捨つ、故を問へは、赤は功能大に黒き

に超ゆと答ふ、

一彩椽不削といふハいろとりたるきといふにハあらず、彩は櫨^レ

木也といへり、櫨は櫨櫨とてよからぬ材木をいふ、

一年号ハ古書の熟字を用ひらる、享保ハ周書曰、享^二茲大命^一保^二有

万国^一云々、寛保ハ国語曰、寛所^二以保^レ本、註云本位也、寛則得

衆、

一天地の陰陽ハ皆下より生ず、伏羲の卦を画するも然り、一陽生し

て井水温に、一陰生して井水冷なり、以て見つへし、

一太閤秀吉は長四尺八寸余有しとぞ、

一鎮西八郎為朝ハ右のかいな四寸長し、

一田原又太郎忠辰向齒長き事一寸、

一太平記作者一二卷山門來賢法印北畠玄惠に会して記す、三四五六卷玄惠万里小路中納言藤房に会して記す、七八卷玄惠赤松律師則祐に会して記す、九十卷玄惠高氏・直義に会して記す、十一卷十六卷善智坊法印に勅して記せしむ、十二卷玄惠直義の命を受けて記す、十三卷十四卷南岸坊僧正顯信記す、十五卷の内多々良浜合戦は寿栄記す、二十二卷ハ兒島備後三郎高德入道義清記す、後に細川常久是を焼き、廿三卷を分て廿二卷とす、

一天子墓所を陵といふ、陵ハ説文に大阜也と註す、平地より高くして車馬の汚を避け、洪水の難をふせく、其宅兆を択定むるか故なり、

一天子の自称を朕といふ、朕ハ我也と註す、古ハ上下通稱す、秦始皇に至て天子独稱とす、

一野馬は春日草木發生せんとする時、陽氣にもよふされて蒸し升る底を見れば、郊野の間に放てる馬の馳めくるかことくなるを野馬と名つく、又陽焰の映^{ウツロ}ふか故かと思ひて陽焰とも呼ひ、又ハ生^{ス、シ}糸の白きをかきみたしたるかことくちり[〜]に見るか故に、遊糸ともいへり、

一方言物を自由にするをてんろく[〜]といふ、莊子逍遙の二字を解して一箇の真心千變万化に奪れず、転轉々地にして順逆境都て我を失わす云々、

一世に渡辺綱を源氏の郎従なりとおもへるは非なり、綱か父を宛^ツといふ、武藏守従五位下に任す、宛の父を基といふ、正三位に叙し大納言に叙す、其父ハ河原左大臣融也、融は嵯峨天皇の皇子也、

然れハ王氏を出て遠からず、且綱内舎人に任す、源氏の郎従にあらざる事明けし、

一軍陣の篝火の光を以て勝負を知る、是兵家の習なりといふ、光晴たる夜の星のこく光^リ繁^リの色有てにきわしく、赤く上へ栄へて根もぎれざるハ勝つ光なり、又色白くほのおきれて影うすく、あけかたの螢のこくときハ必まぐる、是軍氣なり、されとも薪の善悪にもよるへし、

一武蔵国といふ事、或曰、國中祖父ヶ嶽あり、形鎧武者の怒て立かことし、日本武尊東夷を征んか為此国に下り彼嶽を見て、此山の勢により此国の人の心も余国に勝れて剛なるも理也、嶽の神我軍を守るへしとて持処の武具を嶽上の岩蔵に籠めて山神を祭る、武具を籠し岩蔵の国なりとて武蔵と名付け、ほどなく太平に属しけれハ、今ハ武具をさしおくといふ心にて、むさしと稱すと也、彼嶽空海攀上りて妙見を勧請してより、妙見嶽といふ、

按大和本紀、秩父嵩勇者の怒り立かことを尊見て云々といへり、

一不音とは人の死するをいふなり、

一わの字ハ句の中にはもちいぬならいなり、

一数ならぬといふハ高位の人の謙の詞なり、いやしきもの[〜]いう事にはあらず、和歌にも三位以上のよめる詞なりとぞ、

一誕ハ口より出るまゝに物いふ事也、字書に、双^ツ言^ニ延声妄為大言也といへり、

一行状とハ人の形にあらわるゝ威儀をいふ、

一事迹とハ意の運動するをいふ、

一漆園老仙とハ莊子也、莊周漆園城の史官たり、老仙ハ尊ふの詞な

り、

一 司馬遷か史記百三十篇五十二万六千五百字あり、

一 江戸ま○江州志津嶽七本鐘ハ、加藤虎之助清正後主計頭 脇坂甚内安治後淡

路守 加藤孫六郎嘉明後左馬助 平野権平長泰 片桐助作直盛後市正

糟屋助右衛門 石川兵助なり、福島市松正則後左衛門 太夫ハ先駆

して一番首を取る、是天正十一年四月羽柴筑前守秀吉柴田修理亮

勝家と合戦の時なり、

一 三州小豆坂七本鐘ハ、津田孫三郎信光 織田造酒丞信房 下方弥

三郎匡範 岡田助右衛門直教 佐々隼人佐勝道 同孫助勝豊 中

野又兵衛忠則也、是天文十一年八月十日今川義元織田信秀合戦の

時なり、

一 武州江戸の城ハ、康正二年太田道灌靈夢の告によりて築くといふ

年廿五、長祿元年四月八日経営成る、天正十八年 家康公始て此

城に移り、今に至て世々 將軍家の居城ま○城となる、

一 途中人を払ふをはいくといふハ、古昔天子の使を諸国へ遣ハさ

れし時、出す所の伝馬をま○馬 馬ま○馬といふ、此を引くものはいく

といハは路人はいまなる事を心得て、傍へよきて通せしより余習

今に残るといふ、

一 書をよむにハ和点をよくく 翫味すへし、譬ハ出世の字世に出る

といハは時を得るの意也、世を出るといハは世の交を出て離ると

いふかことし、字ハ同じて意ハ相反す、

一 戸ハ天子を祭るにハ卿を戸とし、諸侯には大夫を用ひ、卿、大夫

以下ハ其家の孫を戸とす、

一 沓の子を打かことしとハ事繁けきの譬なり、下郎のはく雪沓の裏

に釘鉾をならへ打たるを沓の子といふなり、

一 入れ子首ま○こいハ、雑兵の首を能き冑に入れたるをいふ、是を察する事兵家の習なり、

一 名ハ実の實というハ、名ハ我に出ずして人に出るを以ていへり、

一 訓聞集百二十卷ハ大江維時撰する所也、維時入唐し始めて六韜三略兵

法の図説四十二条を得て帰朝し、甚秘して人に伝へず、和字の書

を作て世に伝ふ、是則訓聞集也、

一 家狸タヌキといふハ猫をいふ也、又狸を野猫ともいふ、猫の瞳を以時

を知る、或の歌に曰、

六ツ丸く五八たまこに四ツ七ツ

かきの核なり九ツハはり

按、時珍曰、猫は以尾長腰短目如金銀及上齶多稜者為良、或曰、

其睛ま可定時子午卯酉如一線、寅申巳亥如滿月、辰戌巳未如棗

核、其鼻端常冷、惟夏至一日則暖、性畏寒而不畏暑、其孕也兩月

而生、或の和歌と小しく異なる事あり、

一 松脂を棺にぬる時は螻蟻の患なし、

一 凡雨三日已上を霖とす、雪平地尺なるを大雪とす左伝、

一 暴風日の前後ハ必風吹く、所謂正月九日・廿九日、二月七日・

十七日・廿一日・廿九日、三月二日・七日・十五日・廿三日・廿

八日、四月朔日・八日・廿三日・廿五日、五月五日・十三日・廿

一日、六月十二日・廿二日此二日、七月八日、八月十四日・廿一

日、九月九日・廿七日、十月五日・廿日、十一月十四日・廿九

日、十二月廿四日、

一 水銃ウシキの水に油を少し加へて放つ時は火消へすといふ事なし、是

兵家の秘訣なり、

一 城を囲むに屏一間に囲兵十五人を以法とす、如斯ならされハ囲ま

す、城を守るに屏一間に守兵五人を以法とす、如斯ならされホ。

一 朱光八日をいふ、張孟陽詩云、朱光馳北陸、

一 今和漢左を尊ふ、古漢にハ右を尊ふ、通鑑云、趙王以藺相如為上

卿位在廉頗之右、註二古者以右為尊云々、

一 夏月衣のかひ 冬瓜の汁にて浸し洗ふ、

一 五月雨衣のかひ 枇杷の核末して洗ふ、

一 衣服のかひ 梅の葉を煎し洗ふ、

一 衣の墨を落す法 濃くねりたるホ膠ニカワをぬる、乾て膠を去ル、

又白述の煎し汁、或半夏の煎し汁、米の酢を煎しても洗ふ、

ホ又口中に塩少し入、水を含て衣の黒ミたる所を洗ふ、吐出し

度々洗ふ、杏仁をかミて洗ふもよし、又棗をかミすりぬり冷水に

て洗ふ、或は飯を以摺ぬり、又杏仁皮を去茶の子等分細末し、汚

たる上にふりかけ熱湯にて洗ふ、

一 衣に油の付たるに苦竹マダケの虫屎をひねり紙をへたて火のしにての

す、新石灰をけかれたる所にふるひかけ、重きおしをかけ一夜お

く、又ふのりをとき味噌汁にてせんし洗ふ、又そばのこを上下に

置き紙をへたてゝのす、或は紫蘇を入れて洗ふ、或は水に小むきの

こを調てぬる、又白灰をぬり付火のしにてのす、或は蛤の煎汁に

猫の毛を入れて洗ふ、縫箔の類水に入かたきハ、滑石の粉をふりか

け紙を敷火のしにて幾度ものす、もめんハ落す、

一 又小麦の粉を上にしき火のしにてのすもよし、

一 衣に蠟の付きたるハ熱灰を紙につゝミてのす、

一 衣に漆の付きたる 杏仁・川椒サシセウ等分くたきてぬりて洗ふ、又こま

の油次に皂角を以て洗ふ、味噌汁のあつきにて洗ふ。

一 衣に血の付たる 牛皮膠にて洗ふ、魚鳥の血ハ蕪カウの汁にて洗ふ、
又生薑をうすくへきて上におけは血うつる、又白衣に付たるハ灯
心を唾にてぬらし摺る、

一 酔酒醬油の衣を汚すにハ蓮の根をすりつくる、

一 衣に渋付たるハ灯心の煎汁・鯉節を煎し洗ふ、

一 衣彩色の付たるハ膠をときたる水に半日ひたしぬる湯にて洗ふ、

一 藍の色を落しハ水に石灰を入れ染たる衣を煮る、

一 茶染ハ酒にてよく煮れば落る、

一 泥土の衣を汚したるハ生薑のすり汁をつけて洗ふ、

一 黒き絹を洗ふにハ濃く煎したるくちなしの汁にて洗ふ、

一 白衣ハ豆からの灰又ハ茶の実去殻ヲ、又ハ大根の煮汁、又は芋の煮

汁にてあらふ、

一 天鷲絨トビの垢ハ餅にてすりおとす、

一 染そこないの糸など染直には乾かさる内にすへし、

一 茶色の衣に白きほし出るに烏梅を濃せんして星をぬる、

一 衣の垢をおとすに合歓ネムの木のはをせんして洗ふ、

一 衣服の垢つきハ芋の煎汁にて洗へハ白き事玉のことし、又茶の実

をつきくたきてあらへハ油氣を去ル、

一 らせいたの垢ハ新しき草りのうらの毛にてそろくする、

一 頭巾を洗ふ 沸湯に塩を入れてもミあらふ、熱麵湯もよし、

一 布のさらしやう 湯に灰を入れ極熱の時布を入れよくたきらし、

木臼にてつき、清水にて洗ひ干す、如此数へんすへし、初め大なる

釜に布を入れ数沸ホの後取出し、大桶に入れ石灰を水にかきませ

ひたし置、白にてつきさらす、数へんすへし、

一 北ホ絹ホの黄色なる 鶏ノ糞又ハたうはとのふんにて洗へハ白

くなる、

- 一 縮緬をのすには熱湯の上に兩人にて引はりてのす、
- 一 絹のきる物わたをすい出すハけうにんの汁を絹にぬれハ出す、
- 一 丁子を物の間に久しく入れおくヘからす、脂出て染る也、
- 一 皮なめし様 わらのあくをあたゝめ、あつき程にしてこぬかを入、皮をうらおもてより能くもミあらひ、水にて数ヘんそゝき、皮のひろさに竹を四角にまけ、糸にてとちつけつりたるミなきやうにして日にほし、大かたひたる時裏に酒を吹き、竹のへらにてうらに付たる肉をおとす、
- 一 樟脳をたきて衣器をふすふれは虫くわす、
- 一 二けらふき八十年にてくさる、膠百目に白礬加^{ミヤウシ}ヘ煎しやねにぬれは、水をはらい二十年の内にハ朽す、
- 一 おらんとしつくい大唐米の藁を水に浸し、二三日薦蓆に包ミ腐らし釜に入れよく煮三寸に切、ぬれながら石臼にてつき白土を入れ、右のわらを煮たる汁をあたゝめよく搗ませる也、すさハ白土を入れ見合せ能程にすへし、大抵一坪ぬるに白土は六升計にてよし、
- 一 しつくい 石炭壺斗水囊にてふるい用ゆ、瓦の透間などぬるにハ竹ふるいにてよし、しつくい油三合又ハ二合ふりの水を水にてぬり加減見合、ふのり六十め、苧すさ長一寸計水に浸し水を捨て、ふのりのねりたるに入れ石灰をませ合せ油を入ル、
- 一 石灰は一坪に五升程、或曰、苧すさを切かきはい少ませ釜にて煮る、石灰のかわりかきはい、はまくりからのはいもよし、
- 一 白土をぬるにハ下地の壁土よく干ひたるかよし、洪土^{サヒ}はひさるにそのまゝぬりてよし、
- 一 さひ土白にてつき竹ふるいにてふるい、桶に水を多く入二三日置

き、砂をふるひ土の半分入る、すさハふるきわらつなを五分か壺寸程に切もミ合する時、先さひ土の上水ですて砂を入れ、後にすさを入れませあわする也、

- 一 錫器染付落すにハ商陸^{ヤメコハク}の葉熏焼にてすり落し洗ふ也、
- 一 火に薫たる器を洗にハ濁酒に漬すなり、
- 一 漆接物を放すにハ藁麦稗^{カウ}の灰汁に漬れははなるゝ也、
- 一 罐子の破を繕ふにハ麦漆にせんくづを入る、又方鉄の錆^{サヒ}を入れ、歯くろふしかねを上ぬるなり、
- 一 銅器類緑青出たるには醋をひたし一夜置いて翌日洗ふ、
- 一 新鍋の鉄気を去るにハ小豆を煮る、又米糶^{ヌカ}、又青松葉を煎してよし、又方水洗等分に入れ酢を少し加へ半日計置あらぬる、ミその汁に酢少し塩少し入れ煮るなり
- 一 銅器の水漏るにハ松脂^{ロウ}にて銅のあかを去り鐵のけせん^{「本ノまこ」}の如く細長きを切て、銅器の破たる所に置き、銅器のうちより火を用てやく、鐵とくるをよきほとにのへてよし、
- 一 甲冑を夏日干すには烈日半日か一時ほし、上に布もめんをおほう、早くとりおさめ一夜置、翌日器に納む、
- 一 漆膠法 齒に付るふしかねにて膠をねり、其後漆を少し入煉合すへし、松脂を少し入れは早く乾く、膠をぬるにあつき内漆を入れるは漆の性ぬくる、久しくさませハおもひ合ハす、
- 一 桐油漆の方 桐油一升ましりなきをあふらミといふ、桐木に似たる木の油也、蜜陀^{ミツクワ}僧^{ソウ}二十目細末して右の油に入れてぬる火にて三四時ねる、わらしへにかけて引あげ、糸のことくたら〜とするをよしとす、過れて堅してあしゝ、よき時節茶碗に入れ紙蓋をして置く、一へんぬり日にほし、四五日経て又一遍引てよし、干てそる物ハ陰干にす、色を付るハ絵具を用ゆ、絵具ハ細末にすへ

し、当座くにあわすへし、あわせ置はあし、

一かめ・つほ・とくり類臭きにハ水にて二三度洗ひ、銀杏を搗きく
たき湯につけてふり出しあらふなり、

一石臼類石のわれたるには田にしの皮を去り、肉を細かにすりくた
きのりにして接く、

一石を煮る法 胡葱アサツキをつきたらし冷水に入れ焼物鍋にて煮る、水減
れは又熱水を添て煮る事三伏時、石和らかなるを度とす、器を作
りて甘草水にて煮る事一伏時、もとのことくかたくなる、

一角を煮るにハ地骨皮・牙硝柳枝水にて煮る、飯を炊く程煮ればや
わらかになる、器に作りて甘草水にて煮る、堅く成る、

一象牙を煮るには木賊水を用ゆ、水をそへて煮る事三伏時、甘草水
にて煮ればかたし、

一象牙及び珠を白くすにハ芭蕉樹の内に一夜置、又芭蕉水に一夜
ひたしあらふ、

一鹿角を切には久しく水にひたし置は和らかなる、するにはさめ
やすりにてする、

一墨一箇を常に和スれはすり口うるほひ湿りくさりて性あしくなる、
とりかへてするへし、

一よき唐墨ハ前日よりすりためてよし、あしき墨ハ俄にすりたて、
よし、

一墨を納むるハもミたる艾に包ミおくへし、梅雨中ハ石灰の中にお
くへし、むさすしてよし、

一印朱法 胡麻油一斤 黄蠟 白蠟各七分 草摩仁タウマニ十四粒 猪牙皂角チョウケソウウカク一斤
老生薑両片

一印色 胡麻油五匁 草摩ヒキシ粒十四 つきくたき同じくせんし、黄黒色なら

しめひましを去る油を用ゆ、もミ熟したるもくさに右の油をかき

ませ、乾湿よき比にして朱を少し入れ、色紅なるを度とす、絹に
て包む、一方蜜を以て油にかゆる法有り、久しくして色益あさや
かなり、或は墨又青黛の印色同法なり、

一朱墨 朱十匁 秦皮 梔子 皂角各一匁 巴豆十粒
皮を去りすき膠を用て秦皮以下の薬と同じく煎し布にて漉コし、汁
を用て朱に和し錠子となし、かたに入レ陰干にす、

一印色かわけるに油をいれは器の下に少シ入るへし、おのつから湿
りあふ上にそゝき、又油多きハあし、

一朱をつかふに白芨水にてするへし、白芨ハ花紫にして四月開く、
和俗に紫蘭といふものゝ根なり、

一筆を久しく置くには水に塩を入れ、其水にひたし置ケは虫くわす、
墨を付ておくもよし、

一破硯を修するには、松脂を火にあたゝめ石の末を和調へ、かけた
る所を補ふ、黄蠟を用るもよし、

一朱硯に朱の多く滞るハ草薺トコロの皮を去り墨の形にけつり干かためす
るへし、常の墨も同じ、

一印油法 甕器ヤキモノの内にこまの油に皂角を刻ミ浸し煎して冷し、
熟艾モミを其中に入よき比にひたし、次に朱を加へ紅なるを
よしとす、小絹囊に入甕器に納め置、程へてうち返すへし、銅

錫の器に入へからず、熟艾ハ印をふさくほして用へし、

一印肉の法 こまの油五匁 たうこま十粒あまり春くたき油に入れ
煎し、黄黒色になる時たうこまを去りて油にもミもくさをませ、

よきかけんにしめらかして用ゆ、

一蘇鉄のわたをとりて印肉墨のわたに用ゆれば乾かす、

- 一 柿葉・芭蕉葉・梧桐葉・貝葉・紅葉、文字をかく天然箋といふ、
- 一 墨をすり沫あれば耳の垢を入れる、濃墨にて大字をかけハこまの油を入れる、絹にかくには薑汁を入れるへし、
- 一 墨の好悪を試るには、すりたるを漆の上にぬり、漆とつやを争ふを上とす、
- 一 好墨の損したるハ、炉中の灰をふるひ其上に炭火をたき、下の灰あつく成たる時火を去り、墨をあつ灰の中におきて少しの間に墨をとり出す、もとのことくなる、
- 一 寒月硯水氷るには、酒か番椒トウガラシかを入れてするへし、
- 一 取二錯字一法 蔓荊子二匁 龍骨一匁 松子霜五分 定粉タウノツチ少末とし、字の上に水をぬらし右の末をふり、かわくとき払去、
- 一 油紙に字をかくハ、皂角を水にひたし其水にて墨をすり文字をかきてよし、油紙に墨つかすハ紙を煖め拭て、又わたにて油をつけてかくへきなり、
- 一 紙久しく成てふすほり墨つかすハ、硯に米炊たる泔シロミツを入れてするへし、
- 一 色紙等泥絵の上に墨つかさるにハ、硯に糯米の粉を入れてするへし、
- 一 書灯 居家必用曰、書を読むには胡麻の油をよしとす、煙なく眼損せず、但へりやすし、每一斤桐油三十目入てかきますれハかわかたし、蕪菁の油・芥子の油・紅花の油なども同し、一斤に桐油三十目入塩少し許を以油盞ツキの内におけは油を省く、又生薑を盃辺にすりぬれば滓量カスを生せず、蘇木スウウを用て灯心を煎し晒乾して燃せは燼モクシなし、
- 一 革摩の油にて紙に字を書き、紙の灰にて其上をすれば文字見ゆる、杏仁も尤よし、

- 一 鉄の末醋スに浸し字を紙の背ウラに書、後に墨をぬれハ*〇〇碑字イシスリ碑字のことし、
- 一 白字の法 鉄漿ハツロにて字をかき裏より墨をぬり日に乾かすに、文字のある所ハ墨つかすして白し、又方紙を板に張付、膠にて字をかきよく乾して、其上にあまねく墨をぬり、又よく乾かし熱き湯をかくれハ、膠のある所計落、則碑字のことし、
- 一 黒紙に字をかくには、墨の中に鶏卵を入れてよし、
- 一 書画の土用ほし 梅雨晴れて後日はけしく照る時也、月令広義にハ、四月天氣よき時日にさらし、箱におさめ入紙にて透間をはり、梅雨の後にひらけはかひ出すといへり、衣服も尔なり、いまた梅雨の湿氣にあたらぬ前にほせはかひ出す、
- 一 書をさらすに烈日に苧繩カシをはりかけてほすへし、又地に新薦を布て其上に書をひろげほす、朝より午末に至り屋内に入ひろげ、明朝箱に納むへし、
- 一 書軸ハ殊に烈日にさらさゝればむしはむ、画ハ裏を上を表を下にし、上に紙か布をおほひ干へし、
- 一 書籍に雨のもりかゝり水ひたれるなど、大なる甌の内に入れてむし日にほし、おもりをかけておけは損せず、
- 一 文字をすきうつしするにハ、白き厚紙を本の下に敷へし、
- 一 書物画などに油付たるハ、海螺蛸イカノコリ・滑石*〇〇滑石ハツ各二分・龍腦半分・白堊シラ一匁細末して油のつきたる所につけて、其上をひのしにて熨す、若穢れ多く油乾たらハ油をぬりて葉をふりかく、又水に一夜ひたし葉を付るもよし、
- 一 石に字を書て銷キスさる法 石龜の尿にて墨をすり石に字をかけは石の中へ墨徹る、龜の尿のとりやう、龜を荷葉の上に置鏡を見すれ

五十奴 樟腦三十奴末とし焼酎に和し合せ、松明竹長三尺計、廻り八寸計にぬれば水中に燃る、

一 水上点^レ灯 樟腦を一両すり末とし松脂に和し、陰干にして火を付水中に灯す、手の上にもともす也、

一 松^{＊○◎松カサ} 毬^{＊○◎松カサ} を火にたけは、かぶりなくして目の薬となる、

一 櫃を焼き火にあたれば薬となり、目にいりてあしからず、

一 油つぎハ毎日掃除してこけを去へし、然らざれば油滅る、

一 火^{＊○◎火燵コケツ} 燵^{＊○◎火燵コケツ} の灰ハわらをたきたる灰を用ひ、炉のうちを深く掘り、灰を四方にあけてくほき所に熾^キ火を入、おきのめくりを灰にて埋ミ中を埋ます、性よき炭火を朝埋めは夜まで消す、

一 火をたもつ法 いぬたての黒焼をかた木かつはきか長一寸か五六部に切たるに貼^ツけ^{＊○◎火燵コケツ} 火^{＊○◎火燵コケツ} 器^{＊○◎火燵コケツ} にいれ、其上に火を少しおく、

一 火をたもつ物 蜀葵^{カラオイ}の茎^{クキ}かれたるを焼て灰とし火を納む、

一 灰を末しふるひ石灰の末を水にかきませ、炭の粉に和して丸し干てたけは終日きえず、又炭の末を蜀葵の生葉につき合せ、石灰のこき汁にてつき合せ干て用ゆ、火滅へす、

一 火災 烟の多き所は目をふさきて過くへし、

一 小火は桶に水を入れ、飯碗にて水をかくへし、

一 火災^{＊○◎焰ケラツ} 焰^{＊○◎焰ケラツ} の内をゆかは力かミをかミて口に烟を入るへからず、

一 火事場に皮足袋をはくへからず、

一 油あけの鍋の内より火出るには青葉を入ふたをすへし、早く塩をいれてもよし、

一 火事近き蔵を開くにハ少しツ、開へし、火気こもる事あり、

一 火事には蔵の内に火を燃すへし、外の火氣入らず、蠟燭よし、油

かわらけに火を三ともし下に水を置へし、

一 火事羽織類もへさる法 木綿よし、明ばんにて煮る事半日、ぬれなから日にほし、其上砂糖を煎しひたし、ぬれなから日にほして用ゆ、火にもへす、

一 火事二息きるには人參を口にくむへし、又青梅を炭火にて煉りつめ、印籠に入れて持へし、

一 烟にむせさる法 大根を口にくみ、くちひるにぬるへし、

一 油ひきたるあたらしき合羽類 夏日にほし其俣おさむれハ火出る事あり、さめて後おさむへし、

一 火を消すには竿のさきにかちめをくくり付てけすへし、水をよくふくみて火にもへす、火にあひていよ／＼和ク也、あらめもよし、

一 石灰にあま水かゝるときハ火もへいつるもの也、

一 餅米を多く蒸に薪すくなけれハ熟する事おそし、薪を多くたきて火氣盛なれば早く蒸熟す、

一 作^キ洗紙法 上下になる全紙を多らミ中に用る紙を長く続て巻置、生^キ洗に焼ふのりを加へ水を少し入、薄洗にハ水を入すして用ゆ、

板敷の四方に紙^{カク}よりを張り四所に釘を打、水を板に引全紙をひろけ、つきめに^{＊○◎糊フリ}糊^{＊○◎糊フリ}を引つきひろけ、紙^{＊○◎紙カク}よりの上より外

二二寸あまり出してよし、扱二へんめハ其上におくへき紙のはし

ほと洗を引つき、紙をかたはしよりひろけ、刷毛を用て其上に

洗を引すしてよく／＼すりつけ、白所とふくれとのなき様にと

くと思ひ合ふ時又次にうつる、四へんめまで右のことくして、

^{＊○◎紙拵カウヨリ}紙^{＊○◎紙拵カウヨリ} 拵^{＊○◎紙拵カウヨリ} より外四枚よく思ひ合たるを其上に洗を引て、紙より

を下より上にあけて紙よりの外を内に返して能くすり付、端を少

しあまし釘を抜き惣様打返し、端のあまりたる紙に洗を引、表に

返して能くすり付、惣様の上^{＊○◎付て}にふるき洗紙をひろけよく踏

後日に干すへし、後又薄洗二三へん引て毎度干すへし、裏表一度に引へからず、

一 洗の製法 洗柿蒂シシを去りつきて、老斗に水二升五合加へ桶に入れ置き、一兩日過ぎ後にしほる、是一番洗也、*〇〇〇〇 滓シホに水を上

少しひたるほど入れ、兩日経て四日目にしほる、是二番洗なり、各別壺に入口をよくふさき、土の中へ八分ほど掘入れ置てよし、月令広義に洗老斗に水五升加ふと有、

一 洗を収貯る法 生洗を壺に入口をふさき土中に埋ミ、上に焼物盆の類をおほふへし、又竹樽にいれ口をよくふさき池水に入置く、又樽に入れ家の内人の多く通る所の簀の上に置、

一 焼海蘿キキの法 ふのりを水に入莖を去て一所にかため、焼飯のことに握きり堅めて、其上を紙にて包ミ、熱灰アツの下に入れて上より火をたき、よき時分に取出し、雷盆ライにて生洗をませ能くすり合せ、葛籠をはり洗紙を作るに、わらひのりよりつよし、

一 わらひのこ又ふのりをねり、いまたひゑさるに洗を入れハ洗の性弱し、

一 合羽の法 葱ネギの油一升、*〇〇〇〇 唐カラ 蠟ロウ 十五匁・たうの土二十目、青くするにハ青*〇〇〇〇 黛タイ 八匁或ハ、黒くせば灰墨*〇〇〇〇 十匁、先蠟を鍋

に入れ火にてあたため、能とけて葱の油を入、ひゆる故に蠟かたくなるを火にて弥あたため、能とけたる時たうの土・青黛などを入よくかきませ、かたまりうせてよき時に今少し置て早く揚燠なる内に早く引へし、ひくたひことに燠めて引、刷毛のぬくるを去て表より一へん引、日に少しほして又陰干にし、裡を一へん引て右のことく干、又表を一へん引むらを直し、布はぬひ合せよくはりて引へし、久しく日に干すへからず、少時ほしてよし、

*〇〇〇〇 荏子油一升にてハ合羽三ツほど引也、又方葱の油一升・唐の土五十匁・はいすみ二十匁・白蠟六匁・蜜陀僧六匁・滑石六匁鍋に入れ煎したて、温なる内に引、表より二へん、裏より一へん引、但し引たひくりに煎し立る也、

一 桐油合羽雨にぬれたるハ少しほし、早く取入日陰にほし、時々とり出し風にあつへし、ねはり出たるハ大根*〇〇〇〇の卸し*〇〇〇〇合に鶏の玉子一ツ入かきませ、火にて少しあたため、玉子のかたまらざるほどにてあけ、はけにて引くへし、

一 桐油合羽の破れをつぐに、*〇〇〇〇 蕨ワラビのりに茗荷の根を堀て汁をしほり、汁を加へてつけバ能くつく事妙なり、

一 古き桐油の布合羽類、*〇〇〇〇 蕎麦ソウメ 麦マキ がらの灰汁アケにてあらへハ油残らずおつる也、

一 合羽に引油 葱*〇〇〇〇の油一升・蜜陀僧十五匁・ろかん石五匁細末し、灯心五十筋、長五寸にして成るほど小き火にてしつかにせんし、沫のきえた時火を止むる也、青漆ハ青黛一兩半・きわう半兩墨すりて少し入、二色粉にして絹に包ミ、豆のこに入れふり出すなり、油より前に引へし、

一 油紙法 紙十枚かさねうへ一枚に油を付け、其上に又十枚重ねてうへ一枚に油をつけ、段々如此してうつなり、

一 雨のかゝる所*〇〇〇〇障子ハ蠟を用ひす、障子紙にこんにやくのりを引へし、損しかたよく雨をふせき色かわらす、

一 昆蕪の根皮をさらす 土砂計をあらひすて、鍋に水を入よく煮*〇〇〇〇事、わらにて刺てうらまでよく融るほど煮て、しへに付てあから

ざるを度とし、其煮汁を其まゝ入置、さめて後へらにて黒皮を去り、大へらにてよく押くたき、煮汁を少し加へそくみ板にて押か

たのりかけんにして紙をつく、紙衣をつくるにはなるゝ事なし、
一 屏風障子打つけはりの仕様 屏風をさかさまにかへにたてかけてはり、上よりはり下る、はらんとする紙に水をさつと引、其上にのりをむらなく引、紙の上はしはかりを屏風障子の上につけ、屏風障子をすこし前にかたふけて、皆つかさる様にし、中を一すちつけ、其後はけにてあまねくつくる、かやうにすれば皺なし、屏風障子にのりをつけ燥ける紙をおしつくれは必しよる、ふちに少し紙を上下左右ともにはりかけてよし、上はりハ先水を少しさつと引て、紙の廻り計にのりを付てよし、うちつけはりも上はりも紙をつきてはるへからず、一枚ツ、はりてよし、

一 色紙・短尺・絵などを屏風・襖等に押すには、裏打をして刷毛に水をつけふりて水を去り、裏にしめりわたるほど引少し※○干しする時、廻りに薄きしやうふの糊を二三分つゝ付て押す也、又ふのりをうすくしてしやうふを半分ませ、あまねく端も中も引てよし、是は下手のはる時中に糊なければふくるゝ事有故なり、

一 屏風類上張の仕様 紙をつきほして後裏に水を少しひく事右の法に同じ、廻りに糊を付る事五分計なり、

一 屏風類台紙等に色紙・短尺・書画など押にハ、四角ミに紙をせはく切りのりにて付、其紙の裏計にのりを付、物に張付てよし、あまねくのりを付、又ハ四方の端に皆のり付へからず、

一 腰張の法 ふのりをうすくこしらへ、そろへたるみなと紙に能くつけて下より張る、左より右へはり下のつきめ一所ならさる様はる、

一 唐紙に地をする法 紙百張ことに白礬二十銭 すき※○膠ニカマ 膠 十銭 にえ湯にせんし化して薄くし、刷毛にてぬる事二へん、陰干にし

て一かさねとなし、平板を以て挟みおもりをかけ、能十分に乾しめ、一張ことに生布を以こするへし、

【頭書】「□十二匁・□六匁・□六匁・□六匁」※○水一

一 紙に地をする法 膠十匁・白礬六匁・水一升、先膠を水に入れて煮よく融るを度として 滓※○滓カス のなき時白礬を入ル、白礬ハ細粗にかゝ

わらずよくませる、古酒の色のことくなるをよしとす、夏は水八合也、唐紙・鳥の子ハよく浸るほど多く膠水をつかふ、只の紙ハ

少し浸してよし、何れの紙にても一枚ツ、刷毛にて引也、唐紙・鳥子ハ裡白からさる程よく引へし、索にかけて干てよし、細引ハ

悪し、室中に陰干にすへし、風のあたるハ紙に皺よりてあしゝ、一紙に水地する法 水一升・酒常の小盞に一ツ半・油二滴計入、二

時計ひまなく是をませ、別に紙一枚右ませたる水に浸し、其上に浸さゝる常の紙を十二三枚置、又右の浸したる紙一枚置、又其上

に常の紙を十二三枚置、如此段々にしてよき厚さになる時、石盤にて三ツ四ツ打へし、打足らされは一ツにかたまる、よく打時ハ

はらゝと成也、
一地したる紙の皺の熨し様 水張にして後、茶 筥※○茶セシ にて右の紙

に水を打、幾重にもかさねて重き 圧※○圧ラシ をかくる、
一 裏打をするにハ、刷毛に水を付け振て水を去り、刷毛にて湿り合

ふ程本紙に引、又裏紙にしやうふのりを物様につけ本紙に合する、裏に薄き紙を付てよし、扱廻りにも薄きしやうふのりを少しひき

て屏風障子にはり付陰干にすへし、
一 又裏打をするに水をさつと引其上に糊を引、又裏に付る紙にも別

所にて水をさつと引て、糊付たる所のうへに敷ひろけて刷毛にて付る、唐紙などの長き紙ハ、一度に一紙にことゝく遍く水を引

糊を付てハあしく、少しツ、水を引のりを付へし、
一 糊に苦棟子の末を用ひ漿粉＊〇〇粉ヲの内に入れ、水にてとゞへのりとすれは虫はます、

一 豆の糊菘豆トウの糊にて紙をつけハ、百年を経て離れず、

一 繪賛墨跡の煤＊〇〇煤氣ハ、乙氣をとる法 瞿麦ナツクコを黒焼にして灰汁にたれ、表紙を取て巻て小口よりかくれば、字も絵も損せず煤計り落る也、又竹筒に入れて灰汁をかくる、

一 火鉢の瓦器をはるにハ、大豆の煮汁のあめのことくなるを以て紙を揉モミてはれハはなるゝ事なし、

一 黒茶染 下地を藍＊〇〇藍アツシにて濃く染、其上を新しき楊梅皮を煎し六七返染、其上を泥ドロを水にてとき、右の染物を四半時計浸し置とりあけほして又泥にひたす、二へんひたせは色こくなる、あたゝかなる目にあてたるもよし、泥につけ巻て染へし、或は楊梅を用ひすならの木のかうを用る勿論よし、寒る時ハ泥を熱＊〇〇熱アツ湯にてときて染へし、地そこねすしてよし、

一 江戸茶染 楊梅の皮とはいの木の葉とを煎し五六へん染て、あけさまに一反に付明礬の末を茶一服程かきませ染に、右の如くして染れば色少し黄こけ色也、

一 二こ茶染 下地染右に同じやうにて、染あけにろくばんを茶一服程いれ染る也、泥に入ても同じ事なれとも弱し、

一 ひろろうと色 下地を濃花色に染、其上をかりやすを煎し染、

一 けんぼう色 下地濃花色、其上楊梅の皮を煎し三へん染、又藍にて一へん染、又楊梅にて染るなり、

一 黒染 下地を楊梅皮能くくたきてせんし七八返程染、其上に泥をぬり＊〇〇ぬりて日にほす、下地染こき程色黒し、布帛一反にやまもゝの皮

一斤半計用てよし、

一 又方 下地を紺色に能く染乾し、好き墨をよき比に薄くすりて＊〇〇墨クライ盤＊〇〇盤クライに入、布帛をひたし巻染にし絹はりにかけ、しいしを以てよく張り日に干して、乾たる時かねてこくすりたる好墨に

葛＊〇〇葛クヌのりをよき比に練り、かたまりのなき様にして墨にませ刷毛にてよくぬり、乾たる時水を多く濺ぐへし、墨よからねは色悪し、凡黒き染物の糊ハ葛の粉よろし、

一 七りやう染 赤色なり、木綿壹反に蘇枋木五十匁・黄蘗十五匁・楊梅皮十五匁・こえ松十五匁又ハ三十匁・くれ竹の葉十三匁・明礬七匁を飯碗の大なるに水六盃入れ三盃にせんし、二番にハ右の碗に水七盃入れ三盃に煎し、三番ハ水八盃入れ三盃に煎し、扱一二三番一ツに和し、明礬を粉にして三へん染る也、

一 かしわ染 黒染也、久しく成ても色変せず、又弱からず、柏の葉を多く取てこく煎し、布帛を簍セイシ子にてはり、右の煎し汁を數十へん刷毛にて引、其後黒泥に一へんひたし、少時ありてあらいいおとす、

一 板＊〇〇板シ 椰子染 黒色也、泥染に粗同し、とろ染より強くて久しく破れず、板椰子六匁・石榴皮六匁五分・五倍子十八匁、下地藍にてそら色に染、右の三種を刻ミ水七升五合程入れ五六升に煎し、四五へん染て染あけを砥水に一夜ひたし、明日朝取あけなるほど能くすゝきて干す、

一 梶カシ子染 梶子皮も実も細に刻ミ一夜水にひたし、よくもミて布囊にて漉し滓カスを去り、其汁に帛を漬け一夜置、あけの日絞りあけ糊を付、絹の裏を日おもてにしてよく干也、日に能ほさゝれハ梅雨の内に色変するなり、

一 正平染 荏油一升・蜜陀僧十匁・滑石壹匁・明礬壹匁味細末、輕粉壹匁、荏子油*◎◎◎在油に入れかきませ、成程ぬるき火にて一日も半日も煎すへし、火つよけれハ菓こげつく、油断なく底をかきませ鍋にこけつかぬ様にひた物煉で、大かた能き時分蘖のくきを油の内にたてゝ見、しばらく立つ時をよしとす、又あわ消て後油を紙に付て多くちらさる程をよしとす、扱此油煎して後陶にいれ置て入用の時用へし、久しくこたゆるもの也、此油にて絵具を和し衣服にかた付て染る也、かたを付絵具をぬるにハ小刷毛にて能く押しむへし、絵具ハ赤きハしんじや、黄はしわう、黒ハ油煙灰墨、紫は*◎◎◎燕脂(エンシ)燕脂、かきハ丹土青袋、こんハせいいたい、花色ハあいろう、桃色ハ白粉辰砂、萌黄ハしわう・あいろう、絵具を久しくこしらへおく事ハあしゝ、又衣服の紋を付ても落す、

一 野胡桃染 のくるミの木の葉、櫛イカの木の毬イカ等分にし多少もよし、のくるミの葉を加れば色よし、なら計ハ色あるはしか何辺も引て後とろに二返付る、但一へん付ておとし、又右の汁を引て後とろ*◎◎◎をに付る、下地を藍にて染るかよし、

一 山梔子にて染たる物ハ其まゝ日にほしたるかよし、陰干ハ梅雨の内に色かわるなり、

一 梅染 梅木を細にわり水にせんす、一反に水三升入二升二合にせんし、*◎◎◎早稲(ワシ)早稲*◎◎◎灰汁(ア)を黒焼にして煎し汁を三四返そゝき、その灰汁にて三返染る、もし渋染にせは右の灰汁にて数へん染て、色よき時其上を薄渋にて二三返染ればはけす、

一 紺屋ノ糊の法 糯米をよく精け一升少も滓なきやうに細末し、蠣灰式分入よくませて後、常の団子より少しかたくこね鍋に入れ、成程能くいほ出来るほどに煮て、其後火を焼きすてにして能

むしおき後に取上て本ノマ、

一 頭の虱を去るにハ、大風子の脂を髪にぬる、*◎◎◎虱(シ)

一 蚤*◎◎◎虱(シ)を去るには、菖蒲の末を席の下にひねる、又葉を多く集て床にし、

一 蠅を去る法 わらの縄を数条壁にかくへし、蠅それに付く、一蚊を去るには櫃の木を薫へ炷へし、又どうかめの骨を煙に炷は蚊則死す、うなきの骨・川魚の骨もよし、又麻の葉の煙にて薫ふ、又浮萍フヘイと羌活ウキクサとを焼く、又*◎◎◎樟(スノキ)樟*◎◎◎屑(クツ)の屑*◎◎◎屑(クツ)こけらをたく尤よし、又蒼述四両・木鱉仁二十・雄黄二匁五分別研粉にして蜜にて丸し、鶏頭の大きにひねり餅とし急火にて焼く、又橙の皮を末にして炷き、又久年母の皮・蜜柑の皮乾して炷き、又*◎◎◎米(コシカ)米糞*◎◎◎米(コシカ)・紫蘇等を焼く、又五月浮萍をとりかけほしにして煙に炷きて薫ふ、又夏月干うなきを家の内にたけハ蚊死す、

一 蚊にさゝれて腫たるには、*◎◎◎刀豆(タクマ)刀豆*◎◎◎刀豆(タクマ)の青葉をもみてぬるへし、

一 又樟腦・塩硝を香油に和してぬり、又熱湯にひたせハ痛ム、

一 夜蚤多きに厚き紙をひろく続て、其廻りに高さ二尺計に紙をつきあげ、ふたなき箱の形にこしらへ、四方に耳チを付て竹を通し、四ノ角に緒を付蚊屋の釣手にゆひ付、其内に蚊帳をつり紙の上に席を敷てふすへし、又畳に石菖蒲を多く敷へし、

一 蓼をほして席の下に敷は蚤・虱臭虫生せず、

一 そはからを床の下に敷、或は煎して床にそゝけハ臭虫死す、

一 夏虫灯につくには、*◎◎◎齋(テツ)齋*◎◎◎齋(テツ)のくき花実のなりたるを多く折て日にほし置、夏夜に灯皿の上に多く渡し置くへし、

一 書籍に蠹シ入さる法 樟腦・しきミの末等分書筒に入置ハ蠹生せず、又石菖蒲の葉・樟腦の葉削屑など入てもよし、又まんじゆしやけ

と云草の根を洗ひくたきて汁をしほり、紙一枚にひたし其紙を書
筒の内下段の底に入置ハ虫生せず、或は汁を取て書筒の内ぬ
もよし、麝香を書筒の中に入るは蠹を去る、又樟腦もよし、又
るうた*〇〇〇と云草の葉を粉にして書筒の内に入る、

一書籍の表紙などにシミの子生付る事有、其俣おけハ生長して害を
なす、それを去て跡に*〇〇〇黄*〇〇〇薬*〇〇〇をぬるへし、

一書筒の内に入る、樟腦やきかへしにせされハ早く消る、やき返す
法ハ茶碗に入れ、上に同じ様なる茶碗を覆ひて、合せたる所を紙
に糊多くつけて張、火の上に置いて熱くすれば底成樟腦ミな上のふ
たにあかりてつくを其俣置、底の茶碗のちり砂などを去て底を上
として覆ひ、合たる所を紙にて右のことく張て又火にて底をあふ
れば、又上のふたにあかるを籠*〇〇〇にてこさきおとして用ゆ、

一書画・古筆・薬種筆類の虫を去るには、樟腦を袋に入れてその器に
いれておくへし、
一屏風の下張等に黄栢*〇〇〇をせんし、或は粉にして糊に加ふれハ虫くわ
す、

一指物竿虫喰さる法 うなきの皮を焼き其烟にふすふれは永くむし
はます、又方こぬかの油をぬる、

一指物竿・弓鎗の柄・木刀など虫はまさる法 蕎麦*〇〇〇 稗*〇〇〇の灰*〇〇〇汁*〇〇〇
をそゝくへし、

一米*〇〇〇 粃*〇〇〇の油とり様ハ、茶碗の口に紙を覆ひ廻りをのりにて付、
紙の上にこぬかを多く置其上に火を置、こぬかの過半燃る時火を
去れば茶碗の内に油もり入る、

一凡油ハ諸虫をころす、

一夏月米を虫にくわせさる法 *〇〇〇 蝻*〇〇〇 蝻*〇〇〇の灰を俵に多くぬる、

内に入米にましりて苦しからず、又俵のふるきを用れば食ハす、
又春夏俵のゆるくなりたるをしむるへし、

一菜菌に無虫法 春夏ハ石灰山砒霜鮮魚水を洒き、秋冬ハ蟹水をそ
ゝけは虫尽く死す、

一鼠を去る方 蓮の茎にて鼠の穴をふさく、又器物をかむにはかむ
所に*〇〇〇雄*〇〇〇黄*〇〇〇を末し水に和しぬる、

一蚕に単の付たるハ退かたし、蚕を紙に包ミかいこの側に置、
一池に鮎付て魚を取るに、雄黄を紙に包ミ池の四方に立置、
一うくるもちを除にハ、乾海參*〇〇〇を其辺に置けハつかす、

一章魚*〇〇〇のいきたるか人の手に吸付てはなれかたきハ、つはきをつ
くれは即はなる、

一病人の生死を見るに、爪の上をおして白くなるかやかてもどのこ
とく赤くなるハ生き、赤くならさるハ死ス、
一漆にまけさるハ蜀椒をかんて鼻の上にぬる、

一髪*〇〇〇の垢落る法 藁本・白芷等分粉にしてふりかけ、しばらく置て
すけは垢落て品能くなる、

一蒜*〇〇〇を食て口中くさきに、生薑と棗を食へはくさからず、
一人参をかみて山に上れハ息きれず、

一急に走て息切れんとする時熱湯を呑むハよし、水を呑ハ甚悪しく、
又青梅を陰干にして末して少服す、

一田島虫入たるに、梅*〇〇〇 檀*〇〇〇の葉生ながらあらく刻ミ入る、
一石に墨付たるを落すには、蘿蔔*〇〇〇の切口にてする、

一井中の魚を取るにハ、投網をねちて手繩をもち、井中に下れば水
面にてひろかる、

一歯みかきにハ、飯に塩を少しませ土鍋*〇〇〇にて能やき末して用ゆ、又

梅干を土鍋にて焼きて用るハ猶よし、

一 蔵内に米・大豆同所に置へからず、熱蒸して大豆損す、

一大竹の節ぬくには、末のかたの節を三ツ抜き水を入、竹をすくにて下に石を敷て竹の根をつけは、こと／＼く下まで通る、

一 蠟燭を水にひたせは流れず、今夜用るには其朝よりひたしおくへし、臘水ラウスイは尤よし、

一 ねこをくひる法 猫の首に人の指一ツそへ、しかとくひりて後指ウシロサをぬくへし、

一 畳に油の付たるにハ、先拭ひ取て蕎麦の粉をしきて一夜置、あくるひはらひさるへし、

一 日和を見るには、雉の尾を立おくへし、晴れは尾すくにたつ、雨ふらんとする時は尾下へたる、

一 釜鳴る事奇怪にあらす、甌ウ空しく気みつれハ鳴、ふたをされは鳴りやむ、

一 瓶の洩るをふさくには、生姜をわさひ卸しにておろし、又ハすりくたき、瓶の内の方のもる所を厚くぬり、漆を外＊○もろの所によくぬれ

は漆すき間にしミ通る、又外の方に松脂をとろかしてぬるへし、一 紅花ハ沈香・麝香をいむ、紅染の衣に沈麝香の匂ひ袋おさめ置は早く色替る、

一 鶏初て来る時湯にて足を洗へは逃す、

一 雨晴を知るには暁の天気と日の出る時を伺ふへし、日の出る時赤きハ風、黒きハ雨、青白きハ風雨と知るへし、日の出るに晴レやかて陰りて晴さるハ風雨となる、

一 連日の陰雨の後日出て早く晴るハ却て雨ふる、朝曇りてやう／＼遅く晴るハ晴、扱明日の日和今晚の日没を見るへし、照ハ

晴る、雲の中に入るハ夜中の後か明日必雨ふる、日没後＊○霜紅粉の

ことくにしてやかて色替るハ風もしハ雨、日入雲赤けれども其色替らず漸薄くなりて消るハよし、黒雲日の入につ／＼くハ明日天気よからず、西に黒雲あれとも日没雲なく日の形見へて日雲外に入れば、雲はれて明日も晴る、

一 日の色黄なるハ風、日に耳ある南にあるハ晴、北ハ雨、両方ハ雨なし、耳長くして下へたるハ久しく晴、

一 赤雲日の上下にあるハ大風、但し色変せず漸うすくなるは晴て風もふかす、○白氣日月の上下にひろくしくハ三日の内に悪風雨、

○朝日に珥ミあるハ狂風、夕日に耳あるハ明日雨、一月の出入を見て風雨を知るへし、月のかさあるハ風、必かさの

＊○か
□けたる方より来る、二日、三日まで月見えされは其月風雨し

けし、○新月下にそりてかけたる弓のことくに上にたまりなきハ、其月雨すくなし風多し、あを＊○おのきて上にたまりあるハ其月

雨多し、新月の下に黒雲横るハ明日雨、○月初て生し形小はハ大なるハ水の禍あり、形大にはハ小なるハ三日の内に雨、○白氣月

を貫ハ夏は大水、秋は風、黒氣貫は夏大水、春秋水、又ハ陰る月の傍黒雲おこるハ大水、月の上下黄雲くらく覆ハ大風、○日の色

赤く夜る月の色白きハ雨の兆、日の色青夜月の色青きハ寒のきさし、日の色白く夜月の色赤きハ旱の兆也、

一 雨後天曇ても一星見ゆれば其夜必晴、○星の光きら／＼として定まらざるハ風か雨、○夏夜星多ハ明日あつし、○久雨暮かた俄に止ミ雲ひらけ満天星見ゆるハ、其夜天気あしく明日必雨、○星大

にちかく見ゆるハ雨、○日の暈かハ雨、朝日の暈漸消ゆるハ晴、日のかさ青赤ハ大風、赤ハ旱、白ハ風雨、黒ハ大水、紫ハ大旱、○

月の暈ハ雨、黒氣も雨、春霞花曇ハ暈有ても降らず、一方かけた
るハ風、忽に消るハ晴、○七八月大風吹んとして必虹のこくき
れたる雲立つ、是を颯母キウモといふ、○冬日くれ風やわらか成ハ明朝
風はけし、○東風急なるハ笠を備ふ、東北風ハ雨、南風ハ其くれ
か明日か雨、西風・北風ハ多くハ晴、北ハ西よりよし、春の北風
ハ時雨多し、秋は西風に雨、南風ハ四時ともに雨、南ミナモトにあるハ必
しも然らず、東に海有も然り、乾風ハ必はる、故に日吉と云、冬
の南風ハ三日の内雪、○風西南より西北に転すれば弥大也、○正
二月の北風ハ必雨そふ、○三月の西風ハ長し、三にしといふ、○
七月十五日前後必北風久しく吹く、俗に盆北サといふ、○夏秋の比
東風久しく吹、○西風物をかわかす、久しけれハ火災あり、西北
尤甚し、○五更の雨ハ明日晴、くれの雨ハ晴かたし、○雨雪まし
るハはれかたし、

一雨水に泡あるハはれやすからず、○甲午の雨は久しくはれず、庚
戌もおなし、○久雨曇て晴れは午時前少やむハ午後大雨、午時少
やむハよし、○久雨くらきハよし、天忽明なるハ必又ふる、雨中
にてるハよからず、雨やミ軒の雨たりミやまさるにてるハ又雨と
なる、○春甲子雨ふれば日てり也、夏甲子の雨ハ大水、秋の甲子
雨ハ稲のかしら耳を生ず、冬甲子の雨は牛羊寒死す、○丁巳雨ハ
長くはれず、

一雪降て久しく消す雨なきハ来年長雨、冬雪なきハ麦実す、

一雲東に行は晴、西に行は雨、東南に行も晴、乾の雲赤漸く消るハ
晴、赤して色変するハ風雨、○雲魚鱗のこときハ雨か風、所く
とらふのこく横筋ある雲たつは水まさと云、兩日の内雨がさ雲
満天にあるもやがて雨、塩のひかたのこし、○雨やミ雲晴ると

も山頭を雲覆ひかくすハ雨、○朝東南に雲ありても西北に雲なけ
れは雨なし、暮に西北に雲なきハ雨なし、○雲きれくにて分明
なるハ晴、○日入て赤雲四方にあり天をてらすは大旱也、○西北
赤く気清ハ明日大晴、○雷烈しく雨頻なるは早く晴、雷幽にひく
ハ晴かたし、○卯の前の雷ハ天氣あし、○夏秋の晴夜遠いな
つま南に見ゆるハ久晴、北ハやかて雨、○稲妻西南に見ゆるハ明
日晴、西北はやかて雨、○夏風ハ電の方より秋風は電に向て起
る、○あかねはやけ也、あかきハ日てり、火焰のこときハ大旱
也、夕やけ変して紫となり黒くなるハ雨也、又風にもなる、同じ
色にてやうく薄くなるハ晴天なり、

一毎月節気のかわる日に早朝東の方赤きハ其節の内風雨順なり、或
日、節気のかわりにあかねあるハ一月の内雨多し、○朝東の方あ
かきハ晴、茶色ハ雨、○虹の下雨ふるハ晴、○霧はれかたきハ
雨、霧の内ハ風なし、

一雲北斗を覆ふハ大雨、黒雲さへきりて北斗見えさるハ三日の内
雨、天に雲なくして北斗の上下に雲あるハ五日の内大雨、○日入
白光地より北斗につきのほり、其間の星光なきハ其夜かならず大
風、○夜ハ北斗を見て明日の天氣を知るへし、北斗の上下五色の
雲氣ハ其日の内雨、雲氣北斗を覆ひ黄白色ハ風、赤色ハ旱、青ハ
大雨、黒きハ風、

一天河の内星多ハ雨、少きは日てり、黒雲あるハ大雨、

一春寒ハ雨多し、夏寒ハ水、俄にあつきハ雨、冬俄に暖なるハ雪、
○秋早く寒けれハ冬必暖也、春雨多ハ夏必照る、

一春丙日照れは苗をひたす水なし、夏丙日てれハ苗をうゆる水な
し、秋丙日てれハ稲を蔵る天氣よし、冬丙日てれハ雪霜なし、

一朔日晴れは其月晴多し、朔日雨ハ其月くもりかち雨ふる、朔日前より雨つゝきたるハ軽し、三日晴れは久しく晴る、十五日晴れは久しく雨なし、三日月の下黒雲横にきるれハ明日雨、○晦日雨なきハ来月初風雨、○春甲子大雨ハ夏大旱、夏甲子○[◎]雨は秋旱、○久雨久晴甲の日に變ず、○久晴ハ戌日雨、久雨ハ庚日晴、○久雨晴さるハ丙丁に晴、久晴ハ戊己に降る、○八專入明る多くハ雨、○十方くれハ天氣くもりあし、

一鶏おそくとまると、狗地をかきて灰上に眠ると、猫青草を食ふと、蟻アリ蠓ムシ昼あつまりむすばふると、蜻蛉忽乱飛とハ雨、○狗青草を啜むと、蚯蚓なき声清きとハ晴、

一風ふかんとてハ鷗鳴く、○蛇木にのほれハ洪水、

一正月 元日雨ハ春ひてり、霧ハ凶年、日いまた出さる時東の黒雲ハ春雨多し、南の黒雲ハ夏雨多し、西ハ秋雨、北ハ冬雨、○元日はれて天氣和かに日の色かゝやかさるハ豊年、○此月雪早く消はよし、おそきハあし、○立春に晴明豊年、曇れは虫、東風吹ハ莫米盛也、歳旦の立春ハ民大に安し、元日晴ハ春雨少し、正月三度雪はよし、

一二月 社日多ハ雨、立春より第五の戊日を社日と云、

一三月 三卯なきハ凶年、朔日雨もおなし、○三日雨ハ豊年、晴は日てり、寒食ハ節の前一日也、此日の雨ハ麦凶し、節の雨ハ梅雨大水、晴は早、○節より雪なく四月節より霜なし、

一四月 朔日晴ハ豊年、風雨ハ凶年、○十六日月遅く出れば大水なく豊年、○立夏日暈あれば洪水、晴は日てり、

一五月 朔日雨ふれハ水多し、○五日六日の夏至ハ凶年、夏至の雨一点ハ千金にあたる、夏至の日の暈ハ大水、夏至の雲あるは暑し、

一六月 熱からされハ五穀ミのらす、水多ハあし、○土用中昼あつく夜すゝしきハ能実のり虫生せず、

一七月 立秋晴明ハ万物成らず、雷ならされハ稲あし、七日雨ふれは八月洪水、

一八月 節の雨ハ穀を損ず、○仲秋雲ハ来年正月十五日雨、八月中の日晴ハ五穀よし、

一九月朔日より九日まで北風ハ穀多し、○九日雨なけれハ冬雨すくなし、雨ふれは柴薪少し、○十三日晴ハ後日てり、

一十月 節晴ハ魚多し、○中の日雪ハ米の價安し、○此月壬子なけれハ冬暖にして来春さむし、

一十一月 冬至晴暖ハよし、○此月雪少ハ来年ひてり、

一十二月 朔日風雨は来春日てり、来夏水出米貴し、冬至の後第三の戌日迄三度雪ふるハ歳前の三白とて来年豊年、○此月雷雪中になれハくもり雨長し、○此月の雷ハ来年日てり、○寒中雨多ハ来年雨しけし、

一松・檜・真木の類、器物家居等の材木として脂出るには酒を洒けハとまるなり、

一傘の破を修するにうつきの青葉食粒におしませ繕へは破る事なし、又※[◎]髪髪付にて膏葉のことく修すれハ一年をたもつ、

一麩と白灰をおしませ桐油の類を補へハはなるゝ事なし、

通昭録卷之五十四

越氏隨筆卷六

一 本田助之丞関原乱和平始末

一 有馬安兵衛家世賜俸禄

一 志岐氏臣^三薩州^一

一 越前家大概

一 尾張家

一 紀伊家

一 水戸家

一 池田家

一 家重公元服

一 吉宗公薨御

一 後太平記島津氏弁錯

一 忠平公飯野軍

一 龜山家より進上御重物

一 越前島氏文書

一 御系図外題

一 島津忠就実名考

一 小西家

一 大友家

一 加藤家

一 寺澤家

一 馬力家

一 稻葉家

一 黒田家

一 越前家

一 小早川家

一 古戦年月考

一 諸侯初官

一 尾紀水加臣叙爵

一 御譜代家

一 淡州島津久柄元服

一 祭原家

一 福島家

一 敷根氏島津号免許

一 田尻家臣^三薩州^一

一 生駒家

一 長束家

一 石田家

一 大谷家

一 安国寺

一 慶長乱後諸侯封国郡

一 太閤秀吉治世諸侯俸禄

越氏隨筆卷六

一本田弥次郎親歳 貴久公の御時犬追物の射手に列す、後に山城守と称す、申口役を勤め、伊集院湯尾地頭職に補す、其子助之丞親貞、文禄元年 惟新公に従ひ近習に列し、朝鮮国に渡る、七年を経て慶長三年十一月 公朝鮮凱陣に従ひ、明年正月伏見に至る、三月忠恒公伊集院幸侃を伏見に誅し給ひ、其子源次郎忠真日州都城に叛す、忠恒公師を帥ひ是を圍ミ攻む、徳川内大臣家康公家臣山口勘兵衛直友を日州に遣して是を和平せしむ、惟新公親貞をして郷導とす、十二月国に帰る、明年 龍伯公忠恒公の命を奉し 惟新公に使す公猶在伏見、去年 惟新公の命在りて嫡子勝吉を伴なふ、秋石田三成関西の諸候を会し 家康公を謀る、会津中納言上杉景勝是に応し奥州に叛す、家康公軍を卒して下野国小山宇都宮軍アツカタに軍す、家臣鳥居彦右衛門等伏見城を守る、三成西軍を卒して是を陥る、惟新公三成に属して功有り、親貞父子是に従ひ、九月十五日東西軍濃州関ヶ原に戦ふ、西軍敗て 惟新公伊勢・伊賀路を経て国に帰る、親貞父子・新納旅庵事急にして公に後る、伊吹山に入鞍馬山に匿る、時に山口直友・能勢某 家康公の命を奉し、西軍の亡人を捜し求む、三人直友か兵に捕わる、既に戮に就んとす、直友親貞を見て三人の縄を解き、己か所に在らしめ、内府公に告す、公直友をして惟新公の叛を訊わしむ、親貞答曰、我主 内府公の厚恩を忘れず、旅庵を使とし伏見城ニ籠らん事を乞ふ、鳥居・内藤聴す、再三して猶拒て容れず、時に大坂奉行等我主に告て曰、既に秀頼に別心なきの誓文あり、東軍に属せば是言を食むなり、於是止む事を得ずして西軍に属す、直友又旅庵に問ふ、異辞なし、内府公復人をして訊問せしむ、二士詳に弁説

す、直友親貞を国に帰へし和平を議せしむ、旅庵勝吉を留て質とす、路次証文を与ふ、

内府様被成御存此人九州へ被下候条、無異儀可有御通候、為其如此候、以上

十月十日

山口勘兵衛

直友判

路次御改之衆中

十月廿五日親貞国に帰り 三公に告す、三公疑て是をゆるさず、親貞則誓文を奉る、

天罰起請文之事

一 今度於上方生捕罷成、当国御變之儀ニ付度々往反仕候、然者御家之御為可惡儀内外共ニ曾以不申候、向後モ申間鋪候、勿論京都ニテ計策之儀少モ不被仰聞候、又々罷上候而計策之儀承候共申受付間鋪候事、

一 爰許御弓箭罷成、自然上方ニ被召留急下向雖不能成候、他之主人ヲ頼申間鋪事、

一 龍伯様 惟新様 少将様江御奉公之外、向後別心不可存候事、

右旨若於偽申上者

神文

於是親貞 龍伯公 忠恒公の使として、十一月四日国を出て京師に至り、内府公に謁して二君の書を捧げ、二君の答辞を述ふ、公の曰、龍伯洛に至り惟新の罪を謝すへし、親貞又国に帰る、井伊兵部少輔直政の与力勝五兵衛、山口勘兵衛直友与力和久甚兵衛、直政・直友の使として親貞に従て薩州に至らしむ、日州美々津に至て親貞書を奉る、

急度令啓上候

一 今月十六日大坂致出船、夜前日州美々津江参着仕候、然ハ其元御無事之始末^ニ付、井伊兵部少輔殿ヨリ御使者勝五兵衛殿、山口勘兵衛殿使者和久甚兵衛殿向使被[○]向候事、

一 薩隅之事者別儀有之間敷之由候、諸縣之儀^ニ入組御座候、今度京都江之御返事^ニより候而、急度山口勘兵衛殿可被成下向候、其刻龍伯様御上洛可然之由候事、

一 惟新様御逼塞之儀、此度京都之御仕合^ニ罷成候、然者右御使者御下向候、御分別弥尤奉存候、殊^ニ御意分之通細[○]井伊殿江申入候、併此節事者遠島などへ被成御勘忍、後日御理被仰分候而可然之由候、一段井伊殿御懇之様子^ニ候、今度御退被成候始末、無比類通御褒美以之外候、向後深重被仰談度之由、内々被仰候通承候事、

一 御家中之儀、今度於京都強ミをのミ申候付、連々被思食候筋旨茂被相替、御為可然様子^ニ候之通伝承候、弥御普請其外御弓箭之御催可為肝要かと存候、此度向使御下向被成候儀茂、畢竟御国之様子為御見聞被差下候半哉と尤推参存候、就夫右向使之御意趣等何方にて可被聞食候哉、上意次第たるへき由、富城へ得御意候事、一 会津表之儀者いまた相濟不申由候、其外諸所者大かたすミ候由之事、

右之通早々参候而申上度候得共、御使者中途無馳走^ニ罷成候而者如何候、其上京都にて堅御同道申セ之由為被仰聞首尾^ニ候間、今少見合候而理申分与風罷通可申候、先以此等之趣可然様可仰上候、恐惶謹言、

月 日

二 使薩州に入て直政・直友の書を呈して 龍伯公の[○]促す、然とも 内府公の意趣の虚実を知らず、故に病を称して鎌田出雲守政近をして先上洛せしむ、親貞も亦政近に従て上洛す、時に忠恒公親書を政近に給ふて曰、

今度従上候向使江返事之儀、いよ^〳別儀あるましく候、本助丞よく^〳とくしんにて尤候、くれ^〳如申尽候、内府様まへ^〳の忝儀無忘却候て御しんしつ^〳の儀にて被召出候ハ、今も御御覽、罷上倅家をも相統度儀候、重而者親類中成りとも、おとな中成共可差上由申候処、龍伯自身の上せ此使いそぎの由候、心もとなく候、隣国のやうをよく見きわめ候はんハ難成候、世上風聞候者たしかなる証文共にて被罷出候人も違変有之由候、さて^〳さやうに候てハ家之恥辱不及是非候、勿論百に一も難叶弓箭非沙汰之限候間、中^〳行衛のたのミは相絶候、只々ふだひ相伝候家をむさと可成果事無念の次第たるへく候間、家中の各如一味可成程之遂防戦可相果儀本望候、此^〳之丞江申含肝要候、かしく、

正月十六日

御判

鎌田出雲守殿

政近・親貞国を出て 内府公に謁し、和平成て反命す、明年夏龍伯公 惟新公親貞をして 内府公再造の恩を謝せしめ、本城正宗の刀、中華の茶釜及菓を齎しめ、駿府に至て是を献す^{本多正純、執奏ス}、親貞 内府公に謁す、公黄金一枚・帷子五ツを親貞に賜ふ、慶長八年秋八月 忠恒公駿府江戸に至り、内府公及 秀忠公に^〳給ひ、暇を賜ひ国に帰り給ふ、此時親貞か子勝吉人質をゆるされ 忠恒公に従て帰る事を得たり、山口直友勝吉か数年の幽居

を勞ひ、定友の脇差を与ふ、勝吉幽居の間書を弟勝次郎に送る、

そのうち御左右不相聞如何御心もとなく存候、我等事もいま山勘兵衛殿へしかとかにん申候、夜白助之丞殿御のほりを待かね申まで候、さためて其もとの御返事により物よく罷成候は、それかしつれも急度まかりくたるへく、こゝもと川上四郎兵衛様・助七様・久右衛門様いづれもそのち御人衆こゝもとへ御かんにん被成候、我等事ハ山勘兵衛殿御やとへ旅庵様御座候而、いかにせまき所に旅庵様と参合候て罷居候、誠々はたかにはき被成候て、此かんに何ともさむく候てめいわく仕候、かやうなる儀^三候、今にもむかしにも御座あるましく存候、兼又うはしやうさまへ申候東郷源六殿も^{*〇〇無何事}こゝもとへかんにんにて候、御心やすかるへし、いづれも我々御しぬるひ中へ御はて被成候人無之候、又邊牟木彦兵衛殿も無何事候、御心遣候ましく候、恐々かしく、

拾一月廿四日

少吉

勝次郎殿

親貞勲勞あるを賞せられ、惟新公より高三十石を賜ふ^{慶長六年正月十九日}、新納左右衛門入道一甫命を伝ふ、和平成て後^{慶長七年三月三日}又二百斛を賜ふ、相良新右衛門是を伝ふ、^{*〇〇明年是}を辞す、太平の後親貞命せられて唐船奉行と成り、数十年を経て山口勘兵衛直之小笠原彦太夫^{鷹士}某ヲ以て、綱貴公に請て曰、先祖直友関ヶ原乱後和平の始末某か家伝ふる事なし、国史の記せる処抜抄して賜わ、永く箚藏して子孫に伝ふへし、公是を許容し給ふ、於是元禄十四年五月廿二日直之江府芝邸に來りて是を謝し、且抜抄を受く、公腹痛を憂ふ、故に島津勘解由久當出て応答す、語中本田助之丞^{*〇〇に}

及ふ、直之曰、其子孫ありや、野村太左衛門席上に在^{*〇〇り}答テ曰、

本田市之助あり、直之帰る、状、綱貴公に聞す、公曰、市之助使者番として江府徘徊する者なり、直之に至り、往日貴客我邦君の邸に來るの日、語僕か事に及ふ、故に來て是を謝すと云て謁を乞ふへし、於是此月廿六日市之助直之に至て謁す^{大刀・銀馬、代ヲ奉る}、是より世々山口家に至て謁する事をゆるさる、正徳五年、東照宮百か年の法会南泉院に行わるゝの時、助之丞祖先の謁したるの故を以ゆるされて、太刀・馬代を献し^{*〇〇釋より}拜礼す、是本田家の榮とする処なり、

一有馬安兵衛家御切米を賜ふハ、元龜元年祁答院氏長野城に抛て謀反す、五月廿五日馬越地頭鎌田官清是を責む、利あらず、城兵勝に乗て官清を撃つ、於是有馬山之丞官清に告て曰、予死戦して敵を防かん、公軍を卒して早く退け、言終て敵軍に突入苦戦して死す、年三十七、此間に官清軍を全して帰る事を得たり、義久公是を憐ミ、其子の七歳に成るを召し、名を源七郎と賜ひ、義弘公へ仕へしむ、後に改て藤七兵衛と賜^{*〇〇の}、^{*〇〇公}長五年八月朔日公伏見城を責給^ふ、時戦死す、年三十八歳、次男左近といふ、十歳より、惟新公に奉仕す、高三十石を賜ふ、光久公の時諸士一等高収らるの時没入せらる、寛永十二年より年俸十五石を賜ふ、

一志岐小左衛門ハ肥後国志岐城主也、寛永十年初て薩州に來り入來へ住す、光久公米を賜ふ、同十五年高三百石を賜ふ、是より世々薩州に臣たり、其子藤左衛門御近習役・地頭職を賜ふ、其子藤左衛門代々小番と成る、其子^{*〇〇其孫}孫今の兵藤次也、

一結城秀康卿ハ、東照宮第二の男なり、天正二年二月八日遠州産見村にて誕生、故有て、東照宮疑て子とし給わす、信康卿^{宮ノ長子}の執

奏にて六歳の時始て父子の議さたまりける、十七歳にして 秀吉の命を奉し、結城家の女を娶り其家を継ぐ、慶長五年十一月封を越前国に受け、同十二年逝去、嫡子忠直故有て豊後国へ左遷、配所に卒ス、其弟忠昌元和二年信州川中島十二万石に封せらる、同五年転して越後国高田に封^{*〇〇せられ}廿五万石を領す、忠直左遷の後、其家を續て五十万石を并せ領す、

一尾張義直^{*〇〇補}公ハ 東照宮第 の男也、慶長五年誕生^{見伏}、同十二年尾州に封せられ、并せて参州・濃州の内都合六十二万石に封せらる、

一紀州頼宣卿ハ 東照宮第 の男也、慶長七年誕生、明年常州水戸廿万石に封せられ、明年五万石加封、同十四年転して駿遠兩國を賜ふ、元和五年紀州及び勢州半国に転せられ五十五^{*〇〇万}五千石を領す、

一水戸頼房卿ハ 東照宮第 の男也、慶長八年生る、同十四年七歳にして常州水戸二十五万石に封せられ、其後三万石加封、今三十、

一尾州・紀州初て任官、中将水戸及び前田家、少将薩摩・陸奥、松平相模守^{因州}・松平兵部太輔^{越前}福井等の嫡子初官侍従、

一尾州・紀州・水戸・加州の家老五位に任す、尾・紀六七人、水^{*〇〇戸}口ハ少し、加州ハ四人也、

一御譜代大名に品あり、三河安詳^{*〇〇祥}の七御譜代ハ 酒井^{左工門尉}阿部 植村 大久保 石川 本田^{初田二作ル、美濃}青山也、一説に酒井 榊原 大久保 平岩 本多 植村 大須賀^{今ハ}ともいへり、三河岡崎御譜代ハ 井伊 榊原 鳥居 戸田 永井 水野 内藤

安藤 久世^{元來大須賀家出} 井上^{上同} 安倍 秋元 渡辺 伊丹 屋代 十六家をいふ、

駿河御領国以後御譜代、板倉 太田^{松平本名大河内伊豆右京備中家} 西尾 土屋 森川 稲葉^{能登守} 藤堂 高木 堀田^{先祖勘左工門三河衆} 牧野 奥平 岡部 小笠原 朽木 諏訪 保科 稲垣 刃羽^{左京ハ} 三浦 遠山^{兩様} 加賀爪 内田 小堀 西郷 奥田 脇坂 京極^{備後守} 毛利^{有之}

一池田輝政播磨・備前・伯耆・阿波・淡路五ヶ国都合百万石を領す、歿後 釣命に依て、伯耆三十万石嫡子武藏守利隆、備前三十万石

二男左衛門督忠繼、阿波・淡路二十万石三男宮内太輔忠雄拝領す、後兄忠繼早世故、忠雄其家を継ぎ三十万石拝領す、翌元和元年阿波・淡路廿万石蜂須賀至鎮に賜ひ、寛永九年依 台命新太郎光政^{利隆子}忠雄と国替被仰付、備前を転して因幡・伯耆二ヶ国三十万石を領す、

一長福君享保十年御元服、剃髮井伊掃部頭、加冠松平肥後守、衣紋中院宰相、御身固土御門三位是を勤^{*〇〇む}、是則家重公也、井伊氏中将に任す、

一寛延四年未六月廿日大御所吉宗公薨御、同廿一日・廿^{*〇〇日}為伺御機嫌御本丸・西之丸江惣出仕、病氣、幼少、隠^{*〇〇居}面々ハ御老中并但馬守宅江使者、在国在邑之面々^{*〇〇ハ}同前使札被差出、七月三日日光准后より覚王院を以御院号被差上、於焼火之間謁右近将監^{有徳院}、紀伊大納言殿 紀伊中将殿右於御座 御対顔、畢而於御黒書院老中列座、御院号中奥御小姓持出之一通宛御頂戴、松平讃岐守・井伊備中守於御座之間 御目見、畢而於御黒書院溜御院

号拜見、為御機嫌伺出仕之面々於席々老中謁、畢而大目付能勢因幡守・伊丹兵庫頭御院号持出之出仕之面々拜見、水戸殿家老於芙蓉間老中列座、左衛門尉御院号被渡、公家衆御暇被仰出、伝奏屋敷へ上使老中但馬守・肝煎高家衆被遣、

一後太平記に、康暦二年五月十五夜、住吉に於て和田和泉守正武島津薩摩守忠国の陣に矢を射込[○]書けるハ非なり、薩摩守忠国といふ人なし、太守忠国公ハ是より廿四年の後応永十一年の誕生なり、

一同書に、応永六年十一月十二日義満將軍大内義弘追討の時、島津薩摩入道節山といへるも其人なし、節山は 太守立久公の法諱也、公ハ是より後三十三年を経て永享四年の誕生也、薩州家に節山といふ人なし、

一同書に、嘉吉元年秋 將軍義勝赤松滿祐退治の時、島津薩摩守忠昌といふ人あるも誤也、太守忠昌公ハ是より二十二年の後寛正四年の誕生なり、又薩摩守と称する事なし、

一同書に、元龜五年正月廿日 將軍義植防州を立て[○]登る、島津薩摩守貴久供奉とあり、貴久公ハ元龜二年逝去、又薩摩守と称せず、外ニ薩摩守貴久[○]称する人なし、

一兵庫頭忠平公、永禄七年十一月十七日加世田より飯野へ移り、天正十三年肥後国八代を守らんと欲し彼地[○]至る、然とも飯野ハ伊東の封内に隣り要地たるを以、復帰て飯野を保つ、夫人をして飯野大明寺村新城へ在らしむ、家久公爰に誕生、大明寺の諏訪明神を以て産神とす、新城後封内絵図を作るの時加久藤に属す[○]廿六日栗野へ移ル、永禄十一年十月上旬、伊東三位入道の舎弟加賀守田原[○]飯野原[○]軍[○]せんとす、忠平公山伏相模坊[○]野寺住持[○]に命して

伊東を調伏し、且針を田原に埋しむ、加州軍營を爰[○]設て飯野城に對す、忠平公会戰數回、明年七月十二日伊東入道俄に卒し、加州自田原を放火して歸る、元龜三年五月三日晝刻飯野城中肥後民部少輔戸外に出ツ、加久藤城に當て猛火雲を燒くを見て 公に告す、公則出て是を望ミ大に疑ふ、時に上江[○]村[○]穢多来り告て曰、

今夜轡の音頻に聞へて上江道を西へ行く、公曰、是伊東か加久藤を襲ふ事必せり、即兵を卒し西ノ原口へ出て、大明寺山の東[○]八坂に至る、伊東か軍木崎原に在り、公諸軍を指揮し直に是を撃つ、鎌田大炊介、曾木播磨守[○]加治木士曾[○]木五兵衛祖、越中坊、遠矢信濃守進んで曰、軍伍整わず、戦て利なからん、吾併出て敵と接せん、其間君列を正して戦をなせ、直ちに進んで敵に接し刻を移して戦死す、公隊伍を整へ進ミ撃つ、公自鎧を取て伊東新次郎を突き殺す、

初伊東か軍加久藤城下に至り、在家へ火を掛け戦[○]、両軍死傷多し、飯野軍ハ本地より後攻し、四日午刻[○]至て、伊[○]軍飯野在番に来る、是を聞て進ミ[○]、東か軍末永川路を退く、南木場より本地の上に至り、白衣の軍[○]屯するを見て白鳥山に走る、山の座主光厳上人門前の農民及浪人三百余を卒し是を支ふ、於是伊東か軍大に敗走す、忠平公の軍進撃チ、木崎原太刀洗川小木原に至て數百人を殺す、鎌田寛栖・五代少左衛門・瀬戸口八郎左衛門・久留半五左衛門群を抜て功有り、有馬豊前・上原安房・前田主税・肥後新助・橋口市作・川添凶書・野田榎太兵衛・別府甚五左衛門・川田伊豆・吉岡五郎四郎・伊集院善左衛門・桑原主水・愛甲源五左衛門・宇都源三郎・逆瀬川孫七左衛門・喜入掃部[○]伊集院刑部[○]久留軍兵衛[○]阿多源左衛門[○]伊集

院宮内・蒲池越中等各勇功を顕し戦死す、先是 公飯野発軍の時、村尾源左衛門命を奉し五十人を卒し、八幡山の上尾筋より横尾本地口まで白旗許多を挿ミ、本地原古溝に隠る、伊東か軍敗れ走るを見て出て大に追撃ツ、敵軍弥乱れて井手の平山の北脇を升り走る、加州ハ小木原山の西に将机に掛て軍を指揮す、鎌田寛栖二八坂より末永川の上へまわり、鳥越に至て是を襲ひ撃ツ、五代少左衛門加州を射殺し、余軍狼狽して敗走す、

一 忠久公御自筆守護職御讓之御文書一通

一 従 師久公伊久江之御讓狀一通

一 貞久公江到来之御教書一通

一 日州・隅州之守護職御讓狀一通

一 忠昌公○*来之御奉書一通

一 勝○*江狀一通

一 忠昌公江到来之狀一通

一 実久之狀一通

右御用付明曆四年三月廿七日加目山三郎兵衛被差上、

一 御系図 一 霰之御幅 一 霽か作之御太刀

一 御文書 一 髭切之太刀 一 八幡十之御太刀

一 御幡 一 血吸之劍 一 薄縁之御太刀

一 御母衣 一 小十文字御腰物 一 墨絵之阿弥陀三幅対

右 龍伯様江龜山家ヨリ進上

一 茶臼釜 頼朝公御釜之由

一 勝光御腰物 惟新様江 又一郎様江

右 龜山家ヨリ進上

一 越前島津家古系図三卷

○* 綸旨口宣一卷

一 尊氏・義詮・義政御感狀一卷

一 諸文書一卷

一 諸一見狀一卷

一 証判物并起請文一卷

一 赤松圓心○*見狀一卷

右越前島津家文書系図無故島津市太夫家ニ箆藏有之処、周防殿越前島津家相統之節御取揚、御家老中加判之御添書ニ而、延享元年

四月周防殿エ拝領被仰付、彼家無上之重宝相成ル、

一 御家御系図外題者 光久公御筆、箱銘書者持明院○*輔卿、外箱

銘者平松時房卿御筆也、

島津但馬守殿実名考之儀願あり、国史館に命して撰はしむ、

撰云、

一本命木 忠通字

忠丘 帰納翰

忠字属火、被生本命之木、配復以木局之丘字、則比和命木相

共生忠、火生々不窮、且以両字之画数生八卦、則為巽卦、巽

有出世為上吉、帰納為翰々者轅也、以是為名真善之善者欤、

一 忠貫 帰納鍛

忠火被生命木、又比和貫木生々不息、以両字之画数生八卦、

則為離卦、離属陽南星為中吉、帰納為鍛、鍛者磨也、推鍊

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

也、是又非善之善者乎哉、

忠雅^{ウチノカミ} 帰納^{キョウナ}緒

忠火被生命木、又與雅木比和而相生、亦順善也、以兩字之画
数生八卦、則為巽卦、異有出世為上吉、帰納為轅々者擎獸又
角上広下大也、是又善之善者也、

但州候忠雅ヲ以諱トス、

一寛保二年壬戌四月十三日

嗣君薩摩守宗信公、島津但馬守忠就江都三田邸江御入、太守繼
豊公為 御名代御加冠、忠就嫡子萬寿丸元服中刺、又四郎久柄ト
被号、国老頼娃内膳久周理髮、又四郎折十二合・樽三荷・太刀一
腰・馬代黄金^{＊○十}兩被^{＊○鼠}、從忠就太刀一腰・馬代三十兩・干
鯛一箱・昆布一^{＊○箱}・樽一荷被進上、島津山城守・^{＊○山}本大膳着
代金三^{＊○正}宛、忠就夫人干鯛一箱・昆布一箱・樽代千疋、諦観院
干鯛一箱・昆布一箱・樽代五百疋、立花雲州夫人干鯛一箱・樽
代二百疋進上、宗信公刀一腰・太刀一腰・馬代金十兩・干鯛一
箱・昆布一箱・樽一荷久柄江、太刀一腰・馬代^{＊○金}十兩忠就江、
樽代千疋夫人江、干鯛・昆布・樽代五百疋諦観院江、干鯛一箱・
樽代二百疋立花家夫人江、肴代三百疋宛山城守・大膳江賜之、
一篠^{＊○紫} 原兵衛三郎篤通延年間島山治部太輔直頭に從て初て日州に
入り清武に住す、数十年の後伊地知周防重興叛す、家臣大坊勇敢
あり、鹿兒島に仇す、篤通か子孫大藏助篤次、其子新左衛門篤明
大坊を伐殺す、豊臣秀吉薩州に攻入に及んで國中擾乱、太守公
の包厨魚肉に乏^{＊○し}、^{＊○し}次鮮魚を奉る事再三、龍伯公謁見をゆ
るし、高十五石余を賜ふ、且恒例として年毎に鮮魚を献せしむ、
知行目録云、喧嘩新左衛門^{々々}、是篤明任俠鬪諍を好む故に世に
称して云尔に由て也^{篤明從久保公任俠云々} 篤明か子を新右衛門篤典とい

ふ、惟新公に従ひ朝鮮国に至て功あり、後 家久公江府に朝す

るに従ふ事数回、元和五年諸士の高三ヶ二を収公せらる、篤典其
親に賜ふ処を挙て悉く進献す、其子大藏篤能流落して町人とな
る、光久公聞し父祖の功を以謁をゆるさる事数回、慶安三年復
士となさしむ、伊東仁右衛門命を伝ふ、其子新左衛門篤寛嗣な
し、河野長右衛門通^{＊○子} 其子新右衛門といふ、其^{＊○和}の筈原喜右衛門なり、
一福島^{＊○左}其先源頼光の弟大^{＊○和}守頼親に出ツ、其長^{＊○子}伊豆守国
房、二男信濃守師光と称す、師光の次男を福島藏人経光といふ、
是福島氏の祖なり、

一敷根中務少輔立頼子島津筑前久頼と称ス、正保元年後光明院即位
御使者として上洛の時、島津氏を賜ふ、慶安三年子息元服の時、
島津氏を免され、夫より世々今主水久寛に至て島津氏と久字をゆ
るさる、

一田尻中務太輔鑑種後丹後守と称す、筑後柳川城主也、天正八年始
て 義久公に通す、龍造寺隆信怒て攻^二柳川^一三年終に陥る、其
子嘉兵衛幼にして隆信に質たり、隆信母免して僧となす、後還俗
して豊後に在り、薩州に來り臣たり、是ヨリ世々年頭地頭并に謁
を執る事をゆるさる、

一生駒雅楽頭一政豊臣秀吉に仕へ、封を讚州高松に受十七万石を領
す、讚岐守俊政・老岐守高俊三世相襲く、寛永十七年家臣の佞奸
に依て国除せられ、高俊羽州由利に配流、年を越へ赦を得て由利
に封せられ一万石を賜ひ、宅地を江都下谷に給ふ、今交代寄合に
列し羽州矢島八千石を領す、

一長束大藏太輔正家ハ丹羽五郎左衛門長秀の從者也、算術に名ある

を以て豊臣秀吉に登庸せられ、封を江州水口に受五万石を領す、
五奉行に列し従五位下に叙ス、慶長亂に 東照宮に敵して国除せ
らる、

一 小西撰津守行長ハ泉州堺の売人小西清兵衛入道如清か子也、秀吉
に仕て肥後国宇土に封せられ二十余万石を領す、○慶長乱虜に就
き六条河原○原に誅せられ、○世の孫に誅せられ、

一 大友○氏其先田原藤太秀○那に出ツ、秀郷七○世の孫左近将監
能直と称す、右大将頼朝公に仕て豊後国臼杵城に封せられ、甚
鐘愛せらる、修理大夫義統ハ能直十八世の孫なり、秀吉に仕て
百五十二万石○解を領す、秀吉朝鮮国を撃の時勇なきに罪せられて
国除せらる、

一 肥後守加藤忠廣ハ主計頭清正の子なり、父に襲て肥後国熊本
七十三万八千四百四十斛を領す、寛永九年故有て羽州庄内へ配流、
酒井宮内太輔に預られ国除せらる、此時忠廣一絶を賦して曰、

人間万事定不定 身以明星西又東
三十二年如一夢 醒来庄内破廬中

一 寺澤志摩守廣高肥前唐津・肥後天草十二万石○世領す、毎日寅に
起き、卯に朝へ出て、酉下刻臥床に就く、常に人に向て、夜ハ寝
ぬへきの理なり、無益の夜話に精神を勞し、明日の勤に倦むは大
にあやまれり、美味を食せず、美服を服せず、国務の余力弓馬・
劍鎗・鉄炮等の術に日を終ふ、寛永中封内鬼利支丹の賊興て近国
騒動するに罪せられて国除せらる、

一 高力左近大夫隆長政道邪なるに罪せられ、肥前国島原四万石除せ
られ松平龜千代○後陸奥守綱基へ、嫡子伊予守常長を酒井左衛門尉忠治へ、
次男右衛門を真田右衛門○松信房へ預られ、三人三方へ配流す、

常長一絶を賦して曰、

【頭書】

○慶長八年二月廿七日

急離父母去何処 皆是自然非可仲

雖朽身骸東奥地 丹心未忘致君忠

延宝四年隆長仙台上に卒す、常長兄弟 常憲廟の時赦を得て、常長
御書院○那頭に任し三千○石賜ふ、幾はくならず横死して嫡家断
絶す、

一 稲葉淡路守紀通丹波国福智山四万五千石を領す、○慶長元年謀反
の虚名を得て自殺す、国除せらる、家臣横田勘九郎死に殉んと
す、朋友止めて曰、汝か司る処の金の出納未決せず、死後誰か是
を弁せん、勘九郎止む事を得ずして止む、明年洛西妙心寺の内雑
花院にして紀通の小祥忌を行ふ、勘九郎和歌を賦し短冊に書し靈
前に備て曰、

くもりなき月のひかりにさそわれて

献胸雲祚晴大居士靈前 横田○種勘九郎正吉

うき世の雲をはれてこそゆけ

焼香礼拝して後畳に座し刀をぬき、左の脇に突立ゆる〜と右の
脇へ引廻し、左手にて首筋をかき上げ、旧友中村九郎次郎を見て
完尔と笑ひ、朋友の対面是迄ナリ、介借○借せよといふ、中村則介
借す、正吉年三十九なり、正吉か子孫稲葉美濃守正則能登守信
通に仕ふ、

一 黒田家ハ細川家同前四本道具也しに、黒田右衛門佐光之○時科有て
筑前国被召上、武江渋谷谷長谷寺に塾居す、五拾日を経て明日登城
の奉書来る、時に鎗壺本・挟箱一ツ、侍廿人有之、故に長谷寺の

裏なる竹を伐て合羽をかけ、鎗一本・挟箱一ツ、侍廿人召列登城して本領安堵す、夫より代々行列如斯也しを、筑前守継高に至て四本道具に復し、虎皮鞍覆打物免許ありし也、

一越前家ハ東照宮御二男秀康卿嫡男宰相忠直慶長十二年越前の家督たり、故有て豊後国へ配流、*〇〇知忠昌越前の家督となる、五十万石を領す、*〇〇知嫡子光長ハ 台徳廟の外孫たり、父配流の時越後高田廿五万石を給ひ少将に任す、後家中騒動して左遷せられ、大和守直矩の次男を越後の跡とし、美作津山十万石を賜ふ、

一小早川隆景ハ小早川又太郎正平の養子也、筑前国に封せられ三十三万六千石を領す、慶長二年六月十二日卒す、享年六十二、終身婦を娶らず嗣子なきに依て、中納言秀秋を養て子とす、卒して嗣なきか故に国除せらる、

一石田三成は石田判官藤原為久八世の孫藤右衛門為成か次男也、豊臣秀吉に仕へ四品に除し、江州佐和山に封せられ二十三万五千三百石を領す、慶長五年の乱六条河原に誅せらる、

一大谷刑部少輔吉隆ハ平貞盛の孫大谷仲記盛胤大谷仲記平治乱朝か後長ヲ射ル也、秀吉に仕へ越前国敦賀に封せられ五万石を領す、慶長乱関ヶ原に戦死し国除す、

一安国寺ハ秀吉に仕へ藝州の地十二万石に封せられ、慶長乱囚われ洛の中外を引渡され梟首せらる、

慶長五年濃州関ヶ原の役 東照宮凱歌の後同年十一月諸候に国郡を封せらる、

一結城左少将秀康 *〇〇知 越前国六十七万石
本地下総国結城十万石除せらる、

一松下野守忠吉 尾張国五十二万石

*〇〇知 本地武蔵国忍十万石除せらる、

一小早川左衛門督秀秋

*〇〇知 本地筑前国除せらる、

備前

*〇〇備中表作七十万石

一福島左衛門大夫正則

安藝備後四十九万八千石

*〇〇知 本地尾州清須廿万石除せらる、

一池田三左衛門尉輝政

*〇〇唐 播摩国五十二万石

*〇〇知 本地三州吉田十五万石除せらる、

一加藤主計頭清正

肥後国五十四万石

*〇〇知 本地隈本三十万石共に

一黒田甲斐守長政

筑前国五十二万五千石

*〇〇知 本地豊前國中津十三万石除せらる、

一細川越中守忠興

*〇〇知 豊前国本地の内豊後国木付共に

三十七万九千石、本知の内丹後国ハ除せらる、

一田中兵部太輔忠政

筑前国三十二万石

*〇〇知 本地三州岡崎六万石除せらる、

一堀尾帯刀先生吉晴

出雲隠岐廿四万石

本知遠州浜松十二万石除せらる、本知の内越府五万石西軍の

為に掠らる故に沙汰に及はず、

一 中村一角忠一 伯耆国十七万五千石

本知駿州十四万石除せらる、

一 浅野左京大夫幸長

紀伊国三十九万五千石

父弾正大弼長政か甲州ハ除せらる、

一 山内對馬守一豊

土佐国二十万二千石

本知遠州掛川五万石除せらる、

一京極近江守高次 若狭国九万二千石

本知江州大津六万石除せらる、

一京極 高政 丹後国 *〇〇十一万七千石

本知 伊奈八万石除せらる、

一加藤左馬頭嘉明 伊予国松山加増十万石

本知共に二十万石

一藤堂佐渡守高虎 伊予国今治加増十万石

本知共に廿万石

一前田 利長 能登国廿万石 加賀国小松大聖寺

十八万石加増、於是加越能三州一円に領す、

一金森出雲守可重 飛騨国^門三万八千石 本知二万

八千石と共に封せらる、

一池田治兵衛長吉 因幡国鳥取六万石

本知一万石除せらる、

太閤秀吉治世諸侯俸禄

一石田治部少輔三成 廿三万五千三百石

一大谷刑部少輔吉隆 五万石

一長沢上野介康忠 一万五千石

一長谷川藤五郎秀一 十一万石

一羽柴丹波守秀勝 十七万四千石

信長の男正三位甲斐中納言卜称す、

一渡瀬左衛門佐繁詮 三万石

一前野但馬守長康 三万石

一木村常陸介重高 十八万石

一栗野奎頭秀用 十五万石

一白井豊後守範季 六万石

一熊谷大膳亮直澄 五万石

一六角右兵衛督義郷 十八万石

一小早川左衛門督隆景 三十三万六千石

一早川主馬首長政 一万石

一土方勘兵衛雄久 四万五千石

一福原右馬助直高 二万石

一塩見出泉守家純 二万石

一熊谷内蔵助直陳 八万石

一平塚因幡守為廣 五万石

一加賀井弥八郎秀望 一万石

一安国寺 十二万石

一小西撰津守行長 廿万石余

一生駒老岐守重俊 十七万石余

一長東大蔵太輔正家 五万石

一増田右衛門尉長盛 廿万石

一富田信濃守信高 十二万石

一上杉中納言景勝 百二万石

一関ヶ原軍 慶長五年庚子九月十五日

一大坂冬御陣 同十九年甲寅

一同夏御陣落城 元和元年乙卯五月

一肥前国島原切支丹蜂起 寛永十四年

一島原落城 同十五年二月廿八日

- 一 明智光秀弑信長 天正十年六月二日
- 一 伏見落城 慶長五年八月朔日
- 一 岐阜落城 同年八月廿三日
- 一 味方原合戦 元龜三年十二月廿二日
- 一 木崎原合戦 同年五月四日
- 一 小田原落城 天正十八年七月五日
- 一 志津嶽合戦 天正十一年四月
- 一 龍造寺隆信滅亡 天正十三年三月廿八日
- 一 岩屋落城 同年七月廿七日
- 一 秀吉太平寺へ着陣 同十五年四月廿五日
- 一 目白坂合戦 同月十九日
- 一 龍伯公謁秀吉 同五月八日
- 一 浅野吉良刃傷 元禄十四年三月十四日 長矩即日切腹
- 一 赤穂開城 同年四月十九日
- 一 義士報讐 同十五年十二月廿四日^{イ士}
- 一 義士切腹 同十六年癸未二月四日

鹿兒島県史料集刊行一覽

集	史料名	執筆者	集	史料名	執筆者
1	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫	30	桂久武書翰	村野守次
2	丁丑日誌(上)	村野守次	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
	丁丑日誌(下)	芳 即正	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
3	薩摩国新田神社文書	五味克夫	33	江夏十郎関係文書	山田尚二
4	一向宗禁制関係資料	桃園恵真	34	示現流関係史料	宮下満郎
5	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光	35	樺山玄佐自記並雜 <small>戰末</small> ・樺山紹劍自記	晋 哲哉
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園恵真	36	島津世禄記	山田尚二
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光	37	島津世家	畠中 彬
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄	38	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
9	明治元年戊辰戦役関係資料	村野守次	39	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
10	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説	増村 宏	40	薩藩学事一・鹿兒島県師範学校史料	宮下満郎
11	管窺愚考・雲遊雜記傳	五味克夫	41	薩藩学事二・薩藩学事三	畠中 彬
12	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興	42	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
13	本藩人物誌	桃園恵真	43	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
14	薩陽過去帳	宮下満郎	44	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
15	備忘抄・家久公御養子御願一見	五味克夫	45	鹿兒島県布達(上)	宮下満郎
16	鹿兒島縣地誌(上)	桐野利彦	46	鹿兒島県布達(下)	宮下満郎
17	鹿兒島縣地誌(下)	桐野利彦	47	伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄	堂満幸子・林 匡
18	薩藩舊土文章	五味克夫・桑波田興	48	加治木吉老物語・薩藩雜事奇談集・舊薩藩諺日記集上下	安藤 保・徳永和喜
19	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興	49	西藩烈士千城録(一)	徳永和喜
20	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興	50	西藩烈士千城録(二)	徳永和喜
21	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正	51	西藩烈士千城録(三)	徳永和喜
22	小松帯刀日記	芳 即正	52	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄	53	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
24	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄	54	通昭録(三)	丹羽謙治
25	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興	55	通昭録(四)	中山右尚
26	桂久武日記	村野守次	56	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
27	明赫記	宮下満郎	57	通昭録(六)	丹羽謙治
28	要用集(上)	芳 即正	58	通昭録(七)	塩満郁夫・丹羽謙治・堂満幸子
29	要用集(下)	芳 即正			

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 前始良市歴史民俗資料館長

金井 静香 鹿児島大学教授

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

佐藤 宏之 鹿児島大学准教授

塩満 郁夫 鹿児島県歴史資料センター黎明館
史料編纂委員

堂満 幸子 鹿児島県歴史資料センター黎明館
史料編纂委員

徳永 和喜 西郷南洲顕彰館長

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿児島大学教授

林 匡 鹿屋女子高等学校長

日限 正守 鹿児島大学教授

三木 靖 鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

「通昭録」(七)

(鹿児島県史料集 第五十八集)

平成三十一年三月

発行

鹿児島市城山町七―一
鹿児島県立図書館

電話 ○九九―三二四―九五一一
FAX ○九九―三二四―五八二四

印刷

鹿児島市中央町二七―一六
かわち印刷有限公司
電話 ○九九―二五四―五〇五四